

第六十三回国会 法務委員会 議 録 第十八号

昭和四十五年四月十四日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 細田 吉藏君

理事 沖本 泰幸君

石井 桂君

田中伊三次君

赤松 勇君

下平 正一君

林 孝矩君

松本 善明君

理事 鍛冶 良作君

理事 瀬戸山三男君

理事 畑 和君

江藤 隆美君

羽田野忠文君

黒田 寿男君

中谷 鉄也君

岡沢 完治君

出席國務大臣

法務 大臣 小林 武治君

出席政府委員

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 影山 勇君

法制調査部長 影山 勇君

委員外の出席者

最高裁判所事務 岸 盛一君

最高裁判所事務 寺田 治郎君

最高裁判所事務 矢崎 憲正君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 内 恒夫君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 大内 恒夫君

委員の異動

四月十三日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

柳田 秀一君

補欠選任

中谷 鉄也君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

委員の異動

四月十三日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

柳田 秀一君

補欠選任

中谷 鉄也君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

同日

辞任

中谷 鉄也君

補欠選任

柳田 秀一君

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げ

ます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまし

て、まことにありがとうございます。ただいま

本委員会において審査中の裁判所法の一部を改正

する法律案について御意見を拝聴し、もって審査

の参考にしたいたしと存じますので、何とぞ忌憚

のない御意見をお述べいただきたく存じます。

なお、参考人の方々には、最初にお一人十五分

程度御意見を述べいただき、その後委員の質疑

にお答えいただきたいと存じます。

それでは、辻参考人からお願いたします。辻

参考人。

○辻参考人 私は、日本弁護士連合会の副会長の

辻誠でございます。

まず最初に、私は、当法務委員会が現在審議を

重ねておられます裁判所法の一部を改正する法律

案の審議にあたりまして、特に日本弁護士連合会

として意見を申し述べる機会を与えていただきま

したことに感謝いたしますとともに、国民

の利害に大きな関係を持つ本法案について、委員

会が慎重な審議を進められていることにつきまし

ても、深く敬意を表するものでございます。

日弁連が、本法案になぜ反対し、さらに慎重な

審議を願うために、今国会においては一応継続審

議に願いたい旨の要望をなされたおるかとい

うことにつきましては、すでに要望書あるいは意

見書を提出いたしておりますので、すでにある程

度御理解をいただいていると思われまします。また

貴重な時間をあまり多く費やすことはいへん申

しわけのないことであると存じますので、できるだ

け簡潔に意見を要約して申し上げたいと存ずるの

でございます。

さよりなわけで、日弁連が、本法案に強く反対

し、継続審議を願う理由のうち、最も重要な点を

次の三点にしばって申し述べたいと存じます。

すなわち、その第一は、本法案は、経済事情の

変動に応じて、民事事物管轄の上限を十万円から

三十万円に引き上げるといふ、表面上はしごく単

純なもののようにありますが、これを深く一歩掘

り下げて検討いたしますと、その影響するところ

はすこぶる大でありまして、日本の裁判機構ある

いは体系、すなわち一番を地裁、二番を高裁、上

告審を最高裁とする三審制度の体系を事実上乱す

ものでありまして、国民の裁判を受ける権利に重

大な影響をもたらすものであるということができ

るのでございます。

第二の点は、少額軽微な事件を簡易迅速に処理

する民衆裁判所として、戦後新しい構想のもとに

発足いたしました簡易裁判所の機能が、今回の改

正法案が実施されますと、全くその機能が失わ

れ、国民はこれによって大きな不利益、不便をこ

りむるのでございます。

第三の点は、本法案は本国会においてぜひ通過

させねばならないというような緊急性はごうもな

いということ、現在審議されておりますこの法

案の通過を強行されるときは、最高裁と日弁連と

の相互不信感はいり一そう強まり、対立のみぞを

深め、今後司法の運営について大きな支障を来

す、こういうことでございます。

以上が、本法案の本国会通過に日弁連が強く反

対し、継続審議を熱望いたすゆえんでございま

す。

そこで、まず第一の点についてでございます

が、戦後、すなわち昭和二十二年に新しく発足い

たしました簡易裁判所が、戦前の区裁判所とは全

く性格を異にした、いわゆる民衆裁判所として、

少額軽微な事件を簡易迅速に処理する裁判所とし

て発足したものであるといふことは、裁判所法案

が審議されました第九十二回帝國議会の委員会に

おける、時の木村篤太郎司法大臣の答弁にあるとおりでございます。この答弁の内容については、先般委員からすでにお述べになっておりますが、重要なこととさせていただきますので、私も重ねてその内容をここで御披露申し上げたいと存するのでございます。

すなわち「簡易裁判所は、民事、刑事の輕微な事件のみを取扱うのでありまして、今回新たに設けられるものであります。この種輕微な事件を處理いたしますために、「簡易な手續によつて争議の實情に即した裁判をするよう、特に工夫をいたした次第でありまして、この制度は、司法の民衆化にも貢献するところ少からざるものがある」と期待いたしておる次第であります。」かように木村國務大臣は述べられておるのでございます。

なお、当時改正されました民事訴訟法第三百五十二條には、「簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス」と規定し、口頭による訴を提起その他の特則を設けていることからも、一点疑いの余地のないところであるのでございます。

こうした簡易裁判所の出現によつて、戦前の区裁判所というものがなくなつて、地方裁判所と区裁判所とが第一審裁判所として事件を配分していた戦前の形は、戦後におきましては、第一審裁判所は、地方裁判所が区裁判所を吸収して地裁一本となつたものでございます。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着席〕

すなわち、区裁判所が簡易裁判所になつたのではなく、区裁判所は地方裁判所に吸収されてしまつておるのでございます。このことは、戦前の区裁判所所在地におおむね地裁の支部が設けられたこと、地裁は戦前すべて合議制であつたのが、戦後の地裁におきましては、区裁と同様単独制をむしろ原則とする形になつたといふようなことから、容易にこの間の事情を物語るものであるのでございます。戦後の第一審裁判所は、本来地裁一本であつて、簡裁は、家庭裁判所と同じように、地裁とは全く異質なものであるのでございます。

かような關係から、簡裁においては、いわゆる選考任命の特任判事によつて事件を取り扱わせることができることを認め、さらに民事判決に対する上訴は、第二審が地裁、上告は高等裁判所となり、かよふになつておるのでございます。最高裁判所の裁判を受けることができないような仕組みになつておるのでございます。今回の改正によりまして、第一審の民事事件の半数以上の六〇%近くが簡裁の管轄となり、正規の裁判官による地裁の充実した裁判を受ける権利が、民事事件についてはわずかに四〇%となつてしまひ、しかも最高裁による裁判を求める権利というものは六〇%の事件が失ふという結果におちついてしまふのでございます。こうしたことは、国民の裁判を受ける権利に大きく影響し、その権利をそこなうものでありまして、日本の裁判機構の体系が實質的に大きく乱されることになり、これは裁判制度において実にゆゆしい大きな問題でございます。

本法案は、實質的にこうした重大な影響を持つといふこと、すなわち司法制度の根幹に關連するものであるといふことをどうか念頭に置かれまして、慎重に御決定せられたいといふことを、強く日弁連は主張いたしておるのでございます。

次に、第二の点について申し上げますと、もし本改正法案が実施されますと、簡易裁判所は、地裁の現状以上に負担過重となり、簡裁の設置の趣旨である簡易迅速に民事紛争を処理するといふ機能は全く没却され、国民はますます裁判所に対する信頼を失ふであろうといふ点にあるのでございます。

簡裁の民事訴訟事件の審理期間は、統計によりまして、昭和三十一年度が三・八カ月、三十二年度が四カ月、自來徐々にその審理期間が延びまして五・七カ月、四十二年度においては五・二カ月といふようになっておるのでございます。

かよふに現在でさえもすでに迅速という点が失われている上に、手続面におきましても、法律が定めた訴えの口頭受理あるいは即日審理等、当事者の便宜のために設けられている手続が実施され

ておらず、いわゆる簡易に事件を取り扱うといふかけ込み裁判所としての機能も失いつつあるといふのが現状でございますが、その上、最も問題となつておることは、いわゆる質的問題のある特任判事によつて多くの事件が処理されるため、その審理のしかたや判決に対して国民の信頼度が非常に低くなつておるといふ嘆かわしい現状でございます。

簡裁は、そうした現状をすみやかに改善をはかり、本来の機能を回復させることがむしろ先決問題であらうかと思つておるのでございます。しかるに、そうした改善策を施すことなく、この上、今回の改正法案が実施された場合、これも資料によつて検討いたしますと、本委員会に提出されております法務省からの資料でございますが、もし三十万円に引き上げられた場合の第一審の事件数の推定でございます。法務省提出の資料の一ページでございますが、昭和四十三年度の場合、地方裁判所が三万八千六百七十七件減少し、それと同数の件数が簡易裁判所にいき、それだけ増加するといふこととでございます。この数字は、全体の事件数の二〇・九%といふこととでございますが、現在昭和四十三年度の簡易裁判所の事件数の五万九千九百二十六件に対する三万八千六百七十七件といふのが、どういふ比率になりますかといふことを計算いたしましたところ、六五%弱といふ比率になるのでございます。現在の六五%弱の数の事件が地裁から簡裁へ移される、こういうことになつてしまふのでございます。こうした点から見ると、簡裁は、現状以上に審理期間は延び、迅速性を失ふことは当然であり、手続面におけるサービス、奉仕といふことも全く失われ、簡裁設置の法の精神といふものは全くことごとく踏みにじられる結果におちいつてしまふのでございます。地域住民の簡裁に対する期待、信頼といふものは、全く失われ

てしまふのではないでございましょうか。私ども日弁連は、そうしたことを真剣に憂えて、現状を改善することこそ急務であり、今回の

改正案について、あえて反対せざるを得ない理由の第二でございます。

最後に、本法案の緊急性といふこととでございますが、法務省及び最高裁は、本改正案をどうしても今国会において通過させたいといふこととでございますが、本法案にはそうした緊急性はごうも見受けられないのでございます。日弁連といたしましては、簡裁事務管轄の問題については、簡裁の性格、あり方といふものを十分に論議し、今後の簡裁のあるべき姿といふものを明瞭に打ち出して、その上に立つて管轄の範囲を定めるべきであると考えておるのでございます。日弁連としては、最高裁にそのような線での協議を進めたいと主張いたしておるのでございます。

ところが、裁判所は、物価の上昇その他経済事情の変動によつて、地裁の事件数が多くなり、地裁の負担が過重になつており、裁判官会同等において強い要望が出るので、地裁の負担過重を軽減するために、簡裁に事件を回し、地裁と簡裁との負担の割合を昭和三十年ごろの状態、すなわち地裁が四二・五%、簡裁が五七・五%といふ数字に戻したいといふことにあるようでございます。法務省の本法案の提案理由としては、「経済事情の変動にかんがみ、簡易裁判所が取り扱う民事訴訟の範囲を」改める必要があるといふふうに書かれ、提案理由説明書にも、国民の所得や消費の増大、物価の上昇等の経済事情の変動を考慮して云々といふことであつて、地裁の負担過重による簡裁との事務管轄の調整といふことには一言も触れられてはいないのでございます。しかし、最高裁が日弁連と管轄問題について従来協議を進めてきましたテーマは、当初は広く「第一審裁判所のあり方」といふのでありましたが、その後「民事及び刑事第一審裁判所における事務管轄の調整について」といふふうになつてきたのでございます。

昭和四十三年の十一月二十七日付で、最高裁判事局から協議の資料として、当時たつき台といふことも言つておられました。たつき台として弁護士会に交付を受けた書面には「民事第一審裁

事局から協議の資料として、当時たつき台といふことも言つておられました。たつき台として弁護士会に交付を受けた書面には「民事第一審裁

判所における事物管轄の調整について」という表題で、その第一に「事物管轄の調整の必要性」この動向を見ること、「昭和三〇年度においては、地方裁判所において受理したものが全体の四二・五％、簡易裁判所において受理したものが五七・五％であったのに、逐年前者の割合は増加し、後者の割合は減少して来ている。ことに、昭和三八年まで以前は前者の割合が後者の割合を上回るに至って以来その傾向は著しく、昭和四二年度には、前者が六四・一％、後者が三五・九％となっている。そして、昭和三〇年度と昭和四二年度とを対比すると、第一審訴訟事件の新受件数は全体では増加しているにもかかわらず、簡易裁判所の新受件数は減少しており、地方裁判所のそれは著しく増加している。云々。中略いたしまして、「その結果、地方裁判所の負担が過重となり、未済事件が増加するに至った。そこで、地方裁判所と簡易裁判所の事物管轄を調整し、第一審訴訟事件を地方裁判所と簡易裁判所とに適切に配分し直すことが是非とも必要である。と、こゝういふ必要性を説かれて、第二に、「事物管轄の調整の構想として、「第一審訴訟事件の地方裁判所および簡易裁判所の新受件数の割合を昭和三〇年度当時の状態に復させることとし、簡易裁判所は訴訟物の価額が三〇万円をこえない請求について管轄権を有するものとする。」かように書かれておるのでござい

ます。このように、法務省の提案理由と最高裁が本法案改正を意図されることとは、いささか食い違ひがあるのではないかと見られるのでございませうが、それはそれといたしまして、地裁事件がふえ、未済事件が増加しているということも事実ではございませうが、これまた、統計によつて見ますと、その事件数というものは、昭和四十年ごろをピークといたしまして、その後は必ずしも地裁においては事件数が増加しておるといふ現状ではないのでございませう。このような状態でありまして、しかも地裁の審理期間というものは、これまで

た三十七年の十二・九カ月を頂点とし、その後は徐々に期間は短縮されて、四十二年度は十一・八カ月、かように短縮されておるといふのが統計による実情でございませう。このような状態でありまして、最高裁が意図しておられる管轄の調整というものが、裁判所の便宜ということに主眼が置かれ、簡裁の性格、簡易迅速に処理するということ、国民の利益というものがいささか軽視されているのではなからうかと危惧するものであります。また、それは別といたしましても、この改正法案が一年を争うほどの緊急性がないということ、これによつても当然御理解、御認識をいただけるのではなからうかと考

えるのでございませう。日弁連といたしましては、この問題について、最高裁との間に設けられております連絡協議というものがございませうが、この連絡協議において十分検討し、先ほど申し上げましたように、簡裁というものの性格、あるべき姿というものを明確にし、その上で、簡裁の事物管轄をいかにするかという点から協議することが最も適正な、正しい方向ではなからうかと思つて、最高裁との連絡協議でそうした意見を真剣に出して、審議を重ねようとしていたのでございませうが、最高裁は、当初は、「第一審裁判所のあり方」というたいへん幅広い適切な議題を出され、相当柔軟性を持たれていたのでございませうが、それが結局は簡裁事物管轄の拡張というふうに限定されてしまい、特に法務省からいよいよ今国会に法案が提出されるといふことがございませう。硬直化した高姿勢をもつて日弁連に臨まれ、十カ月を三カ月に引き上げることだけは承知してもらいたい、その他の問題については別にゆつくり相談しようという態度に変わつてこられたのでございませう。当初たまたま台詞も、それがそのまま法務省の法制審議会にかかり、それが何らの修正をなされることもなくこの国会に提出されてしまったというのが現状であり、経過でございませう。

もしこのままこの法案通過を強行されますときは、日弁連は、最高裁に、この問題を契機といたしまして、はなはだ遺憾でございませうが、強い不信感を持つに至り、両者の対立はきびしいものになり、両者の間には埋めることのできない深い溝ができることは必定であります。今後の司法の運営に大きな支障をもたらすものであつて、われわれ司法の一翼をなす日弁連として、はなはだ残念であります。国民のためにも申しわけないと思つておるのでございませう。日弁連といたしましては、この問題については、最終正規の機関にはかつて、慎重かつ熱心に論議を重ねており、論議の過程において、当初内部的に若干の意見の相違があつたとはいへ、本法案がこのままの形で今国会を通過することについては絶対に反対であり、このことは、去る二月以来正式に、正規の機関によつて決定いたしましたことでもございませう。どうかひとつそうした事情も十分おこみ取りいただきまして、ぜひ継続審議に願ひたいということを強く要望いたしまして、今日まで、日弁連の正式な活動として、成富会長以下、その運動を推進している次第でございませう。何とぞよろしく慎重な御審議をお願い申し上げます。次第でございませう。ありがとうございませう。

○瀬戸山委員長代理 どももありがとうございませう。次に、和島参考人をお願いいたします。○和島参考人 当委員会に参考人として意見を陳述する機会を与えられましたことに感謝いたします。

〔瀬戸山委員長代理退席、委員長着席〕私、ただいま辻君から述べられました裁判所の連絡協議会委員として、また、この問題が審議されました法制審議会委員として関係してまいりましたので、そうした角度から若干意見を述べたいと思ひます。結論としましては、辻参考人と同じような結論になるわけでありませうが、若干視野を変えて申し述べたいと思ひます。

一つの事例を申し上げたいのですが、大阪地方裁判所で民事部の法廷が狭隘だ、狭いから、増築しなければ訴訟を促進できないというところで、いまから約十年ほど前に、大阪の地理を御存じの方はびんとくるのでありますが、分室を大手前のほうに設けられたのであります。紙上でお考えになると、狭い法廷より広い法廷をつくつたほうが、たくさん開廷ができる、訴訟も促進できる、これはだれも疑われないのであります。この決定が裁判所だけでなされて、弁護士会の意見をお聞きにならずにおつくりになったのであります。その結果、訴訟がたいへんな遅延を来たした。近畿の弁護士会では、もう事あるごとに、けしからぬ、けしからぬ、こんなことをして費用を使つて裁判をおくらせるようなことは何事か、いままこの問題が続いておられます。

これはどういふことになるかと申しますと、民事の裁判は、御存じのように、双方弁護士が代理しますから、本庁でやっておりますならば、民事の裁判所は日に五件でも六件でも、あちらこちらと弁護士は走り回つて、法廷に出られるわけですから、ところが、大手前町のほうへ行つたために、大手前町のほうで一つ事件が入ると、本庁のほうへは——午前中はもうそれで拘束されてしまふ。それがために、とんでもないことをやつたといつて、弁護士会は絶えず抗議を申し込みました。去年、ちょうど法務庁舎が完成しまして、法務庁舎へ検察庁が移転したのを機会に、これを戻すようにとわれわれもいろいろ交渉しまして、やつと半分だけ返つたのであります。この訴訟遅延がどれくらい割合にのほのかといふことは、数字ではまだ出しておりませんが、たいへんな訴訟の遅延ぶりだつた。これはもう高裁の長官が、地方の所長が、赴任してくるごときにも、申しわけない、申しわけないといふことで、いまだに続いておる問題であります。

この一つの事例が示しますように、紙の上で、数字の上で、それから理屈の上でお考えになると、非常に名案のように見えることが、いま申し

ましたような、とんでもない結果を来たすのであります。何でもないことではありません。弁護士会のほうへ、庁舎が狭隘だからひとつ地元で弁護士会が協力してくれ、予算はあるからと、おっしゃって御相談になれば、もつと適切な、能率的な方法があり得たと考えられるのであります。

今度の問題につきまして、私たちがなぜ反対するか。皮肉な面から言うと、何か弁護士が、簡裁のほうへ事件がたぐさいくと、職業的に不利になるのじゃないかというような皮肉な声を聞くのであります。これはとんでもないことで、地方であり、簡裁であり、弁護士が事件を頼まれることにおいては、むしろとも変わりは無いと思ひます。それよりか、私たちが反対してまいりましたのは、国民の生活に至大な影響を及ぼす救いがたい、たいへんな問題だということで、われわれは反対してまいっておるのであります。全国八千の弁護士の中にはいろいろの考え方はあります。いろいろの経歴の人もあります。その人たちが、組織を通じて正規の委員会をつくりまして、数十回にわたる審議を重ねて、その結論として賛成しがたいということ、何を意味するかということをお互にお考えいただきたいのであります。

由來、こういう司法制度に関する問題は、物価問題とか国民の生活に直接の影響を持ちませんから、先ほど言いましたような問題でも、自分が当事者にならぬとびんごないわけでありませう。言いかえすれば、この種の問題は、国会におかれましては、特に慎重な御審議をわすらわれないのは、声なき声を聞いていただかないと、適切妥当な処置ができないところにあると考へるのであります。

われわれ弁護士会が、日弁連が使命感のもとに、得にもならぬこの問題を、これほど熱心に、これほど血道を上げて反対いたしますのは、いま申し上げましたように、われわれ日弁連会員が、この問題を国民の声なき声を代表して反対するのではありません、一たんこの問題が実施に移されるようなことがあり、簡単に立法化されるといいたしま

したならば、その影響及ぼすところ至大なものがあるからなのであります。私たちが委任状こそとつておらないが、国民全体の代表だという自負のもとにこの反対運動を進めてまいらざるを得ないと思ひます。

現在の簡裁の実情から見まして、あるいは地方裁判所の実情から見まして、なるほど訴訟遅延といふことはぜひ打倒しなければならぬ大きい問題だと思ひます。今度の立法を要請される理由は、きわめて簡単に、昭和三十年ころの地方と簡裁との比率に戻すだけだ、これは物価のスタイロと経済事情の変更にによるのだ、何でもないので、きわめて簡単な御説明を私たちが繰り返してまいっております。しかし、この問題は、いかく簡単な問題でございませうか。私たちがたいへんな問題だと考へております。司法制度の根幹に触れる重大な問題だと考へております。これをただごととばかり承つておると、こうした問題にタッチなさらぬ方から見ると、何でもない問題のように聞こえるかもしれないが、これを実情に照らして、実際の場に当てはめてお考へ願へれば、私たちのこれから申し上げることもおわかりいただけるのじゃなからうかと考へるのであります。

この問題を、十万円を三十万円にしますと、まづ政府の御説明のように、大体四二・五％は地方の管轄、それから五七・五％が簡裁の管轄といふことになるのであります。訴訟の促進といふのは、しきの御旗といふことに考へられますが、これを地方から簡裁へ移しても、第一審の裁判所としては、はたして訴訟の促進になるかといふことが考へられなければならぬことだと思ひます。地方のほうで渋滞しておるのを簡裁のほうに移す、これでは本質的な解決にはならない。私たちは、だからこの問題は、日弁連の始終強調いたしますことは、地方裁判所が渋滞すれば、なぜ地方裁判所を人的、物的に拡充強化して、国民の人權を守らうとなさらないのか、これがわかり切つた論法だと思ひます。しかし、昭和三十

年ころの簡裁と地裁の比率が、ほぼ三十万円にしたときの比率だからといふのは、問題の緊急性といふ点から、問題の必要性という面から見ては、何らの効果はない。しかし、効果がなければ、まあまああせつかく強く主張されるのだから賛成したらいじやないかという議論も起こるかもしれないが、この問題は、たいへんな問題を含んでおるわけでありませう。

簡易裁判所といふものの性格は、先ほど辻参考人も言われたように、皆さんもすでに御承知のうちに、繰り返して申し上げる必要もないと思ひますが、何より国会でお考へ願ひたいことは、簡易裁判所は、軽微な少額事件を簡易迅速に裁判するところだからといふので、憲法が保障しております資格ある裁判官といふ、その裁判官の資格を非常に広げておるわけでありませう。具体的に申しますと、正規の司法試験を受けて二年間修習して、それでも一人で裁判といふことは重大だから、五年間は判事補として一人前の独立した裁判はやらせないといふのが司法の基本的な姿勢であります。しかし、簡易裁判所は、先ほど言いましたように、軽微な事件を日本の民主化のために簡易迅速に行なう裁判所だからといふので、資格を非常に緩和しまして、特任判事をもつて充てております。この人的な数字を見ますと、三百九十人が特任判事で、三百五十人が正規の裁判官資格を持つた人でありませう。三百九十人の特任判事と申しますと、これは司法試験に通つてなくてもいい、まあ裁判所の書記をしたり、司法事務に携わつてきた人たちの中から、選考して資格を与えておるわけでありませう。最近では、司法試験のようないやうな試験ではないが、裁判所で特任判事選考の厳重な試験ではないが、それに合格した人と、それからその中に約百名ほどだったと思ひますが、その人たちは、その試験も受けずに、資格を選考だけで与えられておるのであります。多

年ころの簡裁と地裁の比率が、ほぼ三十万円にしたときの比率だからといふのは、問題の緊急性といふ点から、問題の必要性という面から見ては、何らの効果はない。しかし、効果がなければ、まあまああせつかく強く主張されるのだから賛成したらいじやないかという議論も起こるかもしれないが、この問題は、たいへんな問題を含んでおるわけでありませう。

簡易裁判所といふものの性格は、先ほど辻参考人も言われたように、皆さんもすでに御承知のうちに、繰り返して申し上げる必要もないと思ひますが、何より国会でお考へ願ひたいことは、簡易裁判所は、軽微な少額事件を簡易迅速に裁判するところだからといふので、憲法が保障しております資格ある裁判官といふ、その裁判官の資格を非常に広げておるわけでありませう。具体的に申しますと、正規の司法試験を受けて二年間修習して、それでも一人で裁判といふことは重大だから、五年間は判事補として一人前の独立した裁判はやらせないといふのが司法の基本的な姿勢であります。しかし、簡易裁判所は、先ほど言いましたように、軽微な事件を日本の民主化のために簡易迅速に行なう裁判所だからといふので、資格を非常に緩和しまして、特任判事をもつて充てております。この人的な数字を見ますと、三百九十人が特任判事で、三百五十人が正規の裁判官資格を持つた人でありませう。三百九十人の特任判事と申しますと、これは司法試験に通つてなくてもいい、まあ裁判所の書記をしたり、司法事務に携わつてきた人たちの中から、選考して資格を与えておるわけでありませう。最近では、司法試験のようないやうな試験ではないが、裁判所で特任判事選考の厳重な試験ではないが、それに合格した人と、それからその中に約百名ほどだったと思ひますが、その人たちは、その試験も受けずに、資格を選考だけで与えられておるのであります。多

年ころの簡裁と地裁の比率が、ほぼ三十万円にしたときの比率だからといふのは、問題の緊急性といふ点から、問題の必要性という面から見ては、何らの効果はない。しかし、効果がなければ、まあまああせつかく強く主張されるのだから賛成したらいじやないかという議論も起こるかもしれないが、この問題は、たいへんな問題を含んでおるわけでありませう。

あります。ここへ、いま申しましたような事件の半分以上、五七・五％の民事事件が移るといふことは、どういふことでありませうか。憲法が保障する裁判を受ける国民の権利という観点から見ました場合に、これはたいへんな問題だと思ひます。簡易裁判所の性格については、それは弁護士会が、かけ込み裁判所の性格を持つといふが、必ずしもそうじやないといふような意見もありませんが、そうした理論的な議論はしばらく抜きにしまして、実情として五七・五％、私たちの調査でももつと大きい数字になるのであります。その数字は別にしまして、これだけの数字の事件が簡易裁判所のほうで審理されるということ、たいへんな問題なのであります。

簡易裁判所の事務管轄は、先ほど辻君が言われたように、当初は五千円以下の事件を扱つておりました。昭和二十五年に三万円になり、二十九年に十万円になったといふような過程をたどつておるのにならぬと思ひますが、それを三十万円にされるというのが現在の構想であります。しからば、簡易裁判所の事務管轄を考へ直す緊急性はあるのか。私は、三十万円にする緊急性はごうもないと思ひます。しかし、現在の実情から見まして、簡易裁判所の性格をもう一度検討し直して、当初から考へられた国民のための裁判所、庶民生活に密着した、国民の便宜のために国民に奉仕するやうな裁判所といふやうな性格に戻す必要はないか、この問題は相当私は緊急性を持つておると思ひます。

最近の大阪の情勢を申し上げますと、弁護士をしていらつしやる先生方はすぐびんごくる問題だと思ひますが、即日和解といふのがあります。即日和解といふのは、民事のトラブルが起こると、裁判にもかけずに、いろいろ示談をしまして、その解決した内容を裁判所でその日のうちに調書をつくつてもらう。和解調書、調停調書、これは最高裁判決と同じ効力のあるものといふので、非常に利用される、国民生活にとつて非常に重大な制度であります。名のごとく即日和解、その日のう

最近の大阪の情勢を申し上げますと、弁護士をしていらつしやる先生方はすぐびんごくる問題だと思ひますが、即日和解といふのがあります。即日和解といふのは、民事のトラブルが起こると、裁判にもかけずに、いろいろ示談をしまして、その解決した内容を裁判所でその日のうちに調書をつくつてもらう。和解調書、調停調書、これは最高裁判決と同じ効力のあるものといふので、非常に利用される、国民生活にとつて非常に重大な制度であります。名のごとく即日和解、その日のう

ちには双方が裁判所へ出ていきまして、判事の面前で和解調書をつくるという制度であります。ところが、これが現在大阪では二カ月、三カ月先じゃなく、それほど簡裁は忙しいので、手が足りないから、即日和解が、即日和解ならまだしも、翌月、翌々月和解というふうに名前を変えなければいけないというふうな実情になっておるのであります。そういう問題だけを考えまして、たいへんなことなんです。

大阪のことばかり言いますが、大阪では通常訴訟がいま四千数百件です。今度三十万円にしますと、統計を見ますと、約その倍になるのです。連絡協議会でも、私は法制審議会でも質問しました。昭和二十九年、三十年当時の割りに比率を変えてみただけ、その当時の比率に比べると、物的に場所的に設備を強化しなくても、やっつけていけるのだという御説明であります。なるほど紙の上ではそういう数字は成り立つかもしれませんが、皆さんが裁判官であった場合、現在でさえ、極端な事例かもしれないが、即日和解が三カ月先でもできないというふうな困っておる裁判所で、一番手数のかかる民事裁判が倍になるといふことはたいへんなことです。そうすると裁判所側の御説明では、それは大都會の様相だが、ひまなところもあるとおっしゃいます。なるほどひまなところもあるかもしれない。それは東京、大阪、京都、名古屋というふうな大都會へんびなところへ行けばひまなところがあるかもしれないが、しかし、全体としては、これはたいへんな問題ではないか。そう簡単に、昭和三十年当時の比率に戻すのだから何でもないじゃないかとおっしゃるような問題ではないと思ふのです。

さらに、緊急性を持つ大きな問題は、簡易裁判所の裁判は、辻若が抽象的に言われましたが、今日のような経済事情の変動期には、表へあらわれないたいへんな問題があるのです。といひますのは、不動産事件等で、きのうも私、電車の中で偶然ある弁護士と会って話をしたのですが、大阪

では、十萬円の訴額の中で、実質価額何千萬元という事件が簡裁で取り扱われておりますよ、そんなことをあなたわかつておられますか、私は追及されたのです。いま訴訟物の価額は固定資産税の評価額を基準にしておるから、山林とか不動産とかいうようなものは十萬元以下の訴額で訴訟を提起できる。ところが、土地開発、それから不動産の暴騰等の影響で、五千坪が八万円という公簿面の評価でいくと、実質価額は一千万、二千万、数百万というふうな事件はもうざらにあるといふのが実情らしいのです。こうした問題は、価額が大きいからむずかしいとは限らぬじゃないかという反駁もありましようが、やはり不動産事件は事件としては非常にむずかしいといふことは、皆さん、弁護士じゃなくても、たいがい御存じだと思います。境界確定の訴訟だとかということになってくると、老練な弁護士でも扱いかねるほどたいへんむずかしい問題をいろいろ内包しておるわけでありまして、それから簡裁で扱われておる事件は、非常にむずかしい事件がたくさんあります。これは元最高裁判調査官の人が雑誌に書いておられた。この資料は裁判所側へ私たちが提供しておきました。いろいろ困る問題がありまして、ですから、こういう問題を地方裁判所のほうに移すといふことは、国民生活の面から見ると、緊急であり、非常に重大な問題だと考えられるのであります。

それからまた、今度の問題の御提出のしかたが私はどうも納得いかないのです。人間のからだにたとえて言いますと、どろも手が痛い、手が痛ければ手だけ治療すればいいじゃないか、薬を塗っておけばいいじゃないかというやり方ではないか、からだ全体を診察して、対症療法を講じなければ、ほんとうの治療にはならない。ところが、いま簡裁の事務管轄訴額を三十万円に引き上げるという改正を企図しておられます。引き続き刑事の問題も、刑事の問題は、さらに基本的人権に關するシリアスな問題が伴うてくるから、慎重を期して別にされたのかもしれないが、いま

言いますように、一審裁判所の調整ということになれば、むしろ国民生活の面から見てぜひ改めねばならない問題、それから総合的に、民事も刑事もおしなべて、全体としてそれはどうすればいいかというふうな形で審議されなければならぬと考へます。この意味におきまして、再開しました連絡協議会において私たちは、この問題を局部的に取り上げるのは適当じゃないから、どうです、ひとつ刑事も民事も、それから地方の一審問題も総合的に御相談しようじゃありませんかという提唱をしたのであります。しかし、裁判所側は非常に急いでおられるようだから、五年も十年もかかってはとおっしゃるかもしれないから、ひとつ大いに勉強して、一年という期限を切つて裁判所と弁護士会が御相談しようじゃありませんかという提唱をいたしました。ところが、遺憾ながら、それらの問題は御相談には乗らうと思つたが、この問題だけは別で考へてもらいたいというのが、裁判所側のお答えであつたのであります。しかし、胸に手を当てて考へますれば、いま言いました、われわれは国民生活という面から、国民の人権にどう影響するといふ面から、この問題を取り上げなければならぬのじゃないかと考へます。その意味におきまして、簡裁の管轄といふことになれば、簡裁は、民事も刑事も非訟事件もいろいろやっておるわけに入れているか、どうすることが国民生活にいい影響を及ぼすかといふふうに、ひとつ問題を整理して、お考え直しを願ふ必要があるのじゃないかと考へるのであります。

私は、法制審議会でも連絡協議会でも、現地の実情を調査しておられますかといふことをいつも言うのであります。そう申し上げると裁判所側は、所長会でも長官会でも、いつもこの問題は、なぜ早くせぬのかといふふうに言われる。これが世論だ、現地の状況も絶えず統計を見ながら調査しておるといふお答えであります。しかし、ここにも私は大きな盲点があると思ふ。先ほど冒頭申しましたように、裁判所側が地元で非常

に優秀な頭脳で緻密にお考えになった計画でも、場所一つの選定を誤ると、金を使うて訴訟促進の目的が、訴訟を根幹から遅延させるような結果を生むのであります。私から端的に言いますと、やはり地元をそれぞれ弁護士会に御相談になって、それは所長さんも、このごろは民主的になっておられるから、下々の声を聞いておられるかもしれないが、しかし役所では、長官がそうおっしゃつたら、いや私たちは反対ですといふことは、私は役人生活の経験はないから言えませんが、おっしゃりにくいじゃないかと思つたので、長官が、最高裁のほうで事務管轄訴額を改めようと言つておられるが、皆さんどうですかと言つたら、それはどうもですとおっしゃるだらうと思つたのです。われわれ弁護士だとそうは申しません。やはりこれは考へてもらわぬところなりませぬぞ、實際われわれの立場からは賛成できませんぞ、忌憚のない意見を出します。しかし、そうした声だけで実情を把握したとお考えになると、とんでもない結果を見る。今度の手続においても、そういう非常な盲点があるのじゃないか。端的に言うと、弁護士だけでなくもけつこうです。地元の人たち、学識経験者も交えて、実情はどうか、どうしたほうがいいのかといふふうに、もう一つ下へおつていって、肩をたたきながら相談なさつた上で立案されると、そういう盲点がなくなるのじゃないかと考へます。

結論としましては、もう一度退いて、この問題を国民的視野から、人権の視野からお考え直しただだいて、慎重審議をするという趣旨で継続願う。私たちが協力いたします。日弁連等も協力態勢をとつております。この前も、ひとつ勉強して一年以内に結論を出そうじゃありませんか。これは一年以内といつても、一年十日過ぎたらというわけじゃありませんが、それくらい的情熱を示してこの問題に協力の態勢をとつておるのであります。私たちは、この問題が強行されれば非常に憂慮すべき事態になるんじゃないか。そういう点に

第一類第三号 法務委員会議録第十八号 昭和四十五年四月十四日

おいて、先ほどは日弁と裁判所、法務省との協力態勢にひびが入るんじゃないかという面から辻参考人は言われましたが、私は、いま言いました国民生活の面から、それから実情に適した制度を樹立しなければいかぬという点から、この問題は継続審議にしたいので、ひとつ私たちの協力の場を与えていただきたい、まずこういふ意見を開陳いたします。

○高橋委員長 それでは伊藤参考人。
○伊藤参考人 伊藤でございます。

私は、この問題にしまして、日弁連の中にも各種の考え方、意見がございますし、そしてまた、そういうものが私の事務総長在職中に書面あるいは口頭で述べられておりますので、そういう点を御紹介するというのを主として申し上げたいと思っております。

この問題にしましては、大きく分けて三つの考え方があるものであります。一つは政府案の考え方、すなわち最高裁の考え方でございます。現在の簡裁制度を前提として、昭和二十九年以降の経済事情の変動に際して訴訟の引き上げをしてほしい。それは実質的には昭和二十九年、三十年ごろの簡裁の実情に戻すにすぎないんだという考え方でありまして、これに對しまして反対説は、いま辻及び和島参考人が述べられましたように、根本的には、簡裁の性格、本来のあるべき姿から見て、元来、通常の訴訟事件というのを簡裁で扱うのは不適当である。したがって、訴訟の引き上げというものは絶対に反対だという考え方でありまして、もう一つは、折衷説といいますが、修正説といいますが、この考え方は、経済事情が変動しているというところはこれは事実であるから、ある程度の訴訟の引き上げはやむを得ないだろうが、しかし、それによつて生ずる各種の弊害を個々の的に是正する方法を講ずべきだという考え方でございます。もっともこの折衷説には、基本的な考え方、弊害の是正方法、その具体的な方法、あるいはその時期とかという面につきまして、非常に幅がございまして、これを折衷説という考えで一

まとめにするのがいかどうかは多少問題があるかと思ひますが、ともかくいすれにも属しないという意味で、折衷説と申し上げておきます。ただ、政府案そのものに対しては反対だ、すなわちいま提案されている法案を無条件で通すということには反対だということにおいては、これは反対説も折衷説も全く一致しているわけでありまして、そこで、この三説がどういふふうに関連しているかということをごく簡単に申し上げたいと思ひます。

その点は、お手元でございます。「自由と正義」に私名義のレポートがございますので、そこに概略は紹介してあります。それを要約して申し上げますと、大体実質的な争点は大きく分けて三つになります。これはまさに辻君の言われたところでありまして、第一の争点は、簡裁の性格あるいは本来あるべき姿をどうとらえるか、そうしてまた、このことと、現在の簡易裁判所制度というものはどういふ関係に立っているかという基本問題が一つであります。二つ目は、その基本問題と切り離して、現在の地裁と簡裁の訴訟事件の負担の実情から見て、これを調整しなければならぬというふうな緊急性があるかどうかという問題、これが第二点、それから第三点として、かりに調整するとしても、政府案のような一律訴訟引き上げという方法がはたして妥当かどうか、言いかえれば、それによつてどんな弊害が生ずるか、その弊害に対する手当てはどうかという具体的な問題、これが第三点であります。

そこで、まず第一の基本問題でございますが、この点につきましては反対説は、簡易裁判所というものは民衆裁判所である。たとへば英国における民事のベティセッション、刑事のマジストレートコート、こういうものと同性質のものである。だから、民事は、本来は調停とか和解とか支払い命令とかいうことを取り扱っただけで、刑事は令状を取り扱っただけである。したがって、通常訴訟というものは、本来の一審裁判所である地裁に持つていくべきものだ。このことは裁判官が、特

任判事が五〇%以上ある、あるいは上告審が、昔の裁判所ですと上告審は大審院であったのが、いまは最高裁までいかなく高等裁判所になっているというところによつて明らかである。ところで、現在の簡易裁判所というものは、裁判所法の立法当時は、まさにそういうものを想定したものである。しかるにかかわらず、昭和二十五年、二十九年の訴訟の引き上げによつて改悪が行なわれて、そうしてその性格が変わつてきているのだ。だから、本来からいへば、もとに戻さなければいかぬのだ。言いかえれば訴訟事件そのものを簡裁から全部はずしてしまつて、地裁へ持つていかなければならぬ。これが理論的な根拠になつていなければならない。したがって、訴訟事件の地裁の負担過重というものは、地裁の強化、拡充によつて行なわなければならない。それを簡裁の訴訟の引き上げによつて行なうというところは、理論的に間違つているのだ。これが反対説の主張であります。

それに対して最高裁といつたしましては、簡裁の本来あるべき姿、純法理的にいつて本来あるべき姿については、これはまだ十分に研究する必要がある、問題点も多い。比較法的に見ましても、小額軽微な事件についての特別なさういふふうな裁判制度というものを設けているのは、これは世界各国どこでもさうだ。また、当事者の利害という点からいつても、訴訟の迅速、経済というところから、その点も考えなければならぬ。それからまた、審級制度とか、そのほか日本の全裁判制度に影響してくる問題であつて、非常に多くの問題があるから、これを反対説のいふように、さういふ民衆裁判所がいかにどうかというところは、結論は直ちにいまは言えない。しかし、ともかくそれは今後とも協議は続ける研究もする。ただ、現在の地裁と簡裁の訴訟事件の負担に関する実情からいへば、非常に地裁の負担が重い。現在の裁判所法の立法当時も、簡裁の性格というものをさういふふうな純然たる民衆裁判所として規定したかどうかということ、これは必ずしも言えない。少

なくとも民事訴訟事件というものは簡裁に残したし、さうしてその訴訟を旧区裁よりも引き上げるというふうな意向はなかつたのだ。だから、現在の簡易裁判所というものは、一部においては旧区裁の権限というものはも承継している。したがつて、その性格もある程度は承継しているのだ、さういふふうに述べているわけでありまして、それによつて折衷説は、先ほど申し上げましたように、幅が非常に広いのであります。折衷説の中にも、この根本問題に關しては、反対説と同じ考え方の方も相当ございます。また、いま申し上げましたような最高裁の考え方と同じような考え方の方もあるようであります。

次に、緊急性の問題に關して、これは先ほど来お二人が言つておられますので、統計上の問題は省略しますが、要するに、昭和三十年ごろが地裁が四二、三%、簡裁が五七%ほどであつたものが、いまは地裁が六五%ほど、簡裁が三五%ほどに逆転している、このままでは地裁がパンクする状況だ、そこで、とりあえずそれを調整するため、訴訟を引き上げる以外にないのだ、さういふのが最高裁側の考え方でございます。

これに對しまして反対説側は、統計上はさうなつていなくても、実際に地裁が過重負担とはいふ切れない、審理期間の問題その他から考えても必ずしも過重負担ではない、特に簡裁は、もしこれを実行した場合に非常な過重負担になつて、簡裁自体が麻痺状態におちいるから、したがつてとりていその緊急性というものは考えられない、ことに今日まで最高裁部内では、先ほど申し上げました根本問題の解決のための努力をしていないじゃないか、さういふ主張をしているわけであり

ます。折衷説は、これに關しましては、ある程度緊急性は認めざるを得ないのじゃないか、統計上の問題はともかくとして、現実には第一線裁判官の声もあるし、また、われわれのところへ寄せられた地方の弁護士の声、たとえば京都なんかでは、地裁は次回期日まで半年もかかる、ところが簡裁では

かんこ鳥が鳴いている実情だという声もございませす。また、山梨あるいは新潟等から寄せられたものにも、同じような声がございませす。そこで、たとえは手形事件とか貸し金事件とかいうような金銭債権事件で、しかもたいした争いもない事件、ことうような事件は、いまの経済事情からいって、十万円というのはいかにも低過ぎな。相当程度引き上げても差しつかえないのじやないか。しかも手形、貸し金その他ことういう金銭債権の事件が、訴訟事件の比率からいえば相当数を占めていて、ことういうことを考えれば、ある程度引き上げても差しつかえないのではなかるか。ことに立法当時の簡裁の性格をどうとらえたかということとは別として、少なくとも現在の訴額十万円の簡易裁判制度というものは、昭和二十九年以後できていたわけでありませすから、それを前提とする限り、二十九年以降の経済事情の変動というものを全く無視するということはおかしいじやないか。したがって、根本問題の解決までには非常ないろいろな問題がございませすので、とていつ二年や三年では期待できない。できないとなれば、とていつあえずの手を打つということも必要ではないか。ことういう意味で、緊急性というものもある程度は認するといふ考え方でございませす。

しかし、だからといって政府案に無条件に賛成はできない。一律に訴額を三十万円に引き上げれば、いろいろな弊害が出てくるわけでありませす。たとえば先ほど来、例があげられておきませすように、不動産事件であるとかあるいは金銭債権事件にしましても、争いのある事件なんかには相当複雑なむずかしい事件がございませす。元来、管轄制度の本来の趣旨からいえば、むずかしい事件は地方裁判所に、簡単にやさしい事件は簡易裁判所にというのが本来の趣旨でありませす。ところが、これを訴額一本でいけば、訴額が低くてもむずかしい事件もあるし、訴額が百万、二百万でも非常にやさしい事件もあるはございませす。

そこで、この調整、言いかえれば、訴額にかかわらず複雑難解な事件は地方裁判所との競合管轄にするとか、あるいは当事者の申し立てに基づいて地方裁判所に移送しなければならぬというようにして、その弊害を是正する。

次に、簡易裁判所には特任判事というものがある。特任判事は、中には質のいいものもございませす。が、一般的にはあまり期待できないと考えられませす。そこで、そとういうむずかしい事件、複雑な事件に関しては、立法的に特任判事の職権を制限するとか、あるいはそこまでいかにないとして、事件の配点を際して、そとういう特任判事には、複雑難解な事件を配点しないといふ行政措置をとる、ことういう方法によって弊害を是正する。

それからもう一つは、簡裁事件の上告審は高等裁判所になっておきませす。したがって、判例不統一といふことが生ずるおそれがある。ところが、現在の民事訴訟法におきませすには、判例不統一を生ずるようなおそれのある場合には、高等裁判所はそれを最高裁判所に移送しなければならぬ移送義務が課せられておきませす。ところが、その移送義務に違反して移送しなかつた場合に、救済される道が閉ざされておきませす。そこで、そとういう場合には、特別上告理由として、判例不統一を来たすような場合には、高等裁判所が上告審として判決に対しても上告ができるように民事訴訟法を改正する、そとういう方法によって判例不統一という弊害は救済できる、またたすべきである。

それから第四に、御承知のように、簡易裁判所におきませすには、訴訟代理人は裁判所の許可があればしるうとでもなれるといふことになっておきませす。地方裁判所以上は弁護士でなければならぬ。そこで、簡易裁判所の事件がふえれば、非弁護士の訴訟代理といふものがふえて、いわゆる三百がばつこするおそれがあるのじやないか。それに対しまして、簡裁で非弁護士の訴訟代理を許可する場合には、そとういう複雑難解な事件とか、ことうに今回も訴額を引き上げた場合には、その引き上げによってふえた、上がった事件については、非弁護士の訴訟代理を許可しない、弁護士以外

外の訴訟代理を許可しないといふ運用をとって、その弊害を是正してはしい。それから、先ほど和島先生が言われましたように、東京とか大阪とかの簡裁といふものは、現在相当忙しうわけでありませす。おそらく現状のままでは五割とか六割といふ事件がふえた場合には、東京、大阪の簡易裁判所は非常に困ると考えられるわけでありませす。これに反しまして地方の簡裁は、かんこ鳥が鳴いておきませす。また物的施設する簡易裁判所が相当あるわけでありませす。また物的施設に、そとういう人的、物的なアンバランスを現実的に即した方法で人員の配置転換を行なうとか、物的施設の拡充を行なうといふふうな手を打つて、弊害を是正してならわなければならぬ、ことういう考え方が折衷説の考え方でありませす。

ただ、折衷説にいたしては、いま申し上げましたのは、折衷説の現在までにはあらわれた一応基本的な考え方でありませす。その内容はさらにもつと具体的に検討しなければならぬいかにしませせん。その内容を検討するためには、やはり一年程度延期して、そとうしてこの調整をはかるにしても、いま申し上げましたような弊害をはかるに研究するための一年間程度の延期は必要だといふ考え方もあるわけでありませす。日弁連におきませすは、昨年八月以降ことう問題の審議を始めて、そして十一月二十七日までは裁判所とのいろいろな協議に入るかどうかといふことを争われておきませす。結局十一月二十七日に協議に入りませす。そして十一月二十七日以降本年の三月六日まで数回協議を重ねてきたわけでありませす。そのうち実質協議に入ったのは十二月二十四日でありませす。その前はその前提問題の討論が行なわれただけでありませす。十二月二十四日以降の実質協議は主として緊急性の問題、すなわち地裁と簡裁との負担が実際にどの程度アンバランスになっておきませすか、過重になっておきませすかといふ問題、それから訴額を引き上げた場合に、簡裁先ほど申し上げた説明によりませす、いわば緊急

性的問題が主として討議せられていたわけでありませす。

その間に日弁連に対しては、この問題が具体的に提起されたのは昭和四十三年の十二月、抽象的なものは昭和四十三年の九月三十日にこの連絡協議を開くといふ、いわゆる両総長間のメモができた際に、その問題を提起したと申しておきませす。これはともかくとしまして、抽象的に提起されたのが四十二年の十月、したがって最高裁はすでに二年二月やっても結論が出ないじやないかといふことを一つの理由にしておきませす。しかし、具体的な形であらわれたのは四十三年の十二月からでありませす。四十三年十二月にこの問題があらわれてから、私が就任前、四十四年の一、二月ごろだと思ひませす。もうこのころからすでに地方の会員からは、ことうにへんびな簡易裁判所の所在地なんかに住んでいる会員からは、ある程度訴額を引き上げるべきだ、しかし、複雑難解な事件については地裁との競合管轄という趣旨で進めてはしいといふ書面も参つておきませす。

次いで、昭和四十四年九月に、この問題を日弁連で協議するため、いわゆる合同会議といふものが再開されて後、たとえば東京第一弁護士会あるいは東京第二弁護士会その他の会員からも、絶対反対というだけではなく、日弁連としてはもつと積極的に建設的な具体的意見を出すべきだといふ声が再三起つておきませす。

そとうして四十五年の一月になりましたら、その具体的意見といふものが書面でも提出されておきませす。ただいま申し上げました修正折衷説、それに大体似たような意見が書面で提出されておきませす。それからまた会長室やあるいは事務総長室にも会員が来訪された。同様な意見が述べられておきませす。あるいは抽象的に絶対反対だけではない、もつと具体的な、建設的な意見を提出して、そして最高裁との協議を進めたらどうか、そとうしなければ協議といふものは行き詰まり

になるじゃないかというふうな意見が述べられてきたわけでありませぬ。

そこで二月になりまして、私と矢島会長代行とで、何とかこの問題の局面を打開しなければならぬ、そのためにこの問題を一応理事会にはかつて、理事会の議案として提出して意見を聞いてみようじゃないか。この理事会というものは、全国の単位会の会長は全員理事になっております。その他もなっておりますが、全部で七十名で構成されているわけでありませぬ。そのほかに正副会長十一名加わりまして、八十一名で構成されているわけでありませぬ。この理事会にはかかることになり、そして二月二十一日にこの議案を提案して、ただいまの最高裁の提案理由、反対説の主張、それから折衷説の理由、そういうものの資料を出し、その内容も説明して意見を聞いたわけでありませぬ。

その結果、ここに速記録がありますが、結論だけ正確を期するために読んでおきます。「矢島会長代行より、大勢を伺っていると、折衷案が非常に数が多いようであるが、これを徒らに採決しても如何かと思うので、折衷案を基本として、理事者が合同委員会と協議して善処するというふうな、お任せ願えないかとの提案があり、(異議なしとの声あり)最後に一度、私からその点の取りまとめの結果を確認しておきたいという発言をしたわけでありませぬ。「もう一度いまの取極めの結果を確認しておきたい。折衷案というものを基礎にして、折衷案といつても非常に幅が広いから、それで、その具体的内容は理事者及び合同委員会に一任していただく。こういうことで差しつかえございませんか、それに対して異議なしということで、一応理事会というものの結論が出されたわけでありませぬ。

ただ、その結論が一体どういふ効果を持っているかということについては、多少疑義があるのでありませぬ。これは方針を打ち出しただけであつて、具体的な意見というものは確定していません。具体的な意見というものは、正副会長、すなわち理事者、合同会議に一任することになつて

おる以上は、具体的な意見が出なければ、正式意見の決定とは言えない。また、具体的な意見が、もし昭和四十年十二月十九日の日弁連の総会の決議に相反しているということになるならば、それは効力がないのではないかと、こういうふうな異議や見解があるわけでありませぬ。しかし、正式にその問題を、つまり理事会結論の法的な性格とか効力というものは今日まで論議はしていないわけでありませぬ。

次いで二月二十四日に、この合同会議の有志によつて、先生方のお手元にもあると思ひますが、民事事件に関する簡易裁判所の事務管轄擴張案に反対する意見の原案が作成されました。この原案中には、従来の反対説のほかに、東京第二弁護士会からまた折衷説というものが一応取り入れられているわけでありませぬ。ただ、この意見書と理事会の結論とは、一見矛盾するのではないかと、いろいろなことも考えられるわけでありませぬが、しかし、その点につきましては、結局論議はされてい

ないのでありませぬ。これは折衷説といつても、それからいふ申上げました反対意見といつても、いずれも政府案そのものに反対であるといつても、いずれも政府案を排斥するといつても、積極的な内容までは含んでいないのだから、矛盾してはいないのだというふうな説明で、ほぼ通つてきているようでありませぬ。この反対意見といつても、三月六日の裁判所側との連絡協議に再度提出されております。

ところが、三月九日に、御承知のように、法制審議会で政府案が可決になつて、そして自民党の政調会に回されるといふ段階になつたわけでありませぬ。そこで、これを何とか打開するために、いわゆる一年延期説といつても、その前後に出てきたわけでありませぬ。一年延期説といつても、よつて最高裁との対立を避けようとして一応提案したわけでありませぬが、結局最高裁の拒否によつて、三月六日の段階ではだめになつたわけでありませぬ。この一年延期説といつても、最高裁との対

立を避けるという意味では、一種の折衷的な考え方であると思ひますが、ただ、一年延期といつても、受取り方が違つていふと思ひませぬ。すなわち、反対説からいへば、これは反対運動を押し進めるための時間かせぎといふ受取り方をしているわけでありませぬし、折衷説からいへば、その間に何とか円満にまとめようといふ考え方をしていると思ひませぬ。

次いで、これがだめになりましたので、何らか具体的な意見といつても、この際まとめる必要があるのではないかと、三月十三日の正副会長会議にその議案を提出いたしました。その結果、一応の結論が出たわけでありませぬ。これも正確を期するために速記録を朗読いたしますが、議題は「簡易民事事件管轄問題の経過報告並びに対策の件」といふ議題で、経過の報告がなされた後、「五十嵐副会長より、この要望書案は私と伊藤事務局長及び二弁の意見を総合してできたものである。これがよいか否かは本月十六日の合同委員会に上程して決定する予定で決定されればそれが日弁連の意見となると思ふ。これは総会にかけず、主として合同委員会で決定して国会方面に出して理解して貰うよう全力を挙げたい旨を述べ、要望書案を読み上げ、これを三月十六日に採決して貰いたいし、裁判所、法務省に確約をとりつけて貰いたい。また是非鈴木委員長にこれをとりまよめようお願いします。勿論合同委員会で決らない場合もあるが、今それを論議するのはどうかと思ひ、おそらく納得すると思ひ、これを述べ、これを了承した。こうなつておりました、そしてそのときに読み上げた要望書案といつても、

簡易裁判所事務管轄調査問題につき、左のとおり要望致します。

一、簡易裁判所の基本的性格及び簡易裁判所制の本来的あり方並びに地方裁判所の充実強化については、今後とも法務省を含めた法曹三者

間において慎重に研究協議し、できる限り速かにその具体案を樹立実現すること。

二、簡易裁判所の民事事件事務管轄調整に関する法務省案は、前項による対策確立に至るまでの、地方裁判所の負担過重を調整するための臨時的・応急的対策であること。

三、前項の法務省案は、つぎの附帯条件を付して、昭和二十九年以降の適正な物価水準にスライドする限度で、簡易裁判所の管轄となる訴訟物価を修正すること。

(1)複雑困難な事件及び経済的価格が訴訟物価に比し高額な不動産事件は、本来、地方裁判所の管轄とすべきであるが、取敢えず民事訴訟法第三十条二項及び第三十一条二の運用によつて地方裁判所において審判することとし、他面、現在地方裁判所の管轄事件中簡易裁判所の管轄として差支えないものも若干ある。それ故、これらの諸点を速かに検討して、順次その立法化をはかること。

(2)特任簡易裁判所裁判官に対しては、原則として、今回の調整によつて簡易裁判所の管轄となるべき民事事件を配点しないこと。

(3)民事訴訟法第四百六条ノ二の運用につき、立法の精神を十二分に生かして活用すべく、かつ、速かに同条違反を特別上告理由となるよう同法第四百九条ノ二を改正すること。

(4)今回の調整によつて、簡易裁判所の管轄となる民事事件につき、非弁護士が介入することのないよう、弁護士に非ざる者の訴訟代理を原則として許可しないよう運用すること。

(5)今回の事務管轄の調整に伴い、簡易裁判所の地域別に生ずる負担の不公平、事務処理の不適正を招来しないよう、速かに必要なる人的・物的ないし司法行政的対策を講ずること。

これがそのときに作成されたものであります。ところが、この正副会長会議で結論が出た具体案は、原案でございます。確定はしておりませぬが、これが三月十六日の合同会議に提出されましたけれども、これは出席者の反対によつて否決さ

元にして、そうしてその後、これは皆さんのお手元においておると思いますが、この要望書案というものがその合同会議で作成された、こういう経過をたどっているわけです。

この正副会長会議の結論も、いま申し上げましたような議事録の経過でございますので、その性格とかあるいはその効力がどうかというような問題もあると思いますが、いずれにいたしましても、弁護士会内部におきましても、この問題は、各種の利害の対立もございまして、意見もあつたということを御説明申し上げまして、参考意見の開陳にかえります。

○高橋委員長 それでは、質疑の申し出がありませんので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 いま伊藤さんの言われたことはたいしてわかたつたのですが、一番重要なことですか、私はあとのほうを詳しく聞いて、それを参考にしておられたい法務委員会で裁判所の案に賛成したいのです。

要するに、いまあなたの言われた最後の議事録で、ここに書いてあるのは三月十三日に日本弁護士連合会で正副会長の会議で決定した案ですね。

○伊藤参考人 それは決定と言えますかどうか、その法律的問題は私の意見は差し控えますけれども、先ほど速記録を読み上げたあたり経過ですから、それで御承知願います。

○鍛冶委員 そのときに、理事会を開こうということでもできたことであることは間違いないのですね。そういうことでは、私は、いまあなたの言われた三月十三日のことを聞きたいのだが、正副会長の会議で大體きまつて、三月十六日にそれを決めた、こう言われたが、その三月十三日に正副会長会議で決まつた、こう言われるのは、ここでいま言われたことに書いてあるこれですね。

○伊藤参考人 その点は、先ほど申し上げましたように、合同委員会に上程して決定する予定で、合同委員会で決定されればそれが日弁連の意見と

なるので、これを合同委員会にかけるということが決定したわけですね。

○鍛冶委員 理事会とか、合同委員会というものがよくわからないのだが、この点を明瞭に、合同委員会とはどういふことであるのか、理事会とはどういふことであるのか、これをひとつ聞かして欲しい。

○伊藤参考人 日弁連の機関は、弁護士法によれば、役員としては、会長、副会長、理事、監事、これだけが役員でございます。そのほかに總會、代議員会がございまして、会務の執行はこの役員によつて行なうということになっております。ついでに、会則によりますと、会則の第五十八条には、「会長、副会長及び理事は、理事会において会務を審議する。」「左記の事項を審議する。」として、五十九条に「本会の運営に関する重要事項」として、

「一、本会の運営に関する重要事項」として、

「二、本会の運営に関する重要事項」として、

「三、本会の運営に関する重要事項」として、

「四、本会の運営に関する重要事項」として、

「五、本会の運営に関する重要事項」として、

「六、本会の運営に関する重要事項」として、

「七、本会の運営に関する重要事項」として、

「八、本会の運営に関する重要事項」として、

決議にならなかつたというのだが、私の聞いておるところでは、ほんのわずかの会員が反対したんだが、それが有力なのか、数は少ないけれども有力であつてできなかったんだが、大多数は正副会長会で決まつたことに賛成であつたんだ、こういうふうな聞きましたが、それには間違いないでしょうね。

○高橋委員長 ちょっと発言される方に申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得てから発言されるようお願いいたします。

○伊藤参考人 三月十六日の合同会議は私、出席しておりませんので、その経過はわかりません。結果を聞いたばかりであります。

○辻参考人 三月十六日に開かれました合同委員会に私は出席いたしておりますので、その経過、結果を申し上げます。

この合同会議におきましては、先ほど説明されました正副会長の方が御相談の上つくられました要望書なるものが上程されましたが、これに対しては大部分の方が反対意見でございまして、結論としてこれは否決されたということでございます。

なお、つけ加えて申し上げますが、この合同委員会には、先ほど伊藤参考人が申し上げましたように、臨司意見対策委員会と裁判所・弁護士会連絡協議委員会の合同会議でございまして、臨司意見対策委員会というものは、設置の当初から単なる補助機関のみにとどまらず、実際に決定をし、それを実行していくということが理事会において正式に認められていた委員会でございます。なお、正副会長会議というものは、公の機関として会則にあるものではございません。

なお、つけ加えて申し上げますが、この合同委員会には、先ほど伊藤参考人が述べられましたような問題についての——これも決定であるかどうか私もよく存じませんが、結論においては理事会はこの合同委員会と理事者に善処するようにおまかせをする、こういうことになっておるのでござい

ます。そのおまかせすることによりまして、二月二十四日の合同委員会においてこれを十分に審議いたしました結果、提出されております民事事物管轄擴張案に対する意見書というものがそこででき上がり、そして認められたのでございまして。この合同会議には、在京副会長あるいは矢島会長代理も出席されておるのでございまして。私どもは理事者と合同委員会と協議してこの文書ができ上がったものである、かように考えておるし、そのように取り扱つてきておるものでございまして。

○鍛冶委員 私は辻君に伺つたのではなかつたけれども、お述べになつたのなら承つておきますが、私は聞いたのではなかつたが、まあよろしゅうございまして。

それなら辻君に承りますが、あなたのほうから一番先に日本弁護士連合会として重要なものをお出しになりました。私はそれを主にしてこの間ここで質問しておるのですが、これはただ単に三月と書いてあるだけで、三月幾日どこでやったのか知らぬが、これはどういふことで決定したので

「委員長退席、瀬戸山委員長代理着席」

ちよつといまの話聞いてみても、連合会の決定でなければならぬと思つて、その連合会の決定というのがあるのか、いま言われれば合同会議というのには確かなものでないようだし、理事会でいつやったのか、その点はひとつ明瞭に、何月幾日という会場でどういふことを決議したか、これをばつぱり申し上げたいと思つておる。

○辻参考人 昭和四十五年三月、簡裁事物管轄問題に関する要望書、日本弁護士連合会という表題がつけられておる書面は、先ほど申し上げました二月二十一日、理事会が合同会議と理事者にこの問題を付託いたしました、二月二十四日の合同会議におきまして、先ほど申し上げましたような民事事物管轄擴張案に反対する意見というものが正式に採択されて、でき上がったのでございまして。なお、この合同会議におきまして、簡裁事物管

轉振案に対する日弁連の活動をする機関として、実行委員会というものが設けられたのでございます。その実行委員会が三月十九日に開かれまして、国会方面に対する要望が焦眉の急に迫っておるということによりまして、三月十九日即刻この文書を作成いたしましたのでございまして、これは日本弁護士連合会の正式な意思をしたためた文書でございます。

○鐵冶委員 それは三月十九日はどういふ会でもめられたのですか。日本弁護士連合会の何会でもめられたのですか。

○辻参考人 先ほど申し上げましたが、さらに御理解を深めるために繰り返して申し上げます。

合同会議において実行委員会というものをつくり、この実行委員会においてこの問題に対する活動をしていくということになり、その実行委員会が三月十九日にこの要望書を作成した、こういうことでございます。

○鐵冶委員 伊藤前事務局長に承りまするが、正副会長が原案をきめて、合同会議をやられた。それは合同会議は成り立たなかつたようだが、それらのものと意見が違つて、そういう別のものをつくらうと、日本弁護士連合会の名前を使つてやつて差しつかえないものですか。あなた知らぬと言われるが、その点はどう思つていますか。伊藤さん。

○伊藤参考人 非常にむずかしい問題でございます。ただ私はこの十六日以降の、これはおそらく十六日に原案ができて、そして十九日に最終決定になつたものだと思つておるが、これをつくるについては、正副会長というものは直接は関与してはなかつたはずであります。その後三月十九日に最終決定になる際には関与したのかも申しませんが、それはよく存じません。

○鐵冶委員 どういふ権限でやるかわからぬもので、こういう名前をこしらえて、この間も、連合会と書いてあるのは、連合会と書いてあつたら連合会じゃないかと言つてうしろのほうでやじつた人があつたが、まことにどうもそういうことではつてこられても、どうもこれはいばれる性質の

ものじゃないと思ふのだが、われわれは、私こで言つておるのは、これはあなたが書いてこられたから私はそこに重きを置いてこれを主にして質問しているけれども、私が聞いておるのは、その前にあなたの方のほうのいきさつを聞いて、大体において日本弁護士会の会員の意向は折衷説であるか何であるか——こうだと思つてやつたのです、これをいかにもどうも金科玉条のように言われるから、私はこれだけじゃないことを言うのだが、それはそれだけにしておきましょう。このものはそういうものであるということをここで明瞭にしたのだから、申し上げぬことにしましょう。

これは時期のことで言つてみてもしょうがないため、辻君に聞きますが、ただ経済上変動があつた。物価が上がつたということだけ言つておると言われるけれども、私ははそういうことでの問題をやつておるのじゃない。事件が変わつてきまして、だんだんものの取り扱ひの価額が大きくなつてくるのです。したがつて、小さい価額の取引が少なくなつて、だんだん取引が大きくなつてくる。したがつて、小さいものは少なくなつて、取引価額が大きくなる。それで自然にいままで簡裁にいつておる事件が減つて地裁へだんだんふえていくのだ、こういうことから考へておるのです。

これはいろいろ議論してもしょうがないが、私は違つたところを申し上げるので、それから地裁が減つておると言われるが、地裁も減つておるが、簡裁はなおさら減つておるのだ。これは統計を見れば三十九年だつたが一審ピークなので、事件は両方とも減つておるのです。その点は社会情勢がよくつたてきたでしょう、景気がよくなつたからでしょう。その点は両方なんだ。それは地裁だけが減つて、簡裁が減つておらぬのじゃないのだ。両方とも減つておるのだが、それを合わせると簡裁が激減して地裁が激減してない。それからまただんだんふえていつてひどく開いておる。そのことをひとつ考へられてみられたほうがいいのですが、あなたどう思ひますか。

○辻参考人 鐵冶委員の言われまますように、経済

事情の変動あるいは取引の形態が変わつてきた、そのために簡裁、地裁の事務管轄の両者のふえ方が変わつておるといふような趣旨、これは一応一つの理由であるといふことは私も認めるのでございませぬ。しかしながら、重要なことを見落としておられるのではなからうかと思つてございませぬ。実は「自由と正義」に出ておりますが、「國民に密着した簡易裁判所の実現」ということについて某裁判官が意見を述べておられるのでございませぬ。それによりますと、朝日新聞社が例の交通事故事件の損害賠償請求訴訟について追跡調査した結果、訴訟になつたのはわずか四割にすぎない。これでは一体國民といふものははたして裁判所に期待しておるのかどうか大いに疑問である。

個々の裁判官がそれぞれの与えられたワケ内で最善の努力をしておられるのはよくわかるが、ただその努力を一つの力にまとめ上げるための司法行政的施策の不足を感ずる。かように裁判官自身が述べられておるので、私も全く同意でございます。訴訟事件が最近多少また減つてきた、訴訟事件が減つたことをわれわれははたして喜んでいいでございませぬ。私はこれはむしろ悲しむべき現象だと、かように考へておるのでございませぬ。

これまた、ある現職裁判官が書かれておるのでございませぬが、戦後二十年たつた今日、わが國は人口、経済活動ともに飛躍的に増大したから民事訴訟もおそらく飛躍的に増加しているであろうとだれでも想像するであらう。ところが統計によると、昭和四十年第一審民事訴訟の受理件数、地裁、簡裁合せてですが、合せて戦前の平常時昭和七年から十六年の十年間の平均の八二%にか達してない。戦前よりも減つておるわけですね。これだけ日本の経済が発展し、國民生活あるいは取引が増大しているにもかかわらず、訴訟事件は八二%に減つておる、一体これをどういふふうにならねば受けておられないのでございませぬ。西ドイツのその人口あたりから受理件数を考へてみると、西ドイツのその十分の一

しかない。西ドイツの人口と比較してわずか十分の一の民事訴訟の数字にすぎない、こういうことを言われております。はたして日本の裁判所が國民から信頼され、ほんとうに國民に密着した裁判所としての機能を發揮しておるでありませぬ。私は特に簡易裁判所についてこれを申し上げたいわけですね。

せつかく司法の民主化ということ志して考へられてでき上がったこの簡易裁判所は、全く骨抜きになつてしまつておる。昔の区裁判所の仕事をするためにこつとした現象が起きておると私は思ふのであります。あの家庭裁判所をこらなくさい。家庭裁判所は昭和二十三年の発足です。その発足以来、あの家庭裁判所の努力、PR、あれが國民生活にしみ込んで、そして國民は家庭事件、少年事件について家庭裁判所のあの輝かしい業績を大いに買つておる。期待しておる。何か家庭的な問題が起こればすぐ家庭裁判所にかけ込んでいく。家庭裁判所における受付などは、調停にしろ申し立てにしろ、あるフォームをこしらえて、それに書き込めば簡単にできるよになつておる。簡裁は一体そういう努力をしておられるかどうか、こういうことを私は申し上げたい。どうかその努力をしていただきたい。先ほどかんと鳥が鳴いておると言われる。だから地裁の事件を持つていこう、こういう考へ方ではなくて、なぜ、かんと鳥が鳴くように、事件が来ないのか。國民の中には裁判所に行つて解決してもらいたい紛争もつとたくさんあるわけですね。それが裁判所に行つてもあてにならない、期待できない、こういうことからやむを得ず事件屋に頼んだり、あるいは町のボスに頼んだりして事件を解決しておる、ゆがんだ解決をいたしておるわけでございます。先ほど京都でかんと鳥が鳴いておるといふ例を言われたのでございませぬが、京都の某氏がそういうことを言われたようですが、なおよく調査したところ、あれは間違ひであつたといふことを和島参考人に言われたと先ほど言われましたので、念のためつけ加えておきます。

せつかく司法の民主化ということ志して考へられてでき上がったこの簡易裁判所は、全く骨抜きになつてしまつておる。昔の区裁判所の仕事をするためにこつとした現象が起きておると私は思ふのであります。あの家庭裁判所をこらなくさい。家庭裁判所は昭和二十三年の発足です。その発足以来、あの家庭裁判所の努力、PR、あれが國民生活にしみ込んで、そして國民は家庭事件、少年事件について家庭裁判所のあの輝かしい業績を大いに買つておる。期待しておる。何か家庭的な問題が起こればすぐ家庭裁判所にかけ込んでいく。家庭裁判所における受付などは、調停にしろ申し立てにしろ、あるフォームをこしらえて、それに書き込めば簡単にできるよになつておる。簡裁は一体そういう努力をしておられるかどうか、こういうことを私は申し上げたい。どうかその努力をしていただきたい。先ほどかんと鳥が鳴いておると言われる。だから地裁の事件を持つていこう、こういう考へ方ではなくて、なぜ、かんと鳥が鳴くように、事件が来ないのか。國民の中には裁判所に行つて解決してもらいたい紛争もつとたくさんあるわけですね。それが裁判所に行つてもあてにならない、期待できない、こういうことからやむを得ず事件屋に頼んだり、あるいは町のボスに頼んだりして事件を解決しておる、ゆがんだ解決をいたしておるわけでございます。先ほど京都でかんと鳥が鳴いておるといふ例を言われたのでございませぬが、京都の某氏がそういうことを言われたようですが、なおよく調査したところ、あれは間違ひであつたといふことを和島参考人に言われたと先ほど言われましたので、念のためつけ加えておきます。

ちろん、そうした不信感も最高裁も日弁連に対してお持ちになったことであろうとは思いますが。日弁連が、この連絡協議の場において、必ずしも当初期待された、われわれが、高橋会長が意図された意思の疎通を十分にはかって、日本の司法制度の発展のために協議をしよう、こういう趣旨が十分に生かされぬような運営が、日本弁護士連合会側の態度によっても若干あらわれてきた。それが裁判所に対して不信感をもたすことになり、相互不信というものが深まってきたのでございます。

そこへ加えて、第一審裁判所のあり方という議題がこの連絡協議に出されて、そして当初は第一審裁判所のあり方について全般的に基本的な面からも検討をする、こういうようなことで、連絡協議でも必ずしも事物管轄のみに限定してやるものではないということでもございましたが……(答弁は簡潔にしましょう。と呼ぶ者あり)申しわけありません。できるだけ簡潔に、もう少しで終わりますから。——日本の司法のためにたいへん重要なことと私考えますので、その経過を申し上げるわけで、そうした議題の出し方等につきまして、やはり若干そこに意思のそこを来たしまして、ますます連絡協議というものがごちないものになってしまった。そのためにここで十分協議をすることができなくなつたということも、この法案についてこうした結果になっておる一つの原因でございます。

しかしながら、四月一日に就任いたしました成富会長は、ただいま鑑治先生が言われましたように、何とか最高裁と胸襟を開いてこの問題について十分協議をしたい、それについては副会長の諸君も協力してくれということ、四月四日に、全国から参りました新しい副会長——私も新しく副会長になったのでございますが、協議をされ、十一名の副会長も全員協力を誓ひまして、そしてこの法案についてどうか今回は継続審議にしたい。一年間でもよろしい、その間に十分最高裁、法務省とも日弁連は話し合いをする、そうして虚心たんかいに、ほんとうに簡裁のあるべき

姿、第一審裁判所のあるべき姿というものを検討した上で、一年間以内にこの簡裁の事物管轄問題については結論を出さうではないか、こういうことから私も今回の要望をいたしておる次第でございます。どうかそこらの点を十分国会議員の諸先生には御理解、御認識いただきまして、簡裁問題について国民が実際どういうふうにいまま受けておるのか、ほんとうに簡裁というものを信頼しておるかどうかが、どうか、私どもも資料を提供いたしますから、どうかひとつもう少し実情をお調べいただいて、ほんとうに国民のために司法制度の改善、改革ということをぜひお願い申し上げたいと存する次第でございます。

たいへん長いこと時間をとりまして、申しわけございません。

○高橋委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○高橋委員長 速記を始め。

発言を求められております瀬戸山三男君に発言を許します。

○瀬戸山委員 参考人の方にちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

それは、いま委員長は専門家と言われましたけれども、私はしろろとの、国民の一人として、そういう感じで御意見を承つておきたい。

先ほど来、いきさつはよくわかりませんが、いわゆる日弁連としての反対といひますか、少し時間をかしてくれというような前提のものにいろいろ意見を承りました。その中で、私は、実は簡易裁判所そのものの実態を存じません。存じませんが、先ほど御意見の中にもありましたように、わが国の風習といひますか、国民の性質上、裁判所には、今日はややよくなったのかと思ひますけれども、何か非常になじみにくい人種——と言ひとおかしゅうございませぬが、国民性があります。欧米の国民のように、何かあればすぐ弁護士さんにまず相談する、あるいは何かもつれそらだとして裁判所に飛び込む、こういうものと違つて、ざりざり、たとえば病氣だと、もう医者にかからなければ死ぬぞというよりなときでなければ、特に裁判所あたりに行かない、そういう習慣が残念ながらあります。

そういうことで、先ほどのおことばの中にもありましたが、裁判所というものは法の支配人というか、近代国家ではやはり司法に携つておる裁判所あるいは弁護士、こういう方に常に社会生活上の問題を相談し、あるいは最後の決着をつけてもらいたい、これはもつとあつてしかるべきだと思います。そういうふうな簡易裁判所というのは、昔のように地方裁判所が果にあるいは二カ所支部がある、こういう性格でなしに、近所隣というわけにはいきませんけれども、手近なところには裁判所があつて、これはどうももつれそうだと思いますか、法律というものは日常生活に非常に重要なものだ、これが国民の社会生活を非常にスムーズにやつていくものだ、こういう習慣をつける必要があるのではないかと思ひます。

そういう意味において、戦後新たに簡易裁判所が設けられておるのじゃないかと私は思ふのです。しかし、国民の側では、まだ裁判所という名前だけの、裁判所に入らぬと人から何か妙に見られるのじゃないかと考へがあると思ひます。それにしても近所にそういうものがある、いつ出入りしてもこわいところでないという意味においては、簡易裁判所という制度は非常に必要なのでないかと私は思つております。まだまだそこまでなじんでおりません。こういうものは相対時間がかけないと、国民性ですから簡単にいかないと考へておるのですけれども、先ほど来御意見を承つておる中に、そうではないと思ひます。何かさういふお考へがあるのかなというやうな感じを受ける御発言がありました。というの

は、さういふつながりのことはではなかつたかもしれませんけれども、簡易裁判所という制度は、どうもいまの三審制度からいって、最高裁の審判を受ける機会をなくしてある、これは国民が裁判を受ける権利を何か制限しているというか剝奪しているというか、そういう結果になる、また、簡易裁判所の裁判官がどういふ人々か私はよく知りませんが、裁判官でないと言つておかしゅうございませぬが、裁判官たる本質的な知識といひますか、素質といひますか、そういう人でない者が裁判をする、国民の裁判を受ける権利を何か制限している、こういう結果になるような、したがつて、裁判官がその信頼を失ふことになる、ことは違ひませんが、さういふ趣旨の御発言がありました。

そこで承りたいのは、この日本弁護士連合会の反対理由は、さういふところにあるのか。この間の当委員会では野党の皆さんから、本質論があるのだというお話がありました。きょうの御意見はそれと立つておられるような気がいたします。そこで現行法の簡易裁判所の制度、これは制度上不適当なんだ、あるいは制度上は、裁判の民主化というたてまえからいひのだけれども、その運営が、必ずしも民事訴訟法の簡易にするとかいう点で、いろいろ欠けておるから不適当である。制度上、さういふものは、さつき申し上げましたように、国民の裁判を受ける権利を制限する、あるいは剝奪する、こういう結果になりがちなんだからだめなんだ、制度そのものが不適当か、あるいは制度はいいが、その運営がいわゆる簡易裁判所としての責務を果たしておらない、実質が伴つておらない、したがつて不適当である、どちらにお考へなさつておるかということ、ひとつ辻参考人、和島参考人から承つておきたいと思ひます。

○辻参考人 ひとつと御質問でございます。私ども特に民事裁判の使命といふものを考へますと、やはり両面があると思ひます。一つは是非曲直をたす、真相を究明して正しい法律の適用をして正義を実現する。それによつて民事事件を解決し、法秩序を維持していく、国民の法律生活をさういふ秩序あるものにしていく、さういふ使命が一つの面であり、これが、考へよう

によつては、中心的な使命であらうと思うのでございませう。第二には、民事についてはできるだけ実情に即して、簡易迅速に国民の中に入つて民衆とともに紛争の解決をはかつてやる、こういう具体的に紛争の実情に即して解決をつけていく、こういう面と二つの面があらうかと思つてございませう。

後者のほうが、まさしく簡易裁判所がそういう方向を指向して、ごく軽微な簡単な事件を、むずかしい裁判ということによらずに、実情に即して裁判所が当事者とひざつき合せて、たとえば野ら着でやってみても十分である、あるいは仕事着でやってみても十分にその当事者の意向を聞いて、時間をかけ、ひざつき合せて、そういう納得のいく紛争解決をしてやる、こういう司法の民主化ということを企図されて簡易裁判所というものが発足し、先ほど申し上げました木村国務大臣が、司法の民衆化に貢献するための簡易裁判所である、こういう説明をしておられるわけだと思つておられるかと。私、あの方面に任んでおりますが、渋谷の簡易裁判所などで一時、一週間に一回夜間審理をされたようなこともございませう。こういふたふうなこともある時期にはなされておるのでございませうが、その後だんだんに簡易裁判所の事件が管轄が拡張されてふえてきたり、あるいは昔の区裁判所的な頭でやはり真相を究明し、法律を正しく適用して判決してやるのが簡易裁判所においても必要であるというふうな観点からかどうかは存じませませんが、民事訴訟法が特別——特別の規則を設けて、簡易裁判所は口頭で申し出して受受理してよろしい、即日すぐ審理を聞いてもよろしいとか、判決などはごく簡略でよろしいとかいっておられるとかかわらず、そういう取り扱いをされるには、やはり地裁と同じような相当むずかしい手続を経る、上訴された場合にこの判決が破られることなどを危惧される面もありまして、判決などもやはり地裁に似たようなものを書こうとされる、だからなかなかできなくなる。したがって、当初ほん

とらに予想されましたような簡易迅速な裁判というものがだんだん離れていっておる。簡易裁判所の制度というものはあくまで生かすべきであつて、ただ残念なことにこれが運用面においてこなされてきたために、簡裁に対する国民の信頼感が失われてきたのである。ほんとうに簡裁の特色を生かして、民衆に解け込んだけ込み裁判所、民衆裁判所としての機能を十分に発揮できるようにしていただきたい。家庭裁判所がそういう形にだんだん成長してきておるわけですから、やればできないことはないと思つてございませう。そういう意味で、簡裁というものは特殊なそういう任務を持つてゐるんだということを申し上げて、なるべくそういうふうな事件の処理ができるように、事物管轄の範囲もそういう基準で簡易に迅速にやれる事案かどうかという点を基準にして、やはり管轄の範囲を定めるべきだ、こう申し上げておりましたが、簡裁制度は、私ども日弁連としても決して反対してゐるのではなくて、ただ運用面を改善してほしい、こういうことでございませう。

○和島参考人 私にも答へろというものでございませう。簡単に辻参考人の意見に補足してお答えいたします。私たちが簡裁制度そのものを否定する考えはだれも持つておりません。ただ問題は、本来の姿に戻さなければいかぬというのが日弁連の主張であります。民衆に親しまれる、少額軽微な事件を簡易迅速に行なうという本来の使命に戻さなければいかぬというのが私たちの考えであります。ところが、先ほど承申しますように、逐次訴額を上げ、簡裁の特質を失つておる現状、さらにそれに拍車をかけるような今度の三十万円、事物管轄の拡張に反対するわけでありませう。大阪の私たちは……。

○瀬戸山委員 その点だけでいいんですから、簡単に……。

○和島参考人 簡単に、聞いていただきたいので申し上げたのですが、大阪の実情を調べましたら、

口頭受理、これは民衆が裁判所に行つて、いろいろ裁判を起こしたいからと口で言うて手続する。口頭受理の制度を簡裁で用意しておつたのであります、それがどうかといふのでございませう。やつておられない、やれないのだといふのであります。人が足りぬからやれない、それから即日和解は、先ほど申しましたように三月も先でない、その日に出なければいかぬものが三月も先でない、受け付けられない、いろいろ実情で、民衆に親しまれる、せつかく民主化のために出発をした簡裁が、この当初の使命を離れていくところに大きい憂慮を持っておるわけでありませう。

○瀬戸山委員 私がなぜそういう点をばつぱりお尋ねしておきたいかといふことは、当委員会の質疑応答がありました際に、簡易裁判所といふのは、三審制度、最高裁までいく制度が否定されてゐる。したがって、いろいろ好ましくないのだといふふうな印象を受けるような議論があるわけだ、先ほどの皆さんの日弁連を代表しての御意見も、何かそういうふうな受け取れるような感じでございます。そうしますと、まさに本質論でありまして、簡易裁判所といふのはあるの間違ひであるといふような印象、結論になるおそれがあります。

○高橋委員長 私語を禁じます。お静かに。○瀬戸山委員 ないとは言わさないんです。簡易裁判所、たとえば三十万円になりませう、先ほどの資料にもありますが、いろいろ御意見等もありません。これもまた量があふれる、そうするとその分だけ最高裁の裁判を受ける権利がなくなるじゃないか、こういう意見が出るのです。ないとおつしやるけれども、そういう論理になつてきておる。そうしますと、この簡易裁判所制度自体がおかしいのじゃないかといふことをおつしやるのか、なという感じがしたから、念のため伺つたわけでありませう。簡裁制度というものは、私は知るほど未熟なところがあると思つておる。事態は知りませぬ。いろいろとお話を聞いておるとすよ。しか

ら、口頭受理、これは民衆が裁判所に行つて、いろいろ裁判を起こしたいからと口で言うて手続する。口頭受理の制度を簡裁で用意しておつたのであります、それがどうかといふのでございませう。やつておられない、やれないのだといふのであります。人が足りぬからやれない、それから即日和解は、先ほど申しましたように三月も先でない、その日に出なければいかぬものが三月も先でない、受け付けられない、いろいろ実情で、民衆に親しまれる、せつかく民主化のために出発をした簡裁が、この当初の使命を離れていくところに大きい憂慮を持っておるわけでありませう。

し、こういうものは、できるだけ手近に裁判所というものが、民衆というが国民が司法、法律、法の支配と始終密着して、先ほどお話をいたしましたように、秩序その他の社会生活をスムーズにするというわが国の習慣をつくりあげることが私は大切だと思つておるのです。まだまだそこまでいっておらないと思つておる。また一面、いろいろ質疑応答を聞いておりますと、なるほど民事訴訟法の簡易裁判所に対する特則が十分行なわれられておらない。また行なわれられておらないのは、いろいろ先ほどもお話をしましたが、口頭でやつても、権利関係があるから、やつぱり書いてもらいたいという場合がある。あるいは判決も、理由を多少書いておらなければあつてわからなくなつてしまつておると裁判所が心配して、なかなかあの特別に書いてあるように、全く簡略にといふわけにはいかない、御説明もありました。そこで私は、運用にまだ欠点があるという立場でお話をしておられるのかどうかといふこと、その点を承つたわけ

です。私、さういたしますと、私どもほんとうにしろろとが考へますと、いま問題になつておるのは、十万が三十万円になつておる。こまかいことは申し上げませんが、皆さんは専門家でありませうから、資料等によりまして、御存じのとおり、当初簡易裁判所の民事事物管轄は二万円以下であつた。それが昭和二十二年に五万円になつて、昭和二十六年に三十万円になつて、昭和二十九年に十万円になつた。これを見ますと、こまかい物価がどうの、国民所得の程度がどうの、總生産がどうの、このことは言ひませんが、ちよつと振り返つてみますと、昭和二十六年に三十万円に引き上げられておりましたが、その前年にわれわれ国民が日常使用いたしました紙幣、これが前には百円が最高であつたと思つておる、あるいは違つたのがあつたかもしらませんが、それが昭和二十五年の一月から千円札を国民が使い出した。もう百円札なんか勘定しておるのはとてもめんどうくさいといふことで、すべての国民がいまはもう忘れて、百円札なんか見ないよ

うなかつたことになっている。昭和二十五年の一月に千円札の使用を国民が始めた。そして昭和二十六年に三万円に上がった。それからまた国民生活といふと、金の面における勘定がだんだん違つてきました。昭和三十三年の十二月に一万円札が出た。いまはもう一万円札が常識みたいになつて、それで金使いが荒くなつたんじゃないかと私は思いますが、これをちょっと国民の常識的な考えで見ますと、物価が何倍になつたとかあるいは何十倍以上つたというより、そういうけちな計算でなくて、国民生活全体が、昭和二十五年には千円札をみんな常識的に使うようになった。それが三十三年には一万円札を常識的に使うようになった。これが国民の、ほんとうのしるうとの経済生活の標準じゃないかという気が私はするのです。そういうことを見ますと、今度十万円が三十万円に上がるのが、何か裁判制度の根本に触れる一あるいは地裁と簡裁の管轄の比率がどうだこうだとこまかく出ておりますが、それもいいでしよう。しかしそういう際に、昭和三十三年に一万円札が出たのですが、いまの十万円というのは、昭和二十九年ですか、そのくらい貨幣生活といいますが、国民の日常生活のけたというものはずっとと急激に違つてきていると思うのです。二十九年に十万円なんというのは手おくれだということのほろが率直な状況じゃないかと私は思います。そういう意味でもうそれから十年年たつております。いまごろ十万円が三十万円に、どうして一体こんなに、根本問題だとか、いやそれは裁判制度の根幹に触れるとか、そういう議論をされるのか。いろいろ理屈を聞きまされたけれども、そういう小理屈じゃない問題から考えますと、金が十万円が三十万円になつたからその事件の性質が複雑だとは私どもは思わない。ただこれを、一万円札になつて、十枚勘定して出せば済むという国民生活の簡略さ、これがほんとうに国民の常識じゃないかと思ひます。

そこで、さつき申し上げたように、いわゆる裁判の民主化、そういう国民の生活状態ですから、そういう膨張した経済生活の中における国民が金銭問題でいざこざがあつた、貸し借りでどうだというときに、近所の裁判所に、一万円札十枚勘定するのほよくて、三十枚勘定するのはだめだということは一これはどうしてもいゆるしるうとの、国民一般庶民という当たることばかどうか知りませんが、それが常識じゃないかというより気がする。あるいは三十万はなぜそうなんだ、五十万じゃどうしていけないのだ、あるいは三十九万は、あるいは四十万はどうか、これはなかなかかたまりしたためではないと思ひますが、この資料に書いてあるのは、その理屈をつけるためにいろいろ総生産あるいは一人当たりの国民所得、公務員の給与、それから一人当たりの個人消費支出あるいは物価、こういうことを裁判所といひますか、法務省、政府が苦心惨たんして何とか理屈をこねあげたのだと思ひますが、そんなことではなくて、百円が千円になり、千円が十円の昔に一万円になつていけるのに、それが、十万円が三十万円になると何か天下の裁判制度がどうかなくなつたというふうな議論をすることは、しるうとの、そこら辺の商売をしている人たちの気持ちからいふと、わからないのじゃないかという気がして居る。三十万は何だ、こう言われると、私にもよくわかりません。しかし、そんなことは常識でしようから、そのくらいのことはいいじゃないかと率直に私は思つて居るのです。そうお考えなさいませんかということだけ聞いておきます。

○高橋委員長 いろいろな時間の都合もありましたから、いまの質問にノ一カイエスか、ごく簡単に回答を願ひまして、その次の機会でもうんとまたうんちくを傾けてもらふことにしたいと思います。ノ一カイエスの御返事をどなたか……。

○和島参考人 簡明を期してお答え申し上げます。ます十万円以下、十万円という金の価値そのものはもうお答えいたしません、現実に簡易裁判所で庶民が、十万円以下のさばきをしてもらわなければいへんのだというて、手に余るほど多数の事件が来ておる。それに対して、三十万円になればその数が倍に近い数になるという問題を問にしておるわけでありませぬ。お答えになると思ひますか……。

○高橋委員長 たいへん時もたつてきました、質疑応答、なかなか終わるような模様もありませぬ。したがつて、われわれはなれておりますけれども、参考人の方はおなかもおすきのことと思ひますから、この際、暫時休憩をいたしまして、午後二時三十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時二十五分休憩

午後二時三十分再開

○小澤(太)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時三十分再開

内閣提出、裁判所法の一部を改正する法律案に対する審査を続行いたします。和知君。

○畑委員 私、若干の点につきまして参考人のお話の方にお伺ひしたいと思ひます。

先ほど辻参考人その他二人の方から意見を伺つたのでありますけれども、同じ弁護士会の役員であられ、また役員であられた方たちであります。いろいろ聞いておられますと、その間においで、伊藤参考人のほうでは若干の意見の違いがあるやに、そのニュアンスがあるように承つたのであります。いままで伊藤参考人のほうから、この問題の処理をめぐることまでに至る間の約一年間の経過等について、日弁連の前事務局長というより立立場も含めて、いろいろお話がございましたが、しかし、他のお二人の参考人のお話によりましては、いろいろ異論、議論はあつた段階もあるけれども、終局において、また決定的な段階においては、常に弁護士会の意思は一つである、そういうふうなきまつたんだというふうなお話でございます。いわば内部事情はどこにでもあつたことですが、全部が全部初めからしまいまで賛成というわけではないのであります、そういう点は若

千意見の違いがあるのであります。その間のいままでのいきまつて伊藤参考人がお述べになつたところ、伊藤参考人のお考え、その中で出ますいゆる折衷案といふものでございませぬ。この折衷案もいろいろ幅が広いといふことを伊藤参考人もおっしゃつておられましたけれども、確かにそのとおりだと思ひます。そこで、伊藤参考人にお伺ひいたしますが、伊藤参考人御自身は、幅が広いのでこの程度の折衷案が知りませぬけれども、折衷案といわれるものについて、要するに反対といふことではなくて、折衷をして、何とか裁判所と、あるいは弁護士会の反対論との間を取り持つような考へた考へ方の方ですが、この辺は折衷案に御賛成の立場でいらつしやいますか、どうですか、お聞きしたいと思ひます。

〔小澤(太)委員長代理退席、瀬戸山委員長代理着席〕

○伊藤参考人 私の個人的な意見といたしましては、折衷案に賛成いたしております。

その第一の理由は、簡裁の性格とか簡裁の本来的あるべき姿に關する反対論の御意見は、きわめて傾聴に値するものであると考えております。ことに戦前において、朝鮮とかあるいは満州において行なわれた制度、これはまさに反対論が言つておられるように、一審というものはすべて等質の裁判所にして、そして単独と合議に分けて二審も三審も同じやり方であつたわけでありまして、その実績も十分にあげつて居ることから考えましても、これは十分に傾聴に値すると思つております。しかし、少なくとも現在においては、日本の簡裁制度といふものがあつて、そしてその簡裁制度が立法当初では純然たる民衆裁判所、いわゆるベティセッションとかあるいはマジストリートコートとかいふような形をとつて居るものではなくて、多少混合的な性質を持つて居るのであります、そうである以上は、この本来のありべき姿に戻すためには、制度自体の根本的な改革ということが問題になつてくるのではないか

と思われるのであります。したがって、この問題につきましても、裁判所側も協議に依るし、研究もするといふふうにしていくわけでありまして、われわれとしても今後協議し、研究していけばいいのではないかと思います。

第二点としまして、それならば現在のいわゆる訴額十萬円の簡裁を前提として考えました場合に、やはり昭和二十九年から今日までの経済事情の変動ということ、あるいは地裁と簡裁との間の負担がかなり移り変わってきている。そして一年に大体四、五千件ずつ地裁から簡裁に移っていくという現実をながめた場合には、これに対して何かの手を打たなければいけないのではないかと。そこで、それを考えるにしましても、確かに反対説のおっしゃる通りに、いろんな弊害が生ずるから、それならばその弊害を緻密に一つ一つ取り上げてきめこまかい対策を講じていって、その弊害を是正するという方法のほうがより現実的であると、こう考えているわけでありまして、だから、ただ弊害があるから、いきなりいかぬ、全部だめだという考え方は、これは角をためて牛を殺すという結果になりはしないかと考えられますので、弊害は弊害として、これはきめこまかい対策を講ずるべきである、こういうふうには考えております。

その意見の要点は、先ほど読み上げました正副会長会議での結論として出た要望書というものが、あれも協議の結果、私の意見も入っておりますが、現在ではあれとほぼ同意見でありまして、むしろその前には、あの意見はとりあえず運用によってということになっておりますが、私自身は最初立法法によってやるべきだ、こういう考えを持ってそういう意見書を出したのでございまして、基本的にはいま申し上げたようなことではないかと。

○畑委員 さらに重ねてお伺いいたしますけれども、反対論の一番の根拠は、簡易裁判所が置かれた裁判所法が新しくできた。そのときに簡易裁判所を何でつくったか、こういう点に基本があると思っております。それで先ほど来何度も言われて

おりますように、かけ込み裁判所的な、軽微な事件を簡易かつ迅速に処理をする、こういう性格であることは疑いないと思えます。もちろんその中に軽微な事件といふことで、いままでの裁判所等の一部をやるのを許すような現実的な規定がないでもないであります。基本としては、先ほど私が申し上げましたようなところにあると思えます。そのためにこそ、特にそういう事件を処理するために、本来裁判官としては、いわゆる法曹資格を持った、法律に精通をして、かつ運用にもまた精通した人がやらなければならぬのだけれども、そういう特殊な簡単な裁判であるから、むしろ下情に通じた人格者の人で、法律的にはそれほど精通しなくてもいいような人を裁判官として充てるというために、簡裁の特任判事という制度が設けられたと思えます。ところが、それが何回かの事物管轄あるいは軽微なものを扱う簡易裁判所についての拡大といふようなことで、それがもたらすで大きく、最初の簡易裁判所のあるべき姿から事実上そういうことになってだんだんと変えられてきたといふことは、私は間違いないと思えます。その辺については伊藤参考人はどういうお考えか、まず承っておきたいと思えます。

○伊藤参考人 ただいまの畑委員の御質問はごもっともだと思えます。私も大体同じような考えでありまして、基本的には簡裁といふものはやはり民衆裁判所といふものを主体として発足したものであって、ただ純然たる民衆裁判所に旧区裁判所の職権といふものがある程度混合して入れているといふふうにご承っております。そして最初五千万であったものが二十六年に三千万になり、二十九年に十百万になっておりますが、これは少なくとも物価の、貨幣価値の推移から見ますならば、相当大幅に引き上げられている。貨幣価値の推移よりも数倍大幅に引き上げられているといふことは事実であります。したがって、その意味でかなり発足当初よりも性格が変わってきているといふふうにも私も考えます。ただ二十九年にそういうふうにある程度性格が変わったものが、その後十数年

にわたってそのまま運用されている。それを根本的にもへ戻すとか、あるいはあるべき姿に一挙にやるということが混乱なしにできるかということに疑問を持っております。

○畑委員 私もその点については同感であります。急にもとへ戻るわけにもなかなかいかぬといふような点、それを三者で十分に相談をして、將來の司法の運用について万遺憾なきを期すべきだと思っております。

ところで、今度の事物管轄の拡大というのが、政府、特に法務省の提案理由の説明におきましては、私、この前の質問でも申し上げましたが、してことさらに事務の調整というように言っていますが、使っていない。そして一本調子に、ただ経済の変動あるいは物価の上昇、こういうことだけにほって説明が加えられておるのでありますけれども、しかし、そのもととはいへば、やはりいろいろ話に出ますように、裁判所の都合、地方裁判所の事件といふものを少なくして、そして簡易裁判所のほうを多くする。昭和二十九年の改正後の三十年当時の状態になるべく復したい、こういうことが一番根底に横たわっている問題だと思つて、反対論者は、物価の問題、経済の問題とは言いがたけれども、結局、裁判所の都合によっていままで何回かゆがめられてきたものを、さらに拡大再生産といふか、そういうことではなからうか、そういうことで今度の事物管轄に反対しておる。法務省のほうであくまで経済問題だと極言しておるにもかかわらず、そしてそれに反対しておるのはその点にあると思つておりますが、その点について辻参考人の御意見を承りたい。

○辻参考人 おっしゃるとおりでございます。私も去る十日の当法務委員会に傍聴人として出席いたしました。畑委員と裁判所あるいは法務省側との質疑をお聞きして、たいへん奇異に感じたわけでございます。私も日弁連が最高裁とこの問題について協議を進める過程におきましては、先ほど私が特に資料を持ってまいりました。その資料を抜き読みいたしましたとおりでございまして、

「民事第一審裁判における事物管轄の調整について」その第一として「事物管轄の調整の必要性」といふことから、二十九年に十百万になりました直後の三十年度の簡裁と地裁の事件数の比率等の説明があり、それがその後徐々に逆転していったといふことから、その三十年度の事件の比率に戻したいといふのが今回の簡裁民事の事物管轄拡張の意図である、構想である、そういうことを明確に説明があり、それに対して私どもは、簡裁のあるべき性格といふものと十分にらみ合まして、今後の簡裁のあるべき姿といふものを展望した上で、それにかなうた簡裁の事物管轄の範囲というものを確定しなければならぬといふことを強く考え、主張をいたしておるのでございまして、地裁と簡裁の事件の配分と調整といふこと自体が、すでに簡裁と地裁の質的な違いといふものを無視して、そしてあたかも同質の裁判所であるかのように量的にそれを分配しよう、こういう考え方でございまして、これは全く簡易裁判所の性格と違つた観点から、裁判所側の、特に地方裁判所の便宜のために考えられた改正であるところざるを得ないわけではあります。

簡裁の事物管轄の定め方の基準と申しますか、基礎と申しますか、それはやはり簡易迅速に審理、判決ができる対象の事件、こういうことが基準にならなければならぬわけでございます。したがって、いまして、そうなりますと、訴額の点についても、単なる物価の上昇とか経済事情の変動といふことではなくて、簡裁の機能、能力といふところから質的に民事事件といふものを見て、複雑で非常に困難な事件、たとえば不動産関係の事件でございまして、こういうものは訴額のいかんにかかわらず、やはり地方裁のものでやるべきだといふことになってくるわけで、そうしたことをきめこまかに検討した上で簡裁の事物管轄の範囲を確定していく、そういう作業が進められなければならないわけでございます。

そういうことを考えますと、今回の法案には緊急性といふものはどうも考えられないわけでは

ないわけでは

ないわけでは

ないわけでは

す。したがって、ここ一年間くらいは——私ども、決して長い期間とは申しません。この一年間くらい、双方が十分に資料を集めて、十分に論議を尽くして、その上で事物管轄の範圍と、庶民のための裁判所のあり方だ、かように考えておるわけでございます。

○和島参考人 和島参考人はどうでございますか。

○和島参考人 この問題は、御指摘のとおりだと思っております。先ほど申しましたように、簡裁の性格が逐次もろろに変更されてきた。變更されてきた結果、先ほど私が指摘しましたように、簡裁では非常に裁判官が手に余る事件で、弁護士会で調査しても非常にたいへんな裁判が行なわれておる。そういう結果がずいぶんあらわれておるのであります。ところが、さらにこの問題が、三十万に増加すれば、先ほど申しました出の資料でも簡裁で行なわれるということになるわけでありまして、性格の変更をさらに拡大再生産するといふ結果を見るわけでありまして、この点をわれわれは非常に重視しまして、今次のような反対意見を述べておるのであります。

さらに、この問題の三十万に上げることの緊急性より、国民の側から見れば、現在の簡裁でこういふたいへんな裁判を行なわれておる、これを何とか地裁へ回してもらわなければいかぬという問題のほうが緊急性を持っておるのじやないかというところを、先ほど意見開陳した次第でございます。

御指摘のとおりだと私は考えております。

○畑委員 お二方の意見は大体同じだと思つて、今度の事物管轄の拡張といふものは、物価、経済変動ではない、それもあるかも知れぬけれども、むしろそれよりも根本的なものを持つておるというお説だと思つております。私もそれに大体同感なのであります。大体簡易裁判所がつくられた目的というのが、木村篤太郎大臣の説明にもありますように、非常に民衆化に役立つだろう、

こういうことを言っておられるのですが、まさに確かに民衆化をねらった規定だと思つて、ところが実際には、簡易裁判所が、事物管轄の逐次の拡張によって、さういふふうに行なわれておらぬ。規定がほとんど空文化して、基本性格をはじめとして、それ以外のものほとんど実際に進行なわれていない。人間も置かない、お金も使わないういふふうなことで、自然とそっちのほうが使われなくなつて、それで一度は地方裁判所に吸収されたはずのかつての区裁判所の仕事も、また今度は簡易裁判所のほうに自然と持つてこられるというふうな結果になりつつあるということだと思つておる。

それに加えるに、それを処理する裁判官が、本来の簡易裁判所の性格にのつた簡裁の特任判事であるということに——さういふ人たちが言つては語弊がありますが、同じ裁判官ではあるが、それだけ素質が地方裁判所と違ふはずの簡裁の判事に、むしろ地方裁判所の事件であつたようなものがそのまままゝいふことについては、国民のためにもならないといふような御説だと思つておる。

ところで、不動産事件、その他いろいろ特殊な事件、単に価額によつて判断することのできない、さうしたなかなか一般的にむずかしい事件といわれておる事件、さういふ事件等を、先ほど言われたが、いろいろと裁判所と協議をして、さうしてさういふものを、たとえば価額にかかわらず、簡易裁判所、地方裁判所の管轄にするとか、いろいろ確かにあると思つておる。さういふ点を、皆さんはゆつくりといつても時間の制限がありませうけれども、一年ぐらゐの間に何とか基本的な改革をしたといふことだと思つておる。お二人の、これに間違いございませんか。お二人の、どちらからでもけっこうです。

○和島参考人 そのとおりであります。先ほど来申しますように、国民の側から見ると一番訂正してもらわねばいかぬことは、ほんとうにむずかしい事件は、裁判所のほんとうに経験もあり資格もある、十分裁判のできる能力のある裁判官によつて処理されたいといふことの方が緊急だとわれわれは考えておるわけでありまして、三十万円にふやすことによつては、さういふ事件を簡裁に送る、さうして混乱させる。さうして国民、困つて見地からみましたならば、裁判の基本的——今度の問題のほんとうの趣旨は、裁判の促進ということでありまして、それが、それは何ら役立たない。それよりか、この際全面的に、さつき御指摘のような問題も取り上げ、総合的に全般的に審議した上で、適切な措置を講じたい。これも、まあいささかもございまして、一年ぐらゐの間にわれわれも精力的に協力をして、これらの一応の結論をまとめあげようといふ提唱をしておるの現在の日弁連の姿勢であります。

○畑委員 そので、伊藤参考人にお伺いしたいのですが、いま和島さんが特に言われたことですが、その辺のことは伊藤さんとしてもやはり同じ意見ではないでしょうか。まあその緊急性の問題等もございまして、さういふ点については意見はさういふ点で、さういふ点についても緊急性があるかどうか。これはさういふ点についても緊急性がある経済問題であるだけに、緊急性があるならば、やはり短い時間にお互いに基本問題までも話し合つて解決をするのだといふお考えでしようか。

○伊藤参考人 私の意見は、多少違つております。と申しますのは、一年間延ばすといふことは、いまの和島参考人の話ですと、いわば私が先ほど申し上げました折衷案に基づく弊害の是正といふことをさかまかく検討するために、さういふふうにおつしやいましたが、これは必ずしもさうではなくて、制度そのものの根本的な改革のため時間かせぎといふような点も若干あるのではなからうか、それには一年ではとつていふことではないと私は考えております。

なお、むずかしい事件を特任判事という問題であります。現在は特任判事が三百九十名、それから資格のある判事が三百五十名であります。先ほど申し上げましたように、特任判事の職権を制限するとか、あるいは事件の配点によつてさういふ事件は特任判事に回さないという方法をとれば、現在でもこれはやつてできないことではないといふふうにご考慮を願ひます。

なお、さういふ事件を地裁に回し、さういふ事件を簡裁に回すかという基準は、それは確かに理論的には複雑困難な事件は地裁に、簡単な事件は簡裁にということになりましたが、これは訴訟額によつては実際に規定できないわけでありまして、これは先ほど申し上げましたように、百万、二百万の事件でも、単純な手形の事件とかあるいは売り掛け金の事件、さういふもので、争いがなければ簡裁でやつてもいい事件があるわけでありまして。したがつて、これは物価だけではなく、経済事情の変動といふことは現実には無視できないから、一応ある程度それを加味して、さうして、さういふ弊害はまず運用でまかなつて、その結果、さういふ結果が出るか、実績がある程度見て、それによつて立法に踏み切つていくべきではないだろうか、さういふふうに考えておる。

○畑委員 伊藤参考人は、先ほどの御意見の中にも、考え方は大体さういふ考え方であるけれども、この事案については、やはり慎重に若干の実績を見て、さうして継続審議にして、たとえ事物管轄の問題だけに限つたといつたとしても、さういふことで調整をすればいい、さういふ御意見であつたように承りましたが、それで間違いはないか。

○伊藤参考人 それは、大体さういふ趣旨でありまして、さういふ対立状態のままといふことは非常に望ましくないのですから、実際に日弁連として、さういふふうな制度そのものの根本的な改革を一年間にやるというのではなく、もつときめこまかい討議をするという意味で対立を解消していくといふならば、一年程度のことでは、それは話し合つたほうが望ましいといふふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、特任判事の職権を制限するとか、あるいは事件の配点によつてさういふ事件は特任判事に回さないという方法をとれば、現在でもこれはやつてできないことではないといふふうにご考慮を願ひます。

○畑委員 先ほど来不動産の問題などが非常にむずかしいということで、これは価額に關係なしに、地方裁判所が管轄するとか、あるいはまた逆に手形の事件などは、まことに簡単で、争う余地のないものが多いのですから、そういう問題は簡易裁判所を中心にするべきで、話はなかなかむずかしいことになりませんが、ただ問題は、先ほど来一番基本的な対立であるところの簡易裁判所の基本的な性格についてどうするか、こういう問題は、実際問題になるとなかなかむずかしい。むずかしいけれども、何らかの解決なしに裁判所と弁護士会が対立しているということは、私は、まことに残念なことだと思ふ。これを何とか両者の調整をしないで、将来の司法のために非常に慨嘆にたえないことに相なると思っているわけで、私もそういう意味で慎重な審議を要するというふうな意見なんでもございませうけれども……。

それから次に、問題を変えてまして御質問いたしますが、いまの簡易裁判所と地方裁判所の扱いで、例の民事訴訟法の三十条と三十一条ノ一で二ですか、ちょっと忘れましたが、例の管轄の移送の問題がございませう。いろいろ難事件その他ということ、そういう問題に対して、いま実際にどうするかということで裁判所で行なわれておるかどうかという点について、実務を担当しているらっしゃる参考人にお聞きしたいのです。この点、辻並びに和島参考人にお伺いしたいのです。実際にその点が行っておるかどうかということですね。結局最後は職権によるというふうなことになるものだから、おそろしくなかなかなかそのとおりに行なわれていないのじやないかと思ふが、裁判所はわれわれに対する答弁には都合のいいことを言っておりますが、実際に担当をしていらっしゃるあなた方がどういう経験を持っていらっしゃるか、その点を承りたい。

○辻参考人 まず三十条の二項の、本来簡裁の事務管轄と定められておるものであつても、地方裁判所のほうで審理するのが妥当だと思われる事件

については、地裁が審理、判決ができるという規定であつたと記憶いたしておりますが、それが実際問題としてそういう取り扱ひが現実に行なわれておるかどうかの点につきましては、私の経験といたしましては、まず十万円以下の訴訟物価額の事件を地裁に持つていきましても、なかなか受付のほうで受理しないわけですね。私も事務所にいます若い弁護士が、これは昨年のごときですが、この事件は非常に複雑だから地裁のほうに、これは横浜ですが、地裁でということをお願い強く頼んだが、やはり一応簡裁に持つていってくださう、そして簡裁が地裁に移送してくれば地裁で審理いたしますがというふうなことで、とうとう簡裁に持つていった事例が、ごく最近ございませう。

それから三十一条ノ二の、簡裁に出された訴訟が複雑であり、困難な事件だから地裁のほうに移送してもらいたいといふ申し立てをしまして、これは申し立てがなくても、本来職権でもできるわけがございませうが、たしか学問上は裁量移送といふふうにいわれておりましたが、裁判所が自由裁量でそれは決定できるわけがございませうが、申し立てをしまして、なかなか簡裁から地裁に移送するといふことは、実際上はこれまた相当困難で、この事例については、少し古い事例でございませうが、二十九年以降であることはもちろんですが、たしか宇都宮の裁判所で土地の、山林と申しますか畑の事件でございませうが、これをひとつ地裁に移送してもらいたいといふ申し立てをしたのですが、裁判所ではどうしても聞いてくれないので、やむを得ず管轄違ひの抗弁という正式な申し立てをしまして、そして鑑定を申し立てをして、鑑定の結果、ようやく十万円をこえる金額になりましたものだから、地裁のほうに、これは法律的にそうせざるを得ないので、移送になったという事例を経験いたしておるのでございませう。そのとき裁判所はだいたい感情的にならなうが、私は非常に困つたこととございませう。それから東京で、これは新宿簡裁であつたと思ひますが、やはり移送の申し立てをしまして、地

裁に何か関連事件でもありませんか、何か関連事件でもあれば私のほうは移送しやしないのですが、そういうことがないといふと、やはり私のほうで審理を進めたいと思ひます。こういうふうなことで、やはり裁判所としては当事者のそうした意向で直ちに、その容易に移送するといふようなことは、実際としては皆無ではないと思ひますが、少ないといふことは、はっきり申し上げられると思ひます。

○畑委員 和島さんにお伺いいたします。何か経験があれば……。

○和島参考人 辻参考人と同じような結果を申し上げることになるのであります。ただ付加したいことは、制度はそうなっておりますが、現実には、われわれ調査しましたが、ほとんどこの規定は現実には活用されておらない。その理由はもう一つ、一たん簡裁の判事が、自分がその事件を受理して審理し出して、地裁に回せといふことは非常にプライドを傷つけるような面があると思ひます。辻参考人が言いましたように感情的になる、そういう心理的な面もありまして、現実にはこの規定はほとんどといていほど活用されておらないのが現状だと思ひます。

○畑委員 もう一つの件を申し上げます。不動産の問題ですが、いま非常にむずかしい事件が不動産には多いのですけれども、この不動産の問題なども、都会地なんかの宅地の場合なんかは相当の値段になつております。評価額も相当になつていくといふことで、どうも思うのですが、地方の都市ぐらゐのところ、あるいはそうでなくとも山林といふような面、あるいは農地といふような場合には、評価がきわめて低いわけですね。そういう点について、実際は簡裁でなくて地方裁判所に持つていきたいといふ場合に、価額が実際に高いのだからといふことで、やはりいいじやないか、簡裁の判事がいやだといふなら、そうしたらいいじやないかといふような説も実はあるのですけれども、実際問題としてはそれがやれないと思ひます。私も弁護士をやつていましたけれども、結局

評価額にたよるほかないといふことだと思ふ。評価額によつてやる以外にないと思ひますが、その辺について何か実際の経験がございませうか、不動産の問題について。

○辻参考人 たしか不動産事件についての訴訟物価額といふものについては、最高裁から通達が出ておりました。固定資産税の評価額を訴訟物価額とする、所有權關係については、それから所有權に基づく明け渡しについては二分の一、占有權に基づくものについてはどうというふうな通達が出ておるわけなんでもございませう。何年の通達だったか、ちょっと私忘れましたが、結局その通達によつて裁判所は事件の受理をいたしておりましたために、いまの御質問のように、実際の取引価額は相当高い百万、二百万といふようなものが、固定資産税の評価額においては五万、十万といふような場合が非常に多いわけがございませう。そういうことから、やむを得ず、本来は地裁に持つていきたいのが簡裁に回つて審理されているといふことは、これは多くの弁護士が数多く経験している問題でございませう。

○畑委員 そうしますと、今度それが三十万円になるということになると、その矛盾がますます拡大されるということにもなるわけですね。——けつこうです。

○瀬戸山委員代理 中谷鉄也君。

○中谷委員 一、二点お尋ねを……。

○瀬戸山委員代理 委員長から申し上げておきますが、参考人の皆さんもたいへんお忙しいところ長時間にわたつておりますので、いままでの質疑応答、意見開陳の中ですでに述べられたことは、重複しないようにお伺いいたします。

○中谷委員 私、お尋ねしたいのは、最初に参考人の和島先生にお尋ねをいたしたいと思ひます。先ほど大阪簡易裁判所の実情について非常に深刻なお話があつたと私思ひます。即決和解といふよりなことは、迅速簡易といふものを旨とする裁判のあり方としてははなはだ遺憾なことでありま

す。そこで、そういうふうな状態の中で、事物管轄の問題を一応おいておきまして、そういう状態を解消するための方法、要するに即決和解ならば、即日和解であるならば即日和解としての法に示されたような和解ができるためには、一体どのような措置が必要か。たとえば当委員会におきましては、従来から定員法につきましては常に裁判官の増員その他についてきびしい要望をいたしまして、附帯決議等を付しておりますけれども、附帯決議だけではなかなか実効がありません。そういうふうな中で具体的な措置としては、当面緊急に要請されるものは一体何かという点についてお答えをいただきたいと思っております。たいへん突然の質問で恐縮でございますけれども、もし大阪簡易裁判所の裁判官の数がおわかりでございまして、お答えをいただきましたら、これは大体腰だめでけっこうでございます。もし即決和解に限って言うならば、たとえば即日ということはないにしても、かりに当事者が納得できるような四日ないし五日ということにするためには、裁判官の数は一体どの程度ふえなければならぬでしょうか。

〔瀬戸山委員長代理退席、委員長着席〕
裁判所の職員、書記官等の数はどの程度ふえなければならぬのだから、こういうふうな点についての一応の感じとしてのお答えをいただければけっこうでございます。

最初の質問はその点に限ります。
○和島参考人 一般的にいいまして、人的、物的な施設を増強するよりはかかないとお答えするよりないのではありません。

数字の面につきまして、残念ながらもまだ具体的には調査いたしております。いたしておりますが、それに関連いたしまして、実はわれわれ、全司法の大阪支部の職員との合同研究会をやったことがあります。問題は即日和解ではございせんが、口頭受理の問題についてはいろいろ懇談したのでありますが、われわれとしてはやはりやりたいたいが、そこへ配置する人員がないんだという

のが答えであります。ただ先ほど、即日和解は一月、二月月じやなしに、私が聞いておるのは三カ月くらい先だ。しかもそれに関連いたしまして最近聞いたことは、それでは困るというので、わざわざ大阪から両当事者が、岡山の裁判所でしたか、地方の裁判所までわざわざ出張して、やってくれと言ったところ、幾ら管轄が合意されても、大阪のほうでやってもらいたいと言った受け付けてもらえないので非常に弱った、そういう深刻な事例があるようであります。相当数は裁判所側で御調査になっておられるかもしれないが、私らのほうでは、まだどのくらいその人員を増加すれば本来の即日に行けるかという具体的な数字は、責任をもって答えることはできません。

○中谷委員 各官庁でコンピュータを導入いたしまして、コンピュータの効率的な利用をはかっているようでありませうけれども、最高裁判所は導入計画はおつくりになったようでありませうけれども、なかなか実施には至っておりませう。そういうふうな点で、最高裁判所御自身も、いろいろな点で資料等をお出しになり、統計をおとりになり、いろんな試算をおやりになるようでありませうけれども、はたしてどの程度、それが単に机上の算術としての危険をはらんでいるのか、それとも実際の実務と見通しに裏づけられた性格のものなのか、この点についてはやはり私たちは疑問を感ずるわけですね。

そういう中で、一つお尋ねをいたしますが、そういたしますと、これは重ねて和島先生にお尋ねをいたしますけれども、そういうふうな現在の簡易裁判所の実態、都市特に都心部におけるところの簡易裁判所が、本来の簡易な裁判を受けられるという国民に開かれた裁判所としての機能を果たしていない、そんな状態のところは事物管轄を十

万から三十万に変更するということは、これは大阪でありますから申すわけではありませうけれども、ちよとど私自身もガス爆発の現場を調査してまいりましたけれども、現在すでに簡易裁判所は実務の面においては非常に混乱しておる。その中

にさらに事件が、事物管轄の変更によって殺到してくるというところは、ガス爆発にたとえて言うならば、ガスの継ぎ手ははずして火をつけるようなことではないか。これはだから全くたいへんな混乱を来たすことになりはしないか。やはりこれは都市問題あるいは人口過密化問題の一環として把握すべきものだとおっしゃるに、和島先生、先ほどから非常に確かな御意見をお述べいただいたのでございませう、事物管轄が変更されて十

〇和島参考人 御指摘の点を憂慮しますがゆえに、私たちは大いに問題にしておるわけでありませう。そこで……

〇高橋委員長 なるべく簡単に回答してもらわなければ、たいへん時間もおそくなるし、参考人の質疑が終わっても、たいへん質疑される方が待つておるから、簡単にしてもらうて……

〇和島参考人 簡明を期して……。私たちは、この際ぜひ国会でも柔軟な頭でお考えいただけると、いろいろ打開策がありはしないか。といいますのは、弁護士会が協力しますれば、たとえば即日和解の問題でもある程度制度的に検討をして、調停委員、司法委員等がありますように、そうした協力もできるのではなからうか、こういうふうな、ただこれまでのやり方だけを墨守して、型にはまっただけの頭じやなしに、国民のために、民主化のためにという見地から考えていきますならば、いろいろ独創的な、民衆に真に満足を与えられるような制度が考えられると思っております。こういう点をひとつ示唆したいと思っております。

それから和島先生のお話の中には、提案についての緊急性が認められないというお話でありましたが、一歩さらに進めて、単に緊急性が認められないだけではなしに、合理的な理由がない。合理的な理由がないだけではなしに、危険をさへもはらんでおる、こういうことでもあります。そこで辻さんにお尋ねをいたしたいのであります。そこで辻さんというふうな検討期間を設けるというお話でございませう。しかし、ガスに火をつけるような、言うてみれば事物管轄の変更によって簡易裁判所の機能がすでに失われておるともいっていいような、そういう都市部における簡易裁判所、とにかくそれが一そう混乱することが明らかであるような状態を招来することがはつきりしているものについて、一年の猶予期間を置いたことによつて、たとえば裁判官の定員の問題だとか物的な施設だとか、そういうことが並行していかなくては、一年の期間を置いたからといって、本法案を改正する必要性というのとは出てこないだろうし、危険性は依然として残るだろうと思っております。ですから、何か従来からの最高裁判所との交渉の経緯はあるだろうと思っておりますけれども、私たちがやはり国民の側に立って、簡易裁判所が本来の簡易裁判所であつてもらいたいと思つて、そうすることの一年ということについては、本法の改正案が危険性を持つておる限りは、そういうものが解消しない限りは、一年というふうなことで切る必要はないのじやないかというふうに私は思つております。逆にいいますと、一年の間にそういうふうなものが解消されるめどというのがあるのかどうか、この点です。その点、辻先生からひとつお答えをいただきたい。

〇辻参考人 私どもも簡易裁判所の問題が一年以内に解決つくというところは決して考えておりません。ただ、一年以内に十分協議を進めて、今後簡易裁判所のあるべき姿はどうか、それについては今後どういふ手当てを進めていくべきであるか、こういう手当てを進めていくこと、そしてさらに簡易裁判所の範囲はこういう基準か

ら、抽象的にいへばやはり簡易迅速に処理するの
に適する少額輕微ということになるわけですが、
そういう抽象的なことをもつと具体的にきめこま
かに検討して、事情等も十分調査すれば、その展
望はできていくと思えます。したがって、その展
望はできていると見通しもある。そういうことだと
いうふうにしっかりした展望のもとにこの法律案をど
ういう形で進めていくかということについての両
者の意見の一致は、両者が十分努力をしていけば
必ずできるであろう。そういうことから一年間の
猶予、もっともそれが二年あるいは三年と長け
ればそれにこしたことはありませんが、しかし、
裁判所も法務省も相当急いでおられますので、
妥協をしまして一年ということも申し上げてお
るのでありますし、また長く協議をしたからと
いつていい考えが出るということではございませ
ん。

○高橋委員長 中谷君にちょっと申し上げませ
が、理事会での話し合ひは、大体参考人関係は午
前中にやって、それからあと正式質疑をしてもら
うことになって、あなたが五十分、林さんが三十
分、それから畑さんが五十分、松本さんが五十分
ということになって、これだけでもたいへんな時
間ですから、そういうのを頭に入れてやってくだ
さい。

○中谷委員 そこで、私はやはりふしぎに思うの
は——辻参考人にお尋ねしたいんですけれども、
法務省は急いでおられるし、それから最高裁も急
いでおるとおっしゃられるでしょう。しかし、
急いでおつても危険なものは危険ですね。ですか
らそのあたりは、だからそこで折り合ひをつけた
とか、妥協したんだというふうにおっしゃるの
だったら、ちょっと私その点は納得しかねるの
です。悪いものは悪いんです。悪い法案は悪いん
です。ですから、その点について私は率直にいっ
て、ここで一年ということにあまり限定されない
ほうがいいのじゃないか。これは私どもの考え方
です。

それから私がお聞きしたいのは次の点なん
です。四十四年までの第一審の新しい事件の受理件

数等について、累年比較が出ておりますね。これ
は資料としてちゃんと把握しておられますね。そ
れから物価の上昇率についても五割に押えるとか
押えないとかいってありますけれども、大体そうい
う点についての見通しもある。そういうことだと
しますと、現在の法案の提案について緊急性が
ない、そのとおりだと思えます。そうすると、そ
ういう緊急性というのが出てくるというよりなこ
とは、じゃ何年後にこういう法案が出るいわゆる
合理的な理由が出てくる可能性というものは一体
あるのかどうか。極端なことをいいますと、たと
えば現在一円の金の値打ちが十万円になったとい
うふうな極端なインフレ状態になったというふう
な場合であれば、当然そういうことでの合理性も出
てくるでしょうし、緊急性も出てまいりますね。
そうでないというならば、いわゆる合理的な、本
来的な簡易裁判所のあり方に関する問題を含んで
いるわけですから、こういう法案の提案をする
ところの合理性というふうなもの、一年たっ
たら出てくるのか、二年たったら出てくるのかい
うものでもないと思はれます。この点につい
ては、辻先生、いかがでございましょうか。

○辻参考人 私も御質問のとおりだと思つてわけ
でございます。物価のスライドあるいは経済事情の
変動によって事物管轄の範囲を広げるとか狭める
とか、こういう構想自体がそもそも間違つておる
というふうな、基本的には私どもも簡易裁判所の場
合は考えておるわけです。したがって、そういう
意味において、一年たつたらどう、五年たつたら
どうということをおっしゃるごときが、いまの
状況下においては、ないと思つてございませ
ん。私、法務省が提出されております資料の中のグラ
フを拝見したのでございますが、このグラフによ
りますと、十万から三十万になった場合の事件数
の幅というものが一日りより然て従来の幅の六
五割といえるわけなんです。こういふことなど
ちょっと目で見ただけでも感じとれるわけですか

ら、そういう意味において反対をいたしておりま
す。

○中谷委員 先ほどから三人の参考人の先生が繰
り返し繰り返して述べられておられるのは、こうい
うな問題を通じて、最高裁判所と日弁連、裁判所
と弁護士会の間にみぞができるというふうなこと
は司法のためにきわめて遺憾なことだ、そういう
ふうな状態の中で非常に日弁連が努力をされて、
せめて一年ということの中で精力的に検討をして
みようというお立場と、そして方針を出されたこ
とについては、私は非常に敬意を表するわけなん
です。

そこで、重ねてお尋ねをいたしますが、そうす
ると、一年間というその期間に、いろんな要望書
その他を拝見をいたしましたけれども、特にある
べき簡易裁判所のあり方というふうなことを中心
にして、辻先生にお答えをいたしたいと思つて
います。精力的にこの点とこの点——まあ総合的に
いうおことは何でも何べんも出てきたのであ
りますけれども、この点とこの点については特に
検討したい、検討の方法については具体的にこう
いう方法をとってみたいというふうなことに
ついて、簡単に回答をいたしたいと思います。

○辻参考人 やはりまず第一に、簡裁というもの
がどういふ構想のもとにでき上がったのかとい
う、ここへ立ち戻つて双方のその点についての意
見の調整をいいますか、意見の一致を幸いに見ま
すれば、それがその後数次の価額の引き上げに
よつて実際の簡裁の実際、これがどういふふう
なつておるかということ、やはり双方虚心に実
情を調査し、それを認識した上で、その上に立つ
て、特に二十九年に改正された後、どういふふう
に実情がなつておるかというふうなことを十分
に相互の認識を深め、そうした結果を十分に踏
んまえて、今後の簡裁のあるべき姿というものを
展望し、その中においていかなる事件が簡裁の事
物管轄として適当であるかというのを、いろんな
事件の種類でございませぬ、不動産関係事件ある
いは工業所有権の事件とか、あるいは手形事件ある

いは貸し金事件、売り掛事件、こういうよう
なものも類別いたしました。そして、妥協な
もの、そうでないものというものを検討し合つてい
く、こういうふうなことを考えておるわけです。

○中谷委員 終わります。

○高橋委員長 林孝矩君。

○林(孝)委員 二、三点質問します。
きょういただいた「日弁連の理事会および委員
会における審議経過」、この中に今回の事物管轄
に關して、日弁連の会長が法務次官と意見、こ
れは四十五年の一月二十九日。それから一月三十
日には法務大臣と意見されています。同日在京の
副会長が岸最高裁事務総長と会つていらつしや
る。こうした意見の中で、どういふことが協議さ
れ、どういふ結論が導き出されたか、この点につ
いてはお答えを願いたいと思つてます。

○辻参考人 四十五年、ことしの一月二十九日
に、日弁連の会長、法務次官と意見、こういうこ
とが記載されておるのでございますが、これはた
しか一月二十一日に法務省から日弁連に対して、
今度の国会にこういふ法案を提出する予定である
という通知を受けたわけでございます。そこで、
この問題につきましては、先ほどから説明をいた
しました合同会議その他におきまして審議を進
め、また最高裁との連絡協議において審議の過程
にあつたわけでございますので、何とかこの法案
を今国会に提案することを見合はしてほしいとい
う申し入れをやつたものでございませぬ。ところが、
それに対する法務省あるいは最高裁の回答
は、いや、どうしても今国会には提案をするん
だ、法務省側は最高裁の強い要望であるからとい
うことであり、最高裁側は、裁判官会同その他に
おいて強い要望がある、また国会議員の中にもそ
ういふことをやるべきであるといふことを言つて
おられるというふうなことから、残念ながら日弁
連の申し入れを聞き入れていただくことはできな
かつたわけでございます。

○林(孝)委員 いまのあれで言いますと、全体的

な声としてのあれじゃなしに、次官に会われたとき、そのときにどういふ話し合いでどうなったか、大臣に会われたときはどういふような意見だったのか、それから岸最高裁事務総長の場合はどうであったのかということ、こういうことを具体的に話していただきたい、そういう私の質問です。

○辻参考人 ます一月二十九日、法務次官と会見したときの状況を私は聞いたわけでございます。実はこのときの連合会の副会長でないものでございまして、私は行っていませんのでございまして。私は四月一日からでございますから……しかし、報告を受けたところによりますと、たいへん木で鼻をくくったような回答で、もうすでにそういう予定になっておるから、いままら提案を見合わしてこれと言われたら……提案を見合わしてほしいという申し入れをしたのです。しかし、そういう提案をいままら見合わせることはできない、そういう返事であったということでございます。

それから一月三十日、会長と法務大臣とが会見、このときの状況は、実はこの会長というのが、もちろん前会長の阿部会長でございますが、病気で一月三十一日か何かに倒れられて大阪に帰っておられますので、正確なところは私も存じませんが、聞くところによりますと、やはり提案を見合わしてこれと言ったが、最高裁の強い要望であるから見合わせるわけにはいかぬ、こういうような返事であったということでございます。

それから、会長と在京副会長が岸最高裁事務総長と会ったときの話は、これは東舟の前会長から私、直接聞いてはおりますが、やはり同じようにたいへん冷たい返答であったという事は、もう提案が予定されておるので、とうてい弁護士会の希望を聞き入れることはできない、こういうことであつたということでございます。

○和島参考人 この点につきましては、阿部会長が小林法務大臣とどういふ話をしたかについて、親しく大阪のほうで調査いたしました結果、阿部前会長から田中先生あての私信が行っておりま

す。これを紹介しなすとお答えになると思ひますので、簡単に御紹介させていただきます。「二月一日発病 昨日漸やく退院しましたが、尚相当期間療養を要し 左手にてまことに失礼致しす 大阪その他から陳情に参りますから 事情は大阪の北尻君によく話をしてありますから 何卒御聞取りの程 御願ひ申上げます 私に御高承の通り凡庸ではあります虚言は申しません 一月末小林大臣に御会ひし 二月三日帰東の上御話を続行すると申上げましたので、其の際又は夫れ以前に責任のある発言をする筈がありません 最高裁長官に御会ひしたのも一月末であつて結論には無論達して居りません 何卒司法部の健在の爲めにも宜敷御配慮御願ひ致します 場合によつては医師附添の上上京し当時の状況を篤と説明致します 鍛冶氏は比較的懇意に願つて居りますからよく御話をする機会には御座います 事司法部の運命にも関する様なことには軽々しく発言などはしないことを御信じ下さると思ひます」阿部会長がこの問題についてある程度の承諾の意思を發表したんじやないかというのを聞きまされたので、調査しましたら、この返事が来たわけであり

○林(孝)委員 そうしますと、話は流行しておるという形です、いまその中で出てきました田中先生というのとはどういふ人でありますか。

○和島参考人 田中伊三次先生であります。

○林(孝)委員 それからこういふ経過で、三月十六日に折衷案を否決された、それから三月十九日に実行委員会を開いて要望書を採択、こういふ経過を見まして、結論的にけさから十分説明があつたように、非常に一方的な感じでこの法案が出てきておるといふことが理解できるわけでございます。すけれども、先ほど折衷案といふことが一つ出ました。この折衷案が合同会議で否決されておるわけですが、日弁連の中でこの折衷案という案が占めるウェイトといふますか、どの程度の方の意見がそこにあるかといふことですけれども、その点はどうでしょう。

○和島参考人 これも数字では申し上げられませんが、機関によつて決定しましたところをこらんいたが、機関によつて決定しましたところは少数意見であつたことは事実であります。そして、これらの案は審議の過程においてあらわれたものであつて、何らの結論には達しておらないといふことははっきり申し上げられると思ひます。

○伊藤参考人 全体理事会におきましては多数であつた。全体理事会といふのは、これは全国の弁護士会の会長が全部理事になつておられて、これが五十何会、そのほかに十数名の理事がおります。それだけ申し上げておきます。

○辻参考人 私は全体理事会に出席いたしておりませんが、議事録によつて知る以外はないのでございまして、申し上げたいことは、この簡裁事物管轄拡張問題について、一日日弁連ではどの機関がこの問題について長い期間真剣に、深く研究しているかといふことを申し上げます、これはやはり臨司委員会及び連絡協議の弁護士会側委員、この合同会議、特にこの委員会でございます。これが専門的にこの問題を長い間研究し、討議してきておるわけですが、理事会は月一回全国の方が集まつておられて、わずかの時間でこういふ問題を協議されるわけで、決して私、理事の御意見をどういふと申し上げるわけではございませんが、少なくともこの問題を一番長い時間十分に研究しておるの臨司委員会であり、連絡協議の委員であります、こういふことを申し上げるわけでございます。

○林(孝)委員 それから、いまの全体理事会とそれから合同会議の問題はそれだけに、先ほど即日和解、それから口頭受理、この問題点が出ましたけれども、それ以外に簡易裁判所の実態として、現在の簡裁の性格からして非常に思わしくないような具体的な事例がありましたら、お答え願ひたいと思ひます。和島さんにお願ひします。これで質問を終わります。

○和島参考人 これは、具体的にはいろいろございまして、一般的に申し上げますと、簡裁が前の区裁判所のような性格になつてきたために、極端な事例は、即日和解が三月も四月も先になるというような事例、それから裁判が地方裁判所のような、簡易迅速ではなしに非常に複雑な様相を帯びて、やはり簡裁本来の性格を失つておる。これは、いろいろ具体的な事例は、御要望があればわれわれのほうから提出できると思ひますが、そういう線で、現地におられるわれわれから見れば非常に憂慮すべき事態と考へております。

○高橋委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 最初に経過のことを少しお聞きしておきますが、現在の日弁連の正式機関、理事会として、この法案がそのまま国会を通過するというに反対である、このことは何つたわけでありまして、もう少し正確にしておきたい。

和島参考人に伺いたのでありますが、前期の理事者の中でも、この法案に賛成だといふことをきめたことは一度もないといふことは、そういうふうに何つてよろしいですか。これは確かめるだけでございます。

○和島参考人 これははっきり申し上げられますが、そういうことではないのであります。折衷案といふものも、先ほど来の説明を御検討を願うとわかりますように、ともかく現在の法案には折衷案をとる人も全部反対なんです。ただ、反対といふ一本やりでいくか、それより簡裁の現状にかんがみて、むしろいろいろの面を歯どめをする、その弊害を除去するといふような意見を出すことが必要じやないか、その意味の折衷案であります。

なお、もう一言だけ言わせていただくと、理事会においても、先ほど来の説明がありました内容をよく聞いていただくとわかりますように、理事会としては、こうしようという積極的な案じやないものであります。合同委員会において相談して、理事者が何とか打開策をはかるうじやないか、そういう動きであります。内容をよく、先ほどの速記なんかをお読みになりましたり、耳を傾けて聞いていただきますと、決して対立した原案賛成だといふ意見は一つもないのであります。

○松本(善)委員 伊藤参考人にいまのことに關係して確かめておきたいのでありますが、前期の理事者の中で、この法案が通過してよろしいというような趣旨の、いわゆる折衷案というものが対外的に決定をされたというふうなことはないという事は、伊藤参考人もそういうふうにお考えになつていらつしやいますか。要するに、日弁連として正式に全体で決定して、対外的にこういう動きをする、折衷案についてたゞは国会に陳情するとか、あるいはそういうような意思表示をするというところまで決定したことがございませうか。

○伊藤参考人 その点は先ほど申し上げましたとおり、根本方針としてそういう基本で進むということだけであつて、具体的なことは全部合同会議及び理事者に一任する、こうなつております。

○松本(善)委員 そうすると、確かめるだけのことだけでございしますが、経過としてはそういう意見があつたけれども、しかし、最終的にはこれが否決をされるという結果になつた。したがつて、対外的にそういうふうなきめたということにはならない、こういうふうな何つてよろしゅうございませうか。

○伊藤参考人 否決をされたといひますのは、その具体案であつて、方針そのものが否決をされてゐるといふふうには私は理解をいたしておりませう。

○松本(善)委員 そういたしますと、新しい理事者が前期の理事者から方針を引き継いだというふうなことはございませうか。

○伊藤参考人 それは引き継ぎ書で引き継いでおります。

○松本(善)委員 辻参考人にお伺ひいたしたいのでありますが、この問題につきまして、前期の理事者から引き継がれた内容というものは、どういふものでございませうか。

○辻参考人 三月十六日の合同会議の結論でございませう。

○松本(善)委員 和島参考人にお伺ひしますが、

本期の理事者に引き継ぎましたこの問題についての結論というものは、どういふものでございませうか。

○和島参考人 辻参考人が申し述べたものと理解しております。私、今期は直接の理事者でございませうので……。

○松本(善)委員 和島参考人は前期の理事者でいらつしやいませうか。

○和島参考人 私は、前期は合同会議に参加する連絡協議会委員という立場で、いまの内容のものを申し継いだものであります。

○松本(善)委員 伊藤参考人にお伺ひしたいのですが、辻参考人の言われたことよろしゅうございませうか。

○伊藤参考人 いま申し上げましたとおり、先ほど午前中に説明をいたしました理事者の結論というものは引き継いでおります。おりませんが、五十嵐副会長の説明によりまして、いまやつてゐることも決して折衷案というものを排斥するという趣旨ではないんだ、現在の政府案そのものには反対だという意味では折衷案も同一なんだから、決して矛盾するものではないんだ、こういうふうな説明を受けております。

○松本(善)委員 そうすると、その点はあとでまたお聞きしようと思ひますが、要するに合同会議に、伊藤参考人のお話では、大勢は折衷案が多いようだけれども、合同委員会と協議をして理事者がきめるといふことを二月二十一日にきめられて、そして、それが三月十六日の合同会議に出されて、現在のような経過で新理事者に引き継がれてゐる、こういうふうな何つていいわけですか。

○伊藤参考人 その点も先ほど来申し上げておりますように、いまの段階において三月十三日に結論が出たような、正副会長会議で結論が出たような折衷案というものを出すのは妥当でない。現段階においては政府案というものは一本しか出ていないんだから、その政府案に対する反対という意味においては、これは反対説も折衷説も一致して

いるんだから、まずその点だけをやらばいいんだというところで、こういうふうになつたというふうな聞いております。

○松本(善)委員 それをもうちょっと詳しくお聞きしたいのですが、要するに辻参考人の言つておられることは間違ひではないわけですか。

○伊藤参考人 私とおそらく同じ意見だ、はつきりしませんが、大体同趣旨だというふうには私は理解しております。

○松本(善)委員 それからいまの折衷案のことをお聞きするわけでございますが、折衷案というのでも、現在の政府案には反対であるということでございますね、その点だけ。

○伊藤参考人 それはそのとおりであります。

○松本(善)委員 伊藤参考人に個人的な意見をお伺ひしたいのでありますが、このように折衷案も含めまして、政府案にはとにかく日弁連全体として反対であるということになつておるわけでありませう。そういう状態のままで、この法案が国会を通過するということは、これはわが国の司法の将来にとって非常に重大な禍根を残すというので、法務委員の多くの皆さんが非常に心配をしておるのであります。この点につきまして、こういう状態のままこの法案が可決をされるということについて、伊藤参考人は反対でありますか、賛成でありますか。

○伊藤参考人 これも午前中から申し上げておりますように、この法案がそのものずばりで、何らの附帯決議も何もなくそのまゝ通るといふことに対しては、私は反対であります。

○松本(善)委員 伊藤参考人にお伺ひしたいのでありますが、日弁連の中にはもちろんいろいろな御意見があらうかと思ひます。先ほど来お伺ひして、折衷案というもののいろいろな御意見があるということでございます。そういう意見を調整し、また裁判所との間にも話をつけてやるの、一年間の問題の話し合いの期間を置きたいという日弁連の現在の理事者の考えに、伊藤参考人は反対でいらつしやいませうか。

○伊藤参考人 その点もすでにお答えしましたとおりでありまして、いま申し上げましたようなきめこまかい点についての協議をして、そして円満に話し合いが一年程度でつくならば、それは望ましいという事は申し上げました。

○松本(善)委員 それから、そのことに關係して辻参考人にお伺ひしておきたいのでございませう。先ほど中谷委員との間でこの問題について多少御意見の交換があつたわけでございますが、この一年以内に解決をしたいというふうな現在の理事者がお考えなのは、先ほど私が申しましたように、いろいろの御意見が日弁連の中にもあるのを総合して、一応一年ということをお考えになつた、こういうふうな何つてよろしゅうございませうか。

○辻参考人 そのとおりでございます。

○松本(善)委員 それから伊藤参考人にお伺ひしたいのであります。この簡易裁判所の性格についての問題ですが、これを制度を変更しなければならぬという問題として先ほどお話しになつたのであります。いま問題になつておりますのは、民事訴訟法の三百五十二条以下の簡易裁判所の訴訟手続に関する特則を完全に実行するというふうなことは、一応民衆裁判所というか、かけ込み裁判所といひますか、そういうものが実行される、こういうのが主張ではないかと私は何つておるわけでありませう。これを何か法制上の改正をしなれば民衆裁判所にならないんだという御意見と誤解されるような発言でありましたので何うのでありますか、そういうことでございますか。

○伊藤参考人 それは民衆裁判所というものを徹底すれば、これは通常の訴訟事件を扱うべきではないのだ、つまり反対説が、通常の訴訟事件は同質の裁判所で扱わなければいかぬ——同質の裁判所ということになれば、地域に限るわけですか。地裁、高裁、最高裁というのが同質の行き方です。それを十万円とか二十万円、三十万円で区切つて、そして片一方は簡易裁判所で扱つて、上告は

高等裁判所までしかいかないという事は、異質になるわけだ。ですから、通常の訴訟事件は同質の裁判所で扱わなければいけません。これが根本である限りは、訴訟事件を簡易裁判所で扱うというのがそもそも間違っているという事になるはずだ。簡易裁判所は調停とか和解、支払い命令、そういうものだけを扱うのであって、訴訟事件というものは金額によって質が変わるわけじゃないのですから、もし同質の裁判所で扱わなければならないという事を徹底すれば、そこへいかなければならぬはずだ。

○松本(善)委員 そりすると、理論上突き詰めていけば法改正ということになる。しかし、現実にはこの簡易裁判所に関する法改正をしろという意見は、弁護士会の中にあるのでありますか。

○伊藤参考人 ただいまの簡易裁判所というのは通常訴訟事件も扱っているわけだ。これは裁判所法ができた当時から扱っているわけだ。ということ、言いかえれば、純然たる理論上の民衆裁判所ではない、民衆裁判所というものが主たるものではない。と同時に、通常の訴訟事件を扱えるという意味において旧区裁の性格もある程度受け継いでいるというのが実情だと思っております。だから、もしこれを、民衆裁判所を非常に強いものにしよとすれば、現行法上もある程度制度の改正ということに手を付けざるを得ないんじゃないか、こう考えます。

○松本(善)委員 私のお伺いするのは、伊藤参考人の御意見が、突き詰めていけば、制度上の改革を必要とするのじゃないかという御意見であるという事はよくわかりました。ただ問題は、現実には弁護士会、日弁連の中に、現在、簡易裁判所の制度を高めるための法改正をすべきである、そのことを最高裁との協議の中で一年で片をつける、こういう意見があるのかどうかということをお伺い

しておるのであります。

○伊藤参考人 反対説の考え方は、民衆裁判所という理論的な裁判所を想定して、それに基づいてこの理論を進めていくという考え方は、現在十分あります。

○松本(善)委員 辻参考人にお伺いしたいのですが、現在、日弁連の中でこの一年の期間の間に簡易裁判所に関する法改正をしろ、徹底した民衆裁判所として訴訟事件を一切扱わせないようにして、こういう意見、そしてその点について裁判所を説得しろ、こういう意見があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○辻参考人 私の知る限りでは、そういう意見はございません。また正式な機関でそういうことが論議されたこともございません。

○松本(善)委員 そりすると、日弁連の中で論議をされておられるのは、民事訴訟法三百五十二条以下の「簡易裁判所ノ訴訟手続ニ関スル特別」を執行するようという意見が論議をされておるのでありますか。

○辻参考人 仰せのとおりでございます。この法律が規定しておることを運用の上においてそのまますべて実現してほしい—そのまますべてというのは少しことばが強いかもしれませんが、これを生かした運用をしてほしい、こういうことでございます。

○松本(善)委員 伊藤参考人にお伺いしたいのですが、緊急性の問題につきましても、このままだでは地裁がパンクをするのじゃないかというお話がございました。これは地裁を強化すれば、裁判官や人的、物的施設を充実すれば解決をする、そういうことでございませぬ。

○伊藤参考人 それはそのとおりであります。

○松本(善)委員 これは三人の参考人にそれぞれお伺いしたいのでございますが、この当委員会におきましては、毎年裁判所の物的、質的、人的な整備をするべきだということが論議をされております。昭和四十二年には、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案が出ましたときに、附帯決議ができました。それを御参考までに読んでみま

すと、裁判は、国民の権利義務の顕現に関する重大な事柄である。したがって、その迅速適正な処理は、国民の強く要望してやまないところであるが、事実はこれに反し、まな十分ではない。その主な原因の一つは、予算の不足に基づく裁判官その他の裁判所職員の定員の不足と裁判所の施設の不備にあると思われる。よって政府は、すみやかに、裁判所関係職員の増員ならびに施設について必要な予算の増額措置を講ずることにし、格段の努力と工夫を行なうことを要する。という決議を決議をし、そしてこれについては当時の田中伊三次法務大臣が、そのとおりやるという事を国会で申されたのであります。この時期に裁判所が政府に要求した人員は、昭和四十二年六百九十二人でありました。そして実現しました増員は五百四十四人でありました。それから昭和四十四年には五百七十三名を裁判所が要求して、四十四年には五百七十三名を裁判所が要求して、百六十二人ふえておる。それから昭和四十五年には、七百九十八名を裁判所が要求して百三十名、しかもそのうちの百名は警備員であります。実質は三十名しかふえていない。こういう実情がずっと続いております。附帯決議が出ましても、裁判所の職員の増加というものについて真剣に取り組まれないわけではございません。これは毎年毎年当委員会において問題になり、各党派ともこの問題は何とかしなければならぬというふうな言いが、実際は進んでいないわけではあります。こういう問題が、もし裁判所の言うように、これは労働組合はもっと多くの人員を要求しておるのでありますけれども、こういう人員の増加あるいは物的施設の整備、こういうものができた場合に、この問題は解決するといふふうにお考えになるかどうか、三人の参考人にそれぞれお伺いしたいと思います。

○辻参考人 私どもはそういう面での裁判所の努力を期待してございまして、そういう面について、弁護士会が協力することはいささかも

やぶさかでないし、そういう申し出も現にある時期には十分お受けでございます。こうしたことについては十分裁判所は今後も努力していただきたい、そうすれば地裁の充実ということができ、したがって訴訟の遅延ということも徐々にこれはなくなっていく、かように私は考えております。

○和島参考人 私も同様に、この議会の御意見が実現すれば、これらの問題は解決に躍進できる、そういうふうには信じております。

○伊藤参考人 結論は同様であります。ただ非常に困難だろうと思っております。

○松本(善)委員 最後に、三人の参考人にそれぞれお伺いしたいのでありますが、この法案がどのような形で、あるいは採決をされる、通過をするというふうなことになる場合、わが国の司法の将来についてどういうことになっていくだろうかという事について、それぞれ三人の参考人にお伺いしたいと思います。

○辻参考人 はなはだ遺憾なことでございますが、もしこの法案がこのままの形で通過するということになりますと、日弁連と最高裁あるいは法務省との間の対立と申しますか、みぞというものは、どうして埋めることのできないような状態に入っていくと思っております。そうしたことが今後の司法の運営あるいは改善、改革等について大きなマイナスになってくるということを私は確信するものでございまして、こうしたことはほんとうに国民のために大きな不幸であり、われわれの責任であって、何とかこれを解消すべきであると考えるわけでございます。

○和島参考人 もしこのまま通過いたしましたれば、まず現実には裁判所の混乱が起ると思えます。特に簡易裁判所においては、打開できないような混乱が起るんじゃないか。全国の実情を調査しなければ、どこでどういう混乱が予想されるか、どこでどこで申し上げられませんが、まず混乱が起ると思っております。このことは、国民が裁判所から遊離してしまつて、国民の裁判所が信頼を失う憂慮すべき事態が起ると思っております。

やぶさかでないし、そういう申し出も現にある時期には十分お受けでございます。こうしたことについては十分裁判所は今後も努力していただきたい、そうすれば地裁の充実ということができ、したがって訴訟の遅延ということも徐々にこれはなくなっていく、かように私は考えております。

○伊藤参考人 辻参考人と同意見です。

○松本(善)委員 終ります。

○高橋委員長 参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。どうぞ御退席ください。

○高橋委員長 引き続き政府及び最高裁判所当局に質疑を行います。林孝矩君。

○林(孝)委員 最高裁にお願いします。確認になるかもしませんが、最初に区裁判所制度を廃止して簡易裁判所制度を認めたい旨、どういふところにあつたかということをお伺いします。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判所構成法が裁判所法に移ります際に、区裁判所制度をやめまして簡易裁判所制度を設けましたのは、比較的軽微な犯罪及び比較的少額な民事事件につきまして、比較的数多くの裁判所をつくりまして、国民の身近なところで裁判をする、こういう趣旨であつたと考えております。

○林(孝)委員 その趣旨でありますけれども、現在に至るまでその趣旨が生かされていくかどうか、この点につきましては「法曹時報」第九卷六号七六ページのところに、最高裁の総務局内にも半ば否定的な意見があることは述べられておりますけれども、現在まで生かされていくかどうか、その点についてお答え願います。

○寺田最高裁判所長官代理者 この点につきましては、先般たしか法務省からもお話があつたかと思ひますが、裁判所法の立案の当時におきましては、現在の地方裁判所なり、区裁判所なり、さらには簡易裁判所の現在の制度とは全然違ひ、全く形の違ひ手続の裁判所という構想もあつたようでございます。それはほとんど手続を裁判官の自由裁量にまかせるような手続にして、控訴審として覆審制をとる、こういう構想もあつたようでございますが、結局そういう構想は捨てられました。

現在の簡易裁判所は区裁判所とかなり違つた面を持つておりますけれども、同時にまた全く異質のものとしてでなく構想されたわけでございます。そうして、その簡易裁判所が現在どのように生かされておるかという点につきましては、やはり従来の区裁判所の所在地以上に、現在約五百五十カ所余りございますが、そういうところで、近くでいろいろ処理ができるという点では、その限りでは相当に生かされておると思ひます。ただし、手続の点につきましては、先般来お話のございましたとおり、いろいろな関係で必ずしも十分に簡易な手続が行なわれておるとはいえない面があるというところも否定できないと思ひます。

○林(孝)委員 そうしますと、この簡裁の趣旨は近くにあるという点では生かされておるけれども、その他の点においては現実には生かされておらない、そのように解釈してよろしいでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 その簡易な手続という点も全然使われていないものでないことは、先般民事局長から御説明したとおりでございますが、十分使えないような面の規定もある、そういうものについては必ずしも生かされておらない、こういう趣旨でございます。

○林(孝)委員 その十分に使えない規定というのは、どういふ規定でしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 典型的な例を申し上げますが、これは覆審制のもの、つまり控訴審の構造によりましては相当に生かされるものであろうと思ひますが、その点がそうなつておりませんと、やはり一番の証拠調べの結果を相当はつきりと残さなければならぬというところで自由に使えない面があるわけでございます。その他の点は先般民事局長が御説明したとおりでございます。○林(孝)委員 そこで、この趣旨が完全に生かされておらない、これはいまの御答弁を伺つておられますけれども、完全でないというところはわかるわけでありませぬけれども、そもそも特任判事制度という

は、この簡易裁判所制度設立の趣旨と密接に関連するものではなかつたかと私は思ふのですけれども、よろしいでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の制度と密接に関連するものであると思ひます。ただし、いま申し上げましたような民事訴訟手続の簡易化の規定といふものだけ結びついておるものとは考えておりませぬ。

○林(孝)委員 そうだとすれば、先ほどの理想、いわゆる簡易裁判所設立の趣旨と現実とは非常に異なつておる、そういう実態のもとで、簡易裁判所制度そのものが、また特任判事制度そのものが再検討の時期にあるのではないか、そういうふうな思ひわけです。そういうところから考えられることは、簡易裁判所の判事もまたいわゆる有資格者にとつて充実にいくべきではないか、そのように感じますけれども、その点に対する最高裁のお考えはどうかでございますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 私どもは簡易裁判所の制度の創設の趣旨が十分に生かされておらないというふうには必ずしも考えておりませぬ。先ほど申し上げましたように、少額の事件あるいは軽微な犯罪については比較的身近な裁判所で処理するといふ限りでは生かされておると考えておるわけでございます。ただ、民事訴訟の簡易裁判所の手続の特則は、ものによっては十分に利用されておらないと、こういう趣旨でございます。

また、それと関連いたしまして、いま簡裁の特任判事のお話が出ましたが、これまたそういうこととも関連のあることは間違ひのないところでございまして、そういう意味におきまして、私どもは簡易裁判所の判事の選考にあたりまして、やはり簡易裁判所がよりいふ性格を備えたものであるといふことを十分念頭に置きながら、法律知識といふものを備えておるかとか、法律知識の考査について十分配慮をしなければならぬ、かように考え、またさうに実施してまいつておる次第でございます。

も、生かされていないとは考えてないと言ひますが、先ほど参考人の方からいろいろ話がありました。実態をお伺いしますと、非常に現在の簡易裁判所の実態といふものは、設立の趣旨から考えると生かされていないという参考人の方の意見がありました。実際弁護士として現在その実務に携わつておる人の意見でありますけれども、そういう意見を聞きまして、最高裁のほうとしても、その実態といふものを聞いてどういふふうにかへられたか、その点をお伺いしたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど来、弁護士会の代表の方から伺いました点、私もここでも十分傾聴いたしましたし、また、いろいろ反省しなければならぬ点も多々あると考えております。ただ、簡易裁判所の民事訴訟事件では、相当な比率でいわゆる本人訴訟事件があるわけでございます。つまり、現在の十数万円以下の事件といふものは、必ずしも弁護士さんがついでに処理されるには経済的価値があまりに低過ぎるというものが相当にあるわけでございます。そういうものはおのずから本人で訴訟をせざるを得ないといふことにならうかと思ひます。そういう場合にやはり身近な裁判所へかけ込むといふことの限りにおきましては、非常に生かされておる面があるわけであらうと思ひます。ただ、その金額が何ほどが相当かといふと、私どもは、現在の経済事情のもとにおいては十数万円では低過ぎる、三十万円までではそれにはふさわしいものである、かように考えておるわけであらうと思ひます。

それから先ほど大阪の実情の中で、即決和解の関係のお話が出ました。あるいは、詳しくお話になりますれば、民事局長から申し上げたほうがいいかと思ひますけれども、これは先般も御説明申し上げましたように、必ずしも人手不足という方法で期間を置くということもございまして、私どもの聞いております範囲では、三カ月というものは、特殊な例外的なものについてある

はあるかもしれませんが、一般的にはそういうことではないというふうに聞いておるわけでございます。

○林(孝)委員 そういふ点についても見解が全然違ふわけでありまして、この法案の結果によつては、最高裁と日弁連と深いみぞができる、あるいは対立関係になつてしまふということでありませうけれども、もうすでに現在そういう対立関係になつてはいない。そういういろいろな声だとかあるいは事実があるわけでありませう。そういう根本的な問題から解決していかなければ、この問題はなかなかスムーズに話し合えない、そういう感じもします。また、先ほど来、参考人の方が述べていらつしやいましたように、提案の緊急性という面から考えると、納得し合つた上でのそういう提案ではなかつたのではないかと、そういう点も一つの疑問点として残るわけでありませう。実際、双方の言い分がまた二つに分かれると思ひますけれども、もう一度その過去の協議、それが今日に至るまで結論が出なくて、そして出ないまま提案されてきた、そういうところは、一体どこに原因があつてそつたのか、最高裁のお考えを伺いたしたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま林委員からのお話はきわめて重要な点でございますので、やや詳しく説明させていただきたいと思ひわけでありませう。

私どもも、こういう形で法案が出ましたことはまことに遺憾であると思ひます。先ほど辻参考人からいろいろお話がございましたが、私どもが連絡協議を始めますにつきましては、多くの先輩の方々の非常なお骨折りがございまして、その結果、辻先生と私どものほうの岸事務総長との間に、昭和四十年九月三十日にメモの交換が行なわれたわけでございます。もつとも、その前に、臨時司法制度調査会が終つた直後に、いわゆる臨司意見書にありませう司法協議会といふものの準備幹事会といふものがございまして、この準備幹事会には、日弁連から若林、

磯辺両弁護士がいわゆる準備幹事として御参加になりまして、法務省からも御出席になり、約六回の打ち合わせを開いたわけでございます。これは、主として司法協議会を今後どういふふう運営していくかということについての打ち合わせでございます。また、その際にも、実は簡裁の事物管轄の問題も話題には出まして、こういう問題はむしろ法制審議会のほうでやつたほうがいいのではないかと、いろいろな意見も交換されたことはあるわけでございます。その当時から実はそういう話題になつておるわけでございます。

その後、対立が若干続きました。先ほど来問題になつておられます、いわゆるメモの交換ということになつたわけでございますが、そのメモの中にも、簡易裁判所の事物管轄拡張の問題は、法曹資格の問題とは切り離して早期にその実現をはかりたいが、拡張の程度その他いろいろな問題について、弁護士会と十分協議する用意があるということ、これは私どものほうからの申し入れという文書の形になつておりますが、これの御了承を得ましたので、そういう意味で申し合わせということにならうかと思ひます。

その申し合わせに基づきまして、連絡協議が開かれました。四十一年一月二十日の第一回の連絡協議におきまして、そのメモに基づいて協議をするということを確認したわけでございます。したがつて、私どもとしては、当時から私どもの希望は少なくとも早期にこの問題の実現をはか

りたいということであり、そして一応それを受け立っておられたわけでございます。ただし、直ちにその協議に入ることにしては、弁護士会側のいろいろな御事情があるということで、連絡小委員の打ち合わせによりまして、この以外の問題から話し合いを始めたわけでございます。

その後の点は、先ほど辻参考人からお話ございましたので、詳しいことは省略いたしますけれども、四十二年九月十四日になりました、ようやく小委員の意見が一致いたしました。弁護士会側の小委員の方も了承されました。第一審裁判所のあり方についてという問題を出したことにしたわけでございますが、これを出しましたとたん、予定されました十月三十日及び十二月五日の打ち合わせは、流会になつて、開くことができなかったわけでございます。

その後、翌年の三月には、役員改選、委員の任期満了等を引き続き協議を続けることができなくなりました。そして、ようやく、約一年たちまして、十月二十九日に連絡小委員会を約一年ぶりに開くことができるわけになつた次第でございます。そして、十一月五日に連絡協議の本会議を開きまして、十二月六日に、そこで連絡小委員会を持ちまして私どもの試案を出したわけでございます。

この場合にも、実は私どもとしては、私どものほうの試案というよりなものを提出します、いわばそれが原案ということになつて、原案に対する賛否ということになるとかえつてます。これは、むしろ話し合いの中から案をつくり出すというのを希望したわけでございます。弁護士会のほうではやはり何か具体案がないとお話が行かないからということ、あえて私どもの試案を提出したわけでございます。ところが、これを提出いたしますと、また、十二月二十日、一月三十一日に予定されました会議が、流会になつて開くことができなかったわけでございます。そして、そのうちにまた委員の方の任期が満了する、役員が改選になるといふことで、同

じやうなことを繰り返してしまつて、約一年間協議がストップした次第でございます。そして、ようやく四十四年の十一月二十七日に十三回会議を開くことができるようになったわけでございます。こういう形で協議に入らうと思ひますと流会になる、また協議に入らうと思ひますと流会になる、こういうことを繰り返してまいつておられますので、とてもこれでは、普通の方法ではお話し合いがむずかしいのじやないかというのを非常に危惧しておつたわけでございます。その間、国会においてもいろいろと話が出ておりましたし、長官、所長会同でも強く要望を受けたわけでございます。

そこで、いろいろな状況を勘案しまして、どうしてもこれ以上お待ちするわけにいかないのじやないか、したがつて、この国会にはやはりぜひ法案を上程していただいて、そして私どもと弁護士会の間だけで話がかかれないので、国会の御判断を仰ぐ、こういうふうにするべきではないかと考へて、いろいろ連絡小委員の方たちにもお話しいたしました。そして、それ以後若干の回数が開けたわけでございますけれども、結局かなり基本的な点で対立いたしました。たゞは経済変動をどう把握するかというより内容的な面ではなくて、むしろそもそも事物管轄の拡張ということ、これは日弁連の總會の決議に反することでもあり、また臨司意見書の道にもつながらるから反対であるという基本的なところで対決いたしました。ため解決がきわめて困難で、遺憾ながらお話し合いを完成し得ないで法制審議会の議に付していただくということにならざるを得なかつたわけでございます。ただ、法制審議会におきまして、弁護士会の代表の方が御出席になつておられますので、できればその法制審議会の段階において学識経験者を含めての席で話し合いがまとまるというのを強く期待しておつたわけでございますけれども、結局そのことも十分に実現しなかつた、かような経過になつておる次第でございます。私どもとしては、いわばもう四、五年前から考へ、また弁護士会にもお話をしてまいつた問題で

ございまして、この機会にぜひお願いしたい、か
ように考えておる次第でございます。

○林(孝)委員 いま話を聞きましたも、なるほど
合議がなされないまま、また意見が統一されないま
ままたにかく出したということでありませぬけれど
も、出した一つの理由に、いまの御答弁にもあり
ましたように、経済変動ということが提案理由と
して述べられておるわけですが、この経済変動とい
うことからいいますと、将来の問題としてさらに
物価指数あるいは消費者指数の上昇に伴って、今
回は十万円が三十万円という事物管轄の拡張であ
りますけれども、物価変動によってさらに拡張さ
される、筋からいってそういうことになるわけ
すけれども、そういう考え方も、そういう場合を
考えた上での提案なのか。

○寺田最高裁判所長官代理者 便宜裁判所から意
見を申し上げたいと思っておりますが、私どもはこれ
は拡張という表現が当たるかどうかは疑問で、むし
ろ調整であると考えておるわけでございます。つ
まり二十九年の法律の趣旨に合わせるために数字
を直す、こういうことでございます。したがって
まして、もし今後重ねて大きな経済変動がござ
いますれば、これは当然改める必要が出てまいると
思いますが、ただししかしながら、物価が若干上
つたから三十万円を三十二万円にするとか三十三万にす
る、そういうことはむしろ全然考えておりません
が、ある程度の幅の経済変動があれば、これはや
はり改めなければならぬということを考えてお
るわけでございます。

○林(孝)委員 ということは、物価スライドとい
う提案理由のみの考え方であって、それ以外にそ
ういう引き上げによって起こる影響だとか、ある
いは先ほど即日和解が一部分の例である、そうい
う御答弁がございましたけれども、大阪の簡易裁
判所の実態はほとんど即日和解が三ヶ月になつて
おる、これが弁護士の方の意見であります。最高
裁判所のほうからいって、ごく特別の場合であ
る。ところが、実際実務に携わっておる人たちの
意見はほとんど三ヶ月になつておる。こういう一

つの問題を取り上げてすべてを論ずるわけではあ
りませぬけれども、どうしてそういうように意見
が違ってくるのか。最高裁判所のほうの特別の場
合であるという御答弁の出たきやうえん、どうい
う調査に基づいてそういう結果を掌握されたのか
か、その点を明快にしておきたいと思つておる
わけでございます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまのどうい
う調査かという点につきましては、あとで民事局長か
ら説明するつもりでございます。先ほど来のお話で
ちよつと補足的に申し上げておく必要があるか
と思つておる、私どものこの法案をお願いしまし
たと申しますか、これに賛成し、支持してござ
います。むろん経済変動の原因とするものでござ
いませぬが、このことは別に終始変わっておりま
せん。ただ、先ほどちよつと参考人の方のお話に
もございましたし、先般たしか畑委員のお話で
あつたかと思つておるわけでございます。その原因
は経済変動に基づくわけでございます。そうし
て、こういうふうには法案が成立いたしますれば、
その結果、裁判所の面から見れば、裁判所の負担
が調整される、負担がアンバランスになつてお
るものが調整されて、ある意味において訴訟の促進に
も役立つ、また職員の負担の調整にも役立つ。こ
ういうことであり、また一面、国民の方々のほう
からこれを観察すれば、従来十萬円の事件までし
か簡易裁判所へ持ち込めなかつたものが、三十万
円の事件を身近の簡易裁判所に持ち込めるよう
なる、こういうことでございます。ある時点では
負担の調整を言い、ある時点では経済変動を言
い、ある時点では決つておるわけでも、当初に私
どもがつくりましたパンフレットにも、負担の調
整であるけれども、その原因は経済事情の変動に
基づいて非常にアンバランスになつてきたので、
これを調整すると申しておるわけでございます。
裁判所の面から見ればそうなり、国民の側か
ら見ればそうなる。その原因は経済事情の変動で
ある。また経済事情の変動をどう把握するかとい
うその把握のしかたによつて数が変わってくるの

だということを、これも終始述べておるつもりで
ございませぬ。

なお、事件の全体の数から申しますと、先般各委
員の皆さま方に追加資料としてお配りしました一
枚の資料がございませぬが、その横に長い資料でござ
らぬいたがございませぬと、たとえば昭和三十三年とい
うものをとつてみますと、訴訟事件のうち民事九
万四千件、刑事七万四千件、そうして雑事件も合
わせました総計が二百九十四万四千件でございます。
それに対して四十四年は民事五万三千件、刑事三
十八万四千件でございます。確かに民事の雑事件は
かなりふえておるわけですが、刑事の雑事件等
においては大なる減少を示しておるわけござい
まして、全体として簡易裁判所の負担が非常に
減つてまいつておるわけでございます。
なお、即決和解の問題につきましては、さらに
民事局長から補足することになつたと思つて
ございませぬ。

○矢口最高裁判所長官代理者 即決和解の問題
は、仰せのとおり、即日和解ができておるという
状況ではないようございませぬ。と申しますと、
前回もお答え申し上げましたように、一般に
都会地におきましては、当事者双方が同時に
出てくるという例はごくまれでございます。一
方が出頭したのが通常でございます。裁判所のほ
うはそういうお申し出がございませぬと、相手方
に対して和解条項をお送りし、なおあらためて期日
をきめて、そうしてそのきめられた期日に双方の
出頭を求めて和解するというのが一般の例でござ
いませぬ。ごくまれには双方が相携えておいでな
る場合がございませぬが、こういう場合でも、双
方代理人の先生がついておられるような場合に
は、そのまま和解条項を作成するというござい
まして、そのまま和解条項を作成するといふこと
をいたしておりますが、一方が本人である場合、あ
るいは双方が本人であるような場合には間々
違ひが起りますので、本人の申し出による住所、氏

名を記載させまして、期日をきめて、あらためて
簡易な呼び出し、はがきで呼び出しをいたしまし
て、そのはがきを持ってきてもらう。そのことに
よつて当日そこに出頭しておる人が申し出たお
りの人であるかどうかということを確認、なおか
つある程度期間を置くことによつて和解条項が十
分考えた上でつくられておるものであるかどうか
ということを確認、そういう手続をとつて和
解をいたしておるのが実情でございます。

これはある程度でございますが、昨年まで双方本
人を出頭してきた場合には直ちに即決和解をして
おつたのでございませぬが、どうも後ほどになつ
て、いわゆる請求異議の事件と申しまして、和解条
項の内容をよく承知してなかつたとか、あるいは
意味がよくわからないで、裁判所で即決和解を
してしまつたのだというふうな請求異議が多
ございませぬので、ことしになつて一度再考の期間を
与え、なお本人であることを確かめるという意味で
こちらから呼び出しをして出てもらつてやるとい
うふうに変更した行もあるわけでございます。

そういつたような意味で、二週間程度はどうし
ても必要であるわけでございます。ただ、東京と
大阪は最小限度の二週間よりも少し時間が
かつておる、東京の実情では大体四週間以
内ぐらいに即決和解ができる、大阪の実情では、
先ほど和島参考人が二カ月、三カ月というお話で
ございませぬが、私どもが調査いたしました、現
地よりの報告を得たところによりますと、一番長
くて一カ月半ぐらいであるといふことござい
ませぬ。私ども決してそれは短いとは思ひませぬ
けれども、参考人のお話のように考へておるもの
ではない、このように考へておる。また即決和解
と申しまして、双方が出頭して即日
できるのが理想ではございませぬけれども、日本
の現状をいたしましては、そのように扱ひもやむ
を得ないのではないか、このように考へておる
わけでございます。

なお、大阪管内の簡易裁判所の現状で
ございませぬけれども、民事、刑事訴訟事件
その他の

事件を全部合わせまして、昭和三十年当時に比較いたしますと七〇％、七割程度の事件数に減少いたしました。その意味で内部の事件の割り振りといったような調整さえ行なえば相当余裕があるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○林(孝)委員 いま御説明を伺っております、即決和解の問題に関しては、やはりその額面とおりの実例というよりも、四週間だとかあるいは一月半だとか、そういう期間のかかるのがほとんどであるということがわかりました。先ほどの御答弁の中で、逆に即日和解が長引くというところは、ごくまれな例であるという御答弁があったので、詳しくお伺いしたわけでありました。

それからさらに経済変動ということでありまして、けれども、それでは今回十万円から三十万円に訴価額の引き上げをする、それは経済変動が理由である、そういうならば、もう一歩深く突っ込んで考えれば、この経済変動はいま急激にあらわれたのではないわけでありまして、そうしますと、今国会において、またきよりの時点においてこれをどうしても通していかなければならぬという経済変動の裏づけというものが論理的に矛盾するのではないかと、私はかように思うので、すけれども、いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの林委員のお尋ねは、まことにごもっともなお尋ねであらうと思えます。実はこの問題は、もし臨時司法制度調査会というものがございませんでしたら、おそらくは三十八、九年当時にあるいは実現しておったのではないかと、むしろその場合は、いま問題になっておられます三十万円ということではなかつたらうと思えますが、当然取り上げられておったはずの問題でございます。ただ、たまたま臨時司法制度調査会というものが開かれておりましたために、その結論を得てということまで待つておったというふうな関係がございまして、ところが、不幸と申しますか、臨時司法制度調査会の答申は簡易裁判所制度のあり方を相当基本的に変えるよ

うな形のものであり、そうしてこの点については弁護士会から強い御反対がございまして、また、その御反対の中にもきわめてごもっともな意見が多々あったわけでございますので、そういうことでは、臨時司法制度調査会の意見の実現ということであるならば、とうてい弁護士会としては承でないというお話として、従来伺ってまいったわけでございます。その限りにおきましては、私どももこれを早急に実現するということについてはやはり問題があるか、かように考えておったわけでございます。

ただ、今回提案されておりますのは、臨時司法制度調査会の答申とは無縁——と言つては、これは過ぎるかもしれませんが、とにかくその上限を引き上げるのですから、上限を引き上げるという限りにおいて平行線上にはありますけれども、その度合いというものはまるで違つてございまして、そういう意味で、臨時司法制度調査会との、いわば一つの法曹界の混乱によつて今日までおかれてきたということ、もうこの辺で決着をつけたいことには、次のいろいろな問題——そういうことを申し上げますと、またわれわれが臨時の意見を何かやるのだらうといわれるおそれがございまして、決してそういう意味ではございませんで、いろいろな司法制度の問題についてお話し合いをするについても、この問題についてはもうこの辺で決着をつけなければ、次のいろいろな制度の問題についてお話し合いをする段階に入つていかないのではないかと、それは先ほど申し上げました、長い間何度も連絡協議をやらうと努力してできなかったこと、ございまして、ここで一年延ばしてそれでできるといふことは、とうてい従来の経緯にかんがみて考えられない、まことに遺憾ながらさように考えざるを得ないという次第でございます。

○高橋委員長 林君、あなたのお約束の時間はとうに過ぎてしまったのだけれども、政府の答弁が少し懇切丁寧過ぎて、それで時間を食つたことなるから、もう一問ぐらいやつて、それでひとつ打ち切つていただいで……。ほかにもだいたい待つてゐるんだ。畑君も、中谷、松本両氏も待つてゐるから……。

○林(孝)委員 次に、特任判事の内容の問題でございまして、前回の法務委員会のときにおいて有資格者と特任判事の比率が発表されておりました。有資格者のほうが少ないという答でありましたけれども、順序からいいますと、簡裁の判事に判事補経験を充てることによつて質の向上をますはかつて、その上で今回の事物管轄の拡張という問題を考えるべきではないか。順序の問題で、そのほうが妥当ではないかと思つたので、すけれども、いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡裁の判事にはできる限り法曹有資格者を充てるように努力いたしたいと思つておるわけでございます。

○林(孝)委員 そうしますと、定員法の関係になつてくるわけでありまして、はたしてそれだけの人材を簡裁に配置する給源があるのかどうかということ、あると考へられておるか、それともそういう磐石の対策が整つておるか、その点はいかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほどまでできる限りと申し上げたわけでございますし、なお特任選考判事と申しましても、最近ではきわめて厳格な選考を実施しております、それほど質の悪いものと私どもは毛頭考へていないわけでございます。

○林(孝)委員 それでは、裁判官の定数ですけれども、地裁、簡裁の総事件数に比較して、裁判官の定数はどうなつておるか、それは適正な配分であるかどうか、その点をお伺いします。

簡裁のほうが余裕がある、かように考へておるのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 定員は、地方裁判所は判事八百五、判事補三百九十九、簡易裁判所判事七百六十七でございます。

○林(孝)委員 その定数で考へて、今度十万円を三十万円に改めることによつて、地裁から簡裁へ移る件数というものは前回にも発表されましたけれども、最高裁の考へ方として、そうした人的な面でありまして、それで十分国民の権利擁護のための裁判ができるかどうか、その辺の考へ方はどうなつておるのでしょうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 先ほど御説明申し上げましたとおり、民事、刑事を通じ、訴訟その他の事件を合わせまして、三十三年当時あるいはそれ以降に比較いたしましたして、事件が激減しておるわけでございます。そうして、一方定員のほうは、簡易裁判所におきまして、裁判官も書記官も相当数増加しておるわけでございますので、今後先般御説明申し上げましたような事件の移動がありましても十分処理できる、かように考へておるわけでございます。

○林(孝)委員 それではもう一つお伺いしますけれども、裁判所にはいろいろな資料がある、たゞありましても、簡易裁判所に必要な、たとえば最高裁の判例集とか、それから高等裁判所の判例集、下級裁判所民事判例集、そうした資料、はたしてどういふ資料が簡易裁判所になければならないか、現実の問題として、現状簡易裁判所にはたしてそれがあつかうかという問題ですけれども、最高裁の考へ方としては、簡易裁判所にはどういふ資料が必要であるかという点であります。

付いたしたい、こういうことでございますから御理解いただきたいと思ひます。

それから次に、各地方に應ずる事件の変動でございますが、これはかなりごまかい数字をいまあげております。お話しのとおり、大都會では比較的移動する事件の件数が少なく、地方では比較的少額事件が多いので、移動する事件が多いわけでございます。しかし他面、大都會の簡易裁判所は現在ある程度多忙でございますし、地方の簡易裁判所はそれに比べれば余裕があるわけでございます。そういうところを精密に調べて、今後定員の配置をどうふう改めるかという点は、地方裁判所をも含めまして具体的な案をつくりつつある段階でございます。

○林(孝)委員 もう一つは、簡裁の判事に比べて、地裁の裁判官の転勤の回数が多いという意見を聞いたわけでありませぬけれども、これは事実でしようか。

○矢口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の裁判官より、地方裁判所の判事の方々については転任が多いということになっております。

○林(孝)委員 そのために訴訟遅延を来たしている実例を聞いていますけれども、そのうちから訴訟の検討を行なつて、今回の事務管轄の拡張という問題を考えられたかどうか、考えられたとしたならば、どうふう考へていらつしやるのか、お伺ひします。

○寺田最高裁判所長官代理者 具体的に転任に伴うというご意見ですが、一般論として、裁判所の訴訟遅延状況というものを十分念頭に置いて、今回の案を考へておるわけでございます。

○林(孝)委員 今回のこの事務管轄の拡張の問題に關しても、先日の定員法の問題も、それが不足だと考へておるけれども、地裁の裁判官の数が不足だと考へる問題に對して、法務省は法務省として、大藏省と強力で折衝して定員増加を認めさせる、そして財政法に規定されている権限を發動して定員を充実していくという努力をはたして今日までやつてこられたか、またやつてこ

られたとしたならば、その結果どうなったかという点を、お伺ひしたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 便宜裁判所からお答えを申し上げて、その上であるいは法務省の御意見を伺つてはとも思ひますが、先ほど参考人と御質疑の間にも出ましたが、毎度法務委員会からはいろいろ御激励もいただき、また附帯決議も付されておるわけでございます。私どももいたしまして、そういう点を念頭に置きまして努力いたしておるわけでございます。たとえば裁判官につきましては、最近五カ年間に約百人、それからその他の職員につきましては約三百五十人の増員を実現したわけでございます。この数は、数の上において必ずしも多いといふことは言えないけれども、現在の公務員の一般の状況のものと比べて、ある程度のものであると考へておられますし、特に裁判官につきましては、給源その他も考慮に入れますと、かような数でやつてまいりたい、かような結論でいまままで実施してまいつた次第でございます。

○林(孝)委員 最後に、時間的な關係でしぼらさしていただきますけれども、こうした問題に關連して、いま申し上げましたように、裁判官の定員の不足というものはいつも考へられているわけですが、そこによつて起る問題があまりにも多い、現在のこの事務管轄の問題も、ただ物価のスライドだけではなしに、その根本的な問題を追及していかば、簡易裁判所の性格という本質的な問題もありませんし、また、地裁の充実という問題に關係しては裁判官不足という問題もありませんし、國民の側に立って考へても、なるほど近くて便利かもしれないけれども、難な裁判をされたら困るという心配もあるわけですね。

そういうことから私がお伺ひしたいことは、たとえば現在五百名という司法修習生の合格者を見ておられますが、将来この数を八百名にふやすとかあるいは千名にするとか、そうした考へをした上で人材の育成といふものは、また、裁判官になる人が少ないという原因はどこにあるのか、

そうした面をさらに深く突っ込んで検討して、人材の育成に當たる。そうした二つの点を申し上げましたけれども、まだほかにもあると思ひますが、最高裁としてどう考へるかで今後臨まれていくか、その点を最後に一点お伺ひしておきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 司法修習生の数は、直接的には司法試験の合格者の中から参るわけですが、したがって、司法試験管理委員会がおきめることになることであり、多くの場合審査委員の考への結果によるわけでございます。

しかしながら、もう少し大きな意味で、法曹人口をいかにするかという点は、法曹人口をいかにするかといふことは、当然法曹三者が十分に話し合つて、法曹人口をいかに持つていくかといふことについての検討を進めるべきであらうと考へております。幸いに近々司法研修所も完成いたしますので、そういう時期を機といたしまして、十分話し合ひをしながら施策を進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○林(孝)委員 法務省のほう……
○高橋委員長 林君の意見は、法務委員会大多数の意見だと思ひますので、岸事務総長もひとつ最後に御答弁願ひたい、それから法務省も、大臣がちょうど羽田に行つて間に合わないので、影山調査部長、御答弁願ひます。
事務総長、ひとつ大局的に、いまの要望は全法務委員会の意見だと思ひますが、十分その点について……
○岸最高裁判所長官代理者 いかにして法曹人口をふやすことができるか、つまり法曹人口は、世界の各国に比べて、ましてわが国は、これは弁護士も含めて全体で決つて十分とは申せません。法曹人口、つまり法曹のなり手は、まず司法試験に合格するといふことであります。ここ十年あるいは二十年ずつと試験が続つてまいつておられますが、一万余千人という希望者のうち、最終的に合格するのは大体五百人余りでありまして、これは奇妙に

毎年その大きな開きはないわけでありませぬ。現在のこの合格基準を下げますと、一挙に千人なり千五百人以上修習生を得ることができませぬけれども、やはり法曹の質の向上という点を考えますと、そのやたらに数をふやすために合格基準を下げるというわけにもまいりませぬ。しかし、このごろ司法試験受験生の能力というものが上がって来ます。これは次第次第に自然に合格者がふえていくと思ひます。それに、そういう将来のことを考えまして、たゞいま建設中の司法研修所の収容能力を、少なくとも現在の倍ぐらひは、ちよつと無理すれば入れるというのを念頭に置いてやっておりますので、そういう面から、法曹人口の増加という点をはかつていきたい、かように思ひます。

そしてさらに、その他のいろいろな施設の充実という点につきましても、これは予算の面的問題でもございませぬが、十分努力していきたい、かように考へております。

○大竹政府委員 私からお答へすることと同じようなことにならうかと思ひますが、実はきょうちよつと研修所の入所式でありまして、大臣のかわりに行つてきたのでありますが、こし入つた人は五百三十名ということでありませぬ。しかし、いま最高裁からお話がありましたように、試験を受けた人が一万人以上ということでありまして、私も、もう少しこの人間をふやすことができないかというよりな話も、待つてゐる間にしたのであります。やはりふしぎに毎年大体最低でも申しますか、それは大体同じことにして採つてゐるのだ、点数でいいますと。そういうようなことからして、これ以上下げるわけにはいかなないというよりな話を聞いてきたのでありませぬ。そういうことから見ますと、同じ一万人でも受ける人の素質をよくしなければならぬのではないか、そうするのには、やはり待遇とかそういうよりな問題もこれから——これはいつも委員会でも問題になることではあります、この数年大体の標準が同じということになれば、一万人の素質

を上げるということを考へなければならぬと考へておるわけでありませぬ。それはやはり給与その他の面も根本的に考へていかなければならぬ問題ではないかというふうに私は考へておるわけでありませぬ。

○高橋委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○高橋委員長 速記を始め。

○畑委員 私は、先日の質問に引き続きまして、裁判所法の一部を改正する法律案について質問を続けてまいりたいと思ひます。

この前、私申し上げましたが、昭和二十九年の改正の際には、三万円から二十万を目ざして提案したけれども、それが十万円になった。そのときの提案理由の説明を引用いたしましたときに触れましたけれども、そのときの説明で、「このように拡張する」といふと、簡易裁判所の裁判官の任用資格等につき、当然考へるべき必要が生じて来る。この前も触れましたが、しかし、実は十分な答弁がなかつたと思ひます。ところで、この「考へるべき」といふのは、先ほど寺田局長が言われたように、簡易裁判所に法曹資格のある判事をふやしていき、当然それをやらなければ、急速に簡易裁判所に事件がたくさんふえてきて、それを従来の簡易裁判所におもむきでやることは、あつたかどうかという問題について、どうも私の考へではやつてなかつたのではないかと思ひます。

ところで、昭和二十九年、三十年、その当時の裁判官の中の簡易裁判の割合、これと最近の割合、絶対数だと両方ともふえておりますからわからないですけれども、この割合にどういふ変動があつたかというのを聞いておきたいと思ひます。この前聞き忘れましたから、大体のことはわかりませぬ。

○矢崎最高裁判所長官代理者 いま正確な資料をここに持ち合わせてございませぬけれども、現在

は、約半分はいわゆる有資格者で占めておるわけでございます。

○畑委員 ですから、いまは半分でしょうが、昭和二十九年当時もやはり半分でしたか。

○矢崎最高裁判所長官代理者 たゞいま正確な資料を持ち合わせておりませぬので、お答へ申し上げるのに、感じだけではなはだ申しわけないのでございませぬけれども、現在の有資格者数に比べれば、たしかその当時は少なかつたように記憶いたしておるわけでございます。

○畑委員 まあたいして違ひはないかもしれぬけれども、大体そのときは有資格者がいまよりも少なかつた、ちよつとおっしゃるわけですね。

○矢崎最高裁判所長官代理者 そういうように記憶いたしておるわけでございます。

○畑委員 そうすると、若干有資格者の割合がふえたということでありませぬけれども、やはりちよつと物事管轄の大きな変動によつて、そういう大きな不都合が出てくるわけでありまして、それと同じ人数の簡易裁判によつてもらうことは困るのだということが弁護士会の意向だ。これは単に弁護士会というのじゃなくて、国民のために、法曹資格のある人に裁判をしてもらいたい。こうした物事管轄のたびごとによつていく事件を簡易裁判にさせるということは、結局、ただ裁判所の都合で事件が処理できればよろしいという考へから、そういうことが出てくるのだと思ひます。また、その提案理由の説明のときにも、そのときはそういうことを言つても、あとになつてすぐ忘れてしまつて、その辺のところはそのときと違つたための方便というふうに考へられては困るのでありまして、そういう点を申したいために私は申し上げたわけでありませぬ。今回の場合も、もしこれが通るといたした場合にも、それは物の関係その他経済変動のためには申しながら、先ほど来弁護士会等の意見にもありませぬように、やはり簡易裁判所の性格を変えて、そして本来裁判を担当させることがあまり好ましくないよ

うな人に多くの事件がいくということが心配なんでありませぬから、ちよつと点を將來ともに、給源の確保ということが一番問題だと思ひますけれども、そういう点を十分に配慮していただかなければならぬのでありませぬ。その場だけ通ればいいということじゃなくて、ひとつその点十分に前向きにやつていただきたい、かように思ひます。それから先ほど寺田局長からの御答弁の中にあつたけれども、簡易裁判所の事件が物事管轄の拡張に伴つて多くなれば、弁護士さんとしても、国民としてもそういうことをおっしゃいましたね、国民としてもそれだけ近い裁判所で裁判を受けることができるんだ、ちよつとしゃつた。けれども、実際にそれはそうじゃないと思ひます。先ほど私が申し上げましたようなことから言へると思ひます。私に申し上げますけれども、十分な有資格者の方に裁判をしていただきたいということのほうが、やはり大衆のほんとうの要求だろつと思ひます。それを十分承知しておる弁護士さんがそれを代弁してやはり心配しておるのじゃないかと思ひます。ですから、この点は逆だと思ひますが、いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま畑委員のお話の点は、まことにごもつともございませぬが、同時に、私が先ほど申し上げました点も、一面の真理を含んでおる。要するに、比較的近い裁判所で裁判を受けるといふ有利さ、それはひいては、たとへば控訴したした場合にも、地方裁判所で控訴が受けられるというところは、比較的少額の事件については有利な面を持つわけでございます。しかしながら、同時にまた、比較的上級の裁判所で裁判を受けたいという国民の要望も、これもきわめて当然のことでございます。そのかね合ひで、どこに線を引くかということであろうと思ひまして、私どもは、これが三十万円というところが境目であろう、かように考へておるのでございませぬ。

○畑委員 いま、はしなくも申されましたけれども、その次に今度は、控訴をする際に、簡裁が一

審のほりが二審は地裁で済む、近くで済むというところだと思えます。ただし、いま寺田局長が、それと同時にまた、上のほうの裁判所に裁判してもらいたいという希望もある、そのかね合いがなかなかむずかしいんだ、そこでまあそのかね合いを考えた結果が、今度の三十万円だ、こういうお考えのようでもあります、それもわからぬでもありませんけれども、しかしそうなる、やはり高等裁判所は第三審の裁判所なんだ、こういうことになりまして、先ほど来弁護士の人たちが言うておりました判例の不統一、こういう点がやはり問題になるのではないか、かように思いますが、いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 判例の不統一という問題もきわめて重要な問題でございますが、しかしながら、上告権を確保するということもきわめて重要なことであろうと思えます。外国では、むしろ上告は金額の低い事件については制限しておるところのほりが多いと思えますが、しかし、わが国では、いかに少額の事件でも上告を確保しておる。そうして東京まで出てこなくても、たとえば福岡で上告の判決が受けられる。この場合もやはりかね合いの問題であろうと思えます。最高裁判所の裁判を受けたいということは当然の願いであります。しかしながら、きわめて少額の事件について東京まで出てこないで、比較的近いブロックの高等裁判所で裁判を受けられるということも、それもその限度においては有利な面を持つわけでございます。ただ、判例不統一という点にしまして考えますれば、これも移送の規定その他によりまして、その不統一を防ぐように十分考えなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○委員長退席、小島委員長代理着席
○畑委員 話はほかへ飛びますけれども、裁判官会議というのは、あれは地方裁判所なら地方裁判所の裁判官会議でありますか。それで簡易裁判所の判事はそれには加われないのですか。あくまで資格のある人だけが裁判官会議を構成するのですか、その辺が承りたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 地方裁判所の裁判官会議は、地方裁判所の裁判官のみによって構成されるわけで、簡易裁判所の裁判官は加わりません。
○畑委員 簡易裁判所は、みんな独人か二人、せいぜい三人というところでありませうけれども、簡易裁判所にはそういう機構はございませうか。
○寺田最高裁判所長官代理者 裁判所法三十七条によりまして、「各簡易裁判所の司法行政事務は、簡易裁判所の裁判官が、一人のときは、その裁判官が、二人以上のときは、最高裁判所の指名する一人の裁判官がこれを掌理する。」かようになっておられます。

○畑委員 ところで、いろいろな現実を聞いてみますと、簡易裁判所はあくまで地方裁判所のほとんど下部機構みたになつておるようについておるのですが、いま法文を読みますと、簡易裁判所については、簡易裁判所の裁判官が司法行政をやるといふことになっておるが、いろいろ庁費その他の分配等で、簡易裁判所独自の庁費というものはないように聞いておりますが、いかがでありますか。
○大内最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。裁判所の予算の配賦でございますが、裁判所といたしましては、簡易裁判所の分を特別に示達するといふことはいたしておりません。地方裁判所に一括して予算の配賦をいたしておるわけでございます。地方裁判所の中で簡易裁判所を含めて、ただいま御質問のございました庁費などについてもお実行に移す、かような実情に相なっております。

○畑委員 そうすると、これは最高裁でその予算をきめるのでしようけれども、地方裁判所の裁判官会議で簡易裁判所の庁費の分配までもきめるということになりませうか。そうでなくして、簡易は簡易で高裁のほうからきめていくのですか、どうなんですか。
○大内最高裁判所長官代理者 地方裁判所におきましては、所長が支出官でございますので、支出官でございます所長の意見に基づきまして、実情に沿うように予算の実行をいたしてきておるわけでございます。もちろん支出官たる所長といたしましては、管内の地方裁判所本庁、支部並びに簡易裁判所のあらゆる実情につきまして常に調査をいたし、実情に沿うような上申をしておりますので、それに基づきまして、私どものほうとしても、独自に簡易裁判所の実情を調査することもございますし、そうした点を総合いたしまして、実情に沿つたような予算の実行をいたしておるのが現状であります。

○畑委員 その問題についてですけれども、簡易裁判所等に働く人たちの不満というか、そういうことがある本に書いてあるのですけれども、これはどうでしょうか。簡易裁判所に「自庁予算がないこと、略式命令に必要な原条例もなく、村役場に借りに行つたり、冬期に凍結による水道管の破裂を防ぐために夜中に二度、三度と水道の水を流しに起きる宿直（破裂したら予算不足で春まで修理してくれない）の例はまれではない。また、備品は地裁の使い古し、消耗品は制限され、図書資料の配付は地裁どまり、法律参考書も不足がち、事務室は狭い……等々の例が全司法の司研集会の中で報告されている。こういうような書きものがございませうが、こういうことで、形はそうなつておりましたが、簡易裁判所に対してはほんとうに上のほうからの天下りの適当な配分であつて、非常にさういふ点で物的、人的にも差別がなされておる、こういうふうな聞いておるのですが、こういう劣悪な執務環境の中であつて、さらに司法行政上の監督が強化され、あるいは超勤手当、特別昇給、あるいは昇給昇任の上でもいろいろの差別がある。月に十数回の宿日直勤務がいられているというふうなことも、一種の人権問題だということ、簡易裁判所の職員が大きな

不満を持つておるといふようなふうな聞いておりますが、こういう点について実情を把握しておられますか。
○大内最高裁判所長官代理者 ただいま裁判所の、特に簡易裁判所の実情につきまして、非常にこまかい点まで御指摘をいただきました、たいへん恐縮に存じておる次第でございます。
簡易裁判所に限らず、日本の全国の裁判所、地裁あるいは支部等におきましても、必ずしもまだ完全に執務環境は整備いたしておるとは申し上げることはできません。まだまだ不十分な点が多々あると私も存じております。そのために、毎年予算におきましても必要な経費を要求いたしておりますし、その実行面におきましても、できるだけ地方裁判所と簡易裁判所のそれぞれ裁判官並びに職員の執務環境を改善するために努力を継続して、できるだけ改善した事態を改善してまいりたいと存じますけれども、私どもといたしましては、簡易裁判所を、特に地方裁判所と比較しまして、これを冷遇するといった考えは頭頭ございませぬ。地方裁判所も簡易裁判所もともに執務環境を改善してまいり、そのような考えで今後とも進んでまいりたいと思つております。

なお、最後にお話のありました宿日直の問題でございますが、確かに職員が少ないわけでございますので、回数に地方裁判所の場合に比べますと多くなるわけでございます。そうした手当てにつきましても、特に変わった点はございませぬ。簡易裁判所であるがゆえに手当てを少なくしているというよりなことではないわけでございます。
○畑委員 とにかく相当へんばなところで、劣悪な条件のもとに働く簡易裁判所の職員、それに今度こうして事務管轄の条件が変わつてまいりますと、さらにその労働が強化されるというふうなことになるわけでありまして、

「小島委員長代理退席、委員長着席」
やはり先ほど来ずっと言われておりますように、裁判所の民主化というものを基盤にして、その基

盤がまさに簡易裁判所である、こういうことであつたはずであるけれども、実際はそうではなくて、簡易裁判所が、言うなれば、まます扱ひ的な状態にあるというよりなことも、これから改善していくとは申しながら、遺憾ながら事実ではなからうかと思ひます。一番民衆に親しみやすい簡易裁判所であるべきでありますから、この点につきましては、今後とも十分な配慮をしないといけません。全然いままでの行き方が逆じゃないかと思ふ。全然いままの行方から今度の問題なども出ておるんじゃないか。やはり地裁あるいは高裁等々のそいつた目から見ると、実際の事情をあまり把握してないんじゃないか。その裁判所の都合によつて、上のほうの裁判所の都合によつて、下のほうに仕事を押しつけるということになりはせぬかというよりな私は非常に危惧を持っておるわけでありませう。やはり相当下のほうのこまかい意見も吸ひ上げて、その実情に合ったようにやらないといけないのではないかと思ふのであります。今後ともその点については十分配慮してもらつて、物的あるいは人的に十分整備をしてもならないとならぬと思ふ。裁判官の場合も同じであります。裁判官の場合なども、裁判官がおらぬ簡易裁判所が相当たくさんある。あるいはまた、そうして填補、填補をやつておるので、たまたま来ると、いろいろ判こをもらうのに非常に職員が大騒ぎをするというよりな話も聞いております。こういう点はどういふことになつておりますか、承りたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所について総合配置をいたしております。約百組あるわけでございます。ただ、今度のこの法案との関係で申し上げますと、そういう庁では、実は民事訴訟事件がこれによつて簡裁に行くことはきわめてわずかである。年間十数件あるは二十数件というよりな庁が大部分のようでございます。

○畑委員 その問題はそれまでにいたしました、次に移ります。

すけれども、私は皆さんのいろいろな話を聞いておりまして、そもそも最初に裁判所法をきめたときに一番禍根があつたのではなからうか、かやうに思ふのです。これはいわゆるかけ込み裁判所あるいは民衆裁判所、これに徹底すればよかつたのでありますけれども、それを立法趣旨に出しておきながら、実際には昔の区裁判所のような形が少しく入つていた。それをこれにどんどんそれが大きくなつてしまつて、本来の簡易裁判所の性格というものが非常に薄れてきた。一番最初、簡易裁判所が全部それだつたとは私も言ひ切る勇氣はないのです。確かにいわゆる事物管轄として五千円以下というこまきものでありますから、その辺に根本的な今日の争ひのものがあつたのではないか。そのほうがだんだん大きくなつて、そしてとかく安易につくと申しますか、そのほうがやりのものだから、次々と裁判所の管轄が拡張されてきた。事物管轄においてしかりであります。そのほかにおきましても、刑事問題にいたしましてもそうでしょう。二十二年に裁判所法が改正されたのに、すでに翌年の二十三年に、競合もありましたが、窃盗については簡易裁判所ということになりました。それから贓物罪が加わつたり、さらにはまた横領が加わつたり、そういうことで、そのたびごとに民事の事物管轄だけでなく、刑事の簡易裁判所で扱う事件が非常にふえるやうな結果になつた。そして昔の区裁判所にだんだん近づいてきたということが今日の禍根を残すもどつた。一番のもとはやはり二十二年のものにちよつびり出た。それが二十五年、それから二十九年の事物管轄の拡張と同時に、またその間における刑事事件の簡裁の管轄の拡張といふものによつて今日までできてしまつた。それをものにされて、今度の法案もそうでありましようけれども、その基礎に立つて、物価が上がつたのだから、こゝ言われるけれども、その間に例の臨時司法制度調査会の意見等もこれあり、ますます裁判所と弁護士会との見解の対立が明らかになつてきた、こゝい

うことじゃないかと思ふ。そうして弁護士会のはどうしても在野でございますから、民主化には特に熱心です。裁判所のほうは、口では民主化とは言つても、実際にはやはり官僚的な行き方で、裁判所の都合、役所の都合といふことを中心として、だんだん管轄等も変へていくといふやうな傾向になつて、今日まで来たといふことが私はもとだと思ふんです。やはりあくまで裁判所が、裁判を民主化し、裁判所を民主化するといふやうな姿勢に欠けておつたといふことが、今日の事態を巻き起こしたことではないかと思ふんです。

この辺を一体どうするんだといふことを、裁判所と弁護士会で十分根本的に腹を割つて話し合つて、こゝまで来ちゃつたんだからしかたがない、こゝういふふうにしよつたといふならこゝういふふうにするといふことでも話し合つてきめなければ、いつまでたつてもこの議論は私は終わらぬと思ふのです。たとへばこの法案を、経済変動だからといふので、自民党の皆さんが多数をもつて押し切つたといふことになつて、そのときは解決し、一応法律として通つてしまつて、あつても、あとでまた刑事問題のほうの管轄の問題も――あなた方は本来ならばそれを出したいんだ。ところが、なかなかそれはいかぬから、ますます経済問題といふことになつて、事物管轄の問題を取り上げていくといふふうには見えないんです。ですから、いつまで避けて通るわけにはまいらぬのであります。したがつて、根本にさかのほつて、それじゃ立法の趣旨で一部うたつておるやうな簡易裁判所の本来のすつきりした性格のものに、簡易裁判所といふものをむしろもとへ戻してやり直さう、そしてその問題を地裁に回して、地裁に十分な資格の法曹をたくわえて、それによつて事件を処理していくといふことにするかどうか、その辺をひとつ十分腹を割つて話し合つて、根本的な解決をはかる必要があるだらうと思ふ。そのためには、やはり法曹の一元化をやらなければならぬと思ふ。臨時司法の場合にも、それが本来は最初の目的だつたと私は思う。ところが、これはなかなか実現不

可能だといふことで、比較的簡単といふか、時間をかけたかどうかはわからぬが、それはたな上げをされて、どう事件をさばるかといふことに重点が置かれて、裁判所の御都合といふものが前面に出て、臨時意見といふものが出たから、弁護士会、裁判所の意見はそこにあるんだといふことで、猛烈に反対し出したといふことだと思ふのでした。したがつて、法曹の一元化といふことが必要だ。

同時にその前に、司法修習生からできるだけよい裁判官志望の人を探ることが必要だ。そのためには裁判官になり手が多きやうな雰囲気にならないといふかぬじゃないかと思ふのですね。ところが、弁護士は金になるからといふやうなところも多し、判検になりたくない。特に刑事の場合なんか、弁護士に比べて自由がない、非常に窮屈だ、そういうことも事実です。ところが、それでもあえて裁判官になりたい、なろうといふ人がまだいることは私は頼もしいと思ふのでありますけれども、これがさらにもた進んで、裁判官になりたいといふやうな裁判所にしなければならぬと思ふ。そういう点で私は欠けておるところがあるんじゃないかと思ふんです。裁判官にならうといふやうな人たちは、やはり日本の司法制度が裁判官の独立、司法の独立、裁判所の独立、特に一人一人の裁判官がだれにもわづらわされることなく、干渉されることなく、憲法に従つて、その他の法律に従つて裁判ができるんだ、私は憲法の番人だといつたやうな誇りを持つことではなればならぬのだけれども、どうも最近の裁判所の雰囲気は、必ずしもそういう方向には向かつておらぬのではないかといふふうな考へておるのでありますけれども、これはいわゆる給源の問題と関連があるのであります。まあ法曹の一元化はまずおくといつたしまして、司法修習生のうち刑事にならうといふ人をよけいに獲得する、確保する、そういう気持ちにならざる、こゝういふことが必要だと思つておりますが、いまの裁判所はどうもそん

な状況じゃないような感じがする。どうです、事務総長、その点はこれで十分だと思っております。

○岸最高裁判所長官代理者 司法修習を修了した者の中で裁判官の希望者が少ない、これは御指摘のとおりであります。五百人もの修了者のうち百人に満たない実情であります。これはしかし、昔の司法試験制度のもとにおいても、戦前の時代におきましても、司法試験に合格した者のうち、判事、検事を希望する者は、弁護士希望者に比べてはるかに低かったという事もまた事実でございます。しかし、それは別として、私も多分お出しは、やはり裁判官希望者をさらに多く出したいという事は、前から熱望いたしておるところであります。なぜ裁判官希望者が少ないかと申しますと、やれ裁判官になると転任がある、一定の場所に定着できないとか、収入が弁護士になる場合に比較しますと少ないとか、そういうこともやはり一つの理由となっておるようでありま

す。同時に、このごろの若い人たちの考え方の中に、裁判官としての使命感を感じるという点が少し欠けていられないかと思われぬ点があるわけでありま

す。つまり、民主政治の支柱としての裁判官の裁判官になつて、ひとつそれに自分の全生命をかけていこうというような生きがい、意気込み、そういう点が足りないように思われます。そういう点は、やはり司法研修所で修習中に、よく法曹の先輩たちがいろいろと相談に乗ってやっつて、そうしていろいろと必要だろ

うと思ひます。そういういろいろな点から希望者が全体の割合から見ても多くはないという点は、これは事実であります。しかし、それもその年によつて違ひまして、少ないときは四、五十名ということもありました。最近は大體六、七十名、七十名近くの者が希望するようになりま

す。これは決して十分とは申せませんが、また判事は検察官の場合に比べますとその倍くらいになつておるわけでありま

す。それで、このままでいいかという、そうでは

な

しに、先ほども申しましたような、いろいろな点を考慮に入れると同時に、やはり裁判官になつて仕事のやりがいがあるというよりな雰囲気、裁判所の修習中において感じ取る、そういうこともまた必要であらうと思ひます。そういう点についても、今後私どもも行政の面でできる限りの努力を傾けて施策を講じていきたいと考えてお

ります。○畑委員 まあ転任が多かつたり、あるいはほかのお役所でも同じようなものでしょうが、弁護士に比べて給与等の面で劣るといふような点等もあり、使命感に徹するような人が希望するほどない、こ

ういふお話でございますが、しかし、最近の裁判所のあり方というものについて、私はやはり使命感を持って裁判所に入つていこうというふうな気持ちを感じておるわけでありま

す。それは、一つはこの間問題になりました平賀裁判所長のあの裁判への干渉というか、そういうふうな問題もあり、また飯守さんの発言等があり、そういう点で、本来修習生たちが、よし裁判官になつてやろうというふうな気分が、それによつてイメージがこわされておるといふような面はな

かなかというふうな心配をいたしてお

ります。○岸最高裁判所長官代理者 ただいまお尋ねの中に、平賀書簡問題、飯守所長問題がからま

つてお

るからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

かろうかと思ひます。○畑委員 たまたま訴追委員会で問題になつておられるからというので、私に對する答弁を回避されておられますけれども、こ

ういふ問題になかなかお答へにならないと思ひますけれども、私はやはりそういう点も相当影響するのではな

ではなくて、国民一般からも公正であると信頼される姿勢を保つことが必要である、そういう裁判官の心がまえ、倫理、これを説いたのが、この事務局長談話の形で発表されました最高裁判所裁判官会議の見解でございます。

○畑委員 いま事務局長の御答弁を聞きまして、この政治的活動をする団体という中に、別に取立して青法協をなさしておるのではない、これは一般論として言われたのだという趣旨の御答弁だつたと思ひます。しかし、おそらく若い人たちが入つておる団体ということになれば、青法協以外にはあまりないのだと思ひますが、そうなる、結局やはり青法協をなさしているというふうな解釈するのが普通だと思ひます。もつとも、青法協自体に入つておるから裁判官に採用しないというふうな問題ではない、その以外の要素があつて今度の三名の人は採用をしなかつたのだ、こういうことではございませんか。

○岸最高裁判所長官代理人 先ほどことばが足りなかつたかも知れませんが、その見解の基礎として、青法協自体についてとやかく申しておるのではない、青法協が政治的色彩の帯びた団体であるとすれば、やはりこの見解の趣旨からいって、加入することは慎むべきである、こういうことにはなりません。

○畑委員 そうすると、青法協が政治的な活動をしておる団体だといふふうには思つてゐるんですか、思つてないんですか。

○岸最高裁判所長官代理人 青法協それ自体は、設立の趣旨においては、あらゆる政治的立場を離れ云々といつたわけではあります。が、ここ数年來の運動方針といふものが機関紙等によつて公にされておられます。それを見ますと、安保の廃棄とかあるいは沖繩の無条件全面返還とか、そういう問題を中心とする課題としておられます。そのことは青法協で発行しておる機関紙、それ自体によつて明らかであります。なお、そのほかにいろいろ政治的な問題を含んだ事件、具体的な事件についての支援活動といふこともこの運動方針として掲げ

られておりますので、そういう点から見ると、青法協は政治的に無色の団体であるといふふうには受け取ることはできないと思ひます。

○畑委員 そうすると、青法協は本来は、最初の設立の当時は、そうした政治的な活動をする団体ではないといふふうな方針でなされておつたのが、最近どうでなくなつて、安保反対あるいは沖繩返還、こういう問題等をとりあへず、あるいは政治活動のほかに団体との連絡をとつたりなどして、いろいろ、こういうふうなことで、最近の傾向からすれば、政治的活動をしておると見られるから好ましい団体ではないといふふうなことになるんじゃないかと思ひます。その点いかがですか。

○岸最高裁判所長官代理人 そういふ活動方針を掲げているから好まない団体であるというのではなくて、そういう団体に裁判官が加入することには慎まなければならぬ、そういうことで、青法協自体が好ましいとか好ましくないとか、そういうことを申しておるわけではございません。

○畑委員 なかなか微妙な御答弁でございますけれども、青法協そのものを問題にしているんじゃないけれども、最近の青法協の方針なるものを見ると、そうした政治活動をしておる団体だと考へる、したがつてそういう政治活動をする団体には、もし青法協でないとしても、ほかの団体であつても好ましくない、そういう一般論を言つておるんだ、こういうことではございませんか。

○岸最高裁判所長官代理人 さようでございませぬ。

○畑委員 そこでお尋ねするんですが、最高裁判所の事務局、事務局付の司法修習生上がりの裁判官、判事補ですか、こういう方が、この間三十名ほど、ほとんど同時に脱退届を出されておる、こういうふうな事実があるものでありますけれども、これは裁判官自身の発意によるものでありますし、それとも事務局長以下の方々の懲罰によつて脱退をされたのでありますし、そういう事実が最近あるものであります、その点について聞きたいんです。こういう談話の方針が、

前からこういう方針であつたから、したがつて談話を出す前に、もうすでにそういう人たちは脱退を決議して脱退をしたんだ、こういうことになりましようか。

○矢崎最高裁判所長官代理人 昨年の十月の中旬ごろに、朝日新聞、毎日新聞それから東京新聞の社説において、裁判官が政治的な色彩を持った団体に加入していることについて、これは国民の信頼を受けるゆゑんではないかといふ線が出てきたわけでございます。事務局におきまして、判事補の諸君は、この社説を十分に読みまして、そしてお互いに寄り集まりまして、何回も何回も議論し尽くして、その上で自発的な意思で脱退したというのが事実でございます。事務局の中には三十名もおりません。十二、三名がいたわけでございます。それがお互いに十分に検討し合つた上で脱退したというのが事実でございます。

○畑委員 自発的な意思といふ御答弁がございましたけれども、われわれの聞いてゐるところによりますと、この青法協の方々が当たつたらしいんであります。その話を聞くと、どうもそうでなく、裁判所のいろいろな説得等によつてそういうふうなふうにしむけられた、こういうふうな話を聞いておるんですが、そういうふうなことはございませぬ。

○矢崎最高裁判所長官代理人 しむけられてそういうふうになつた、いわゆる上からしむけられてそういうふうなことになつたといふことは全然ないわけでございます。お互いに判事補の中で、おのずから期の上の者、下の者という、期の違う者が事務局の中には、いるわけでございますけれども、おのずから期の上の者が集まる時にいろいろ心配をしたというふうなことはあつたように耳にしておりますけれども、命令とかそういうもので脱退したというふうなことは絶対にございませぬ。

○畑委員 これで締めくくります。私は、安保反対とか、それから沖繩返還というふうなもの、これはもうだれしもが考へてゐるこ

とじゃないかと思つたのです。それは国民の意見がいろいろで、そういう逆の意見の人もありましようけれども、これは憲法からちよつと割り出すと、どうもそういうふうになるのが法律家として、は当然のような感じがいたすのでありますけれども、あまりそういうものを窮屈にやつていくと、なかなか給源といふものに苦勞すると思つた。若いときにはいろいろありますから、せつかく相当のいい人たちがそういうことで採用しないで、だんだん狭めていくといふことは、相違なくやらないで、いかぬのじゃないか。それでなくても足りないのだから、そういう問題についてその神経をとがらすことはなからうと思ひます。思想、信条の自由がありますから、それはあくまでも否定はされたいと思ひます。ただ、実際にそういう政治活動をする団体に加盟すること、ほかに向けるという御意見もあれば、それは、その点は、その神経質になる必要はないのではないかと思つた。かえつて、そういうことがやはり裁判官になることに対する意欲をそぐことになるのではあるまいかと思ひます。片や法曹一元化といふような問題もなかなか実際問題として、弁護士から裁判官になるのはいろいろの隘路があるといふことではありますけれども、しかし、これは何とかしなければならぬ問題です。今度の問題でも、結局地方裁判所の判事をふやして、そしてそちらで事件を扱うべきである、こういうのが弁護士会の意見であつて、われわれも大体それに賛成なんです、これは給源がなかなかむずかしいといふ点にぶつかるわけでありまして、それには給源が得られるような方策をやはりみなで考へていかなければならぬといふふうに思つたのでございます。

約束の時間も若干過ぎましたから、まだたくさん質問したい点があるのでありますけれども、ほかの諸君のこともありますので、これで私の質問は区切らせていただきます。

○高橋委員長 それでは中谷鉄也君。

○中谷委員 参考資料の一〇ページを中心にして若干

法案の改正の問題についてお尋ねをいたします。

昭和三十年が地方裁判所の新しい受件数が四二・五％で、簡易裁判所の新しい事件の受件数が五七・五％、同じく昭和四十四年度が、地裁が六八・七％で簡易裁判所が三一・三％、この点については何べんも繰り返し繰り返し質疑された点でありますけれども、これはあくまでも全国平均でございます。したがって、私お尋ねをいたしたいのは、昭和三十年の四二・五％という地方裁判所における新しい事件の受件数の率ですが、これは一体どういふ幅を持っておりますか。簡易裁判所は五七・五％という幅はどんな幅を持っておりますか。

幅と申しますのは、たとえば一番大きな問題は過密・過疎の問題として、先ほど大阪の簡易裁判所が爆発しかけていたことをあつと指摘をいたしました。そういったしますと、全国平均は五七・五％だけれども、たとえば松江の地方裁判所におけるその率というのと東京地方裁判所の率というのとは同じなのか違うのか、五七・五％というのは結局どういふような幅を持っておられるのか。これは平均ですから、その点についてひとつお聞きをしたいと思います。昭和三十年と昭和四十四年の間に、その幅についての食い違いが出てきておられるかどうか、この点です。

○矢口最高裁判所長官代理者 昭和三十年の松江の……（中谷委員「幅を言ってください」と呼ぶ）全国で幅の多いものの東京で申しますと六一・四％が地方裁判所であり、簡易裁判所は三八・六％であります。

○中谷委員 私は一つ一つ詰めていきますが、いまおっしゃっていただいたのは、昭和三十年の地方裁判所の全国平均は四二・五％で、その新しい受件数の占める率の多いほうの地方裁判所が東京であつて、一番多いほうを言っていたら、たんですね。次のお答えとして、地方裁判所の少ないほうを昭和三十年で言ってください。

○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘の松江の裁判所等が低いほうでございます。地方裁判所二

五・八％、簡易裁判所七四・二％であります。

○中谷委員 同じく昭和四十四年で御説明してください。

○矢口最高裁判所長官代理者 東京地方裁判所は七七・六％、簡易裁判所は二二・四％でございます。はたして松江が一番低いかどうか、これはちよつと正確ではございませんが、松江そのものといつたしましては、地方裁判所五〇・二％、簡易裁判所四九・八％でございます。

○中谷委員 しかもそれはあくまでも地方裁判所単位での上限、下限についての御答弁です。そうすると、乙号支部、甲号支部とございますが、一番極端に低い上限はわかりました。地方裁判所の新受件数の一番低い支部があるはずですが、たとえば乙号支部、それについての比率はお答えいただけますか。支部を単位にとつて乙号支部について……。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいま地方裁判所の中での区分けの資料を持っておりません。

○中谷委員 乙号支部で推定としてどの程度のものを考えられますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 乙号支部での区分けということになりますと、たとえば島根県の西郷支部といつたよりなものを考えてまいりますと、非常に事件が少のうございますので、パーセントで出しますと数件があるにすぎない。場合によつては支部のほうには全然事件がない、あるいは簡易裁判所のほうには全然事件がないといふようなことでもございますので、ちよつと個々の推測と申しましては正確に申し上げられないわけでありませぬ。

○中谷委員 昭和三十年の状態に戻したいということだそうなんです。ところが、いまおっしゃっていただいた昭和三十年と昭和四十四年の上限と下限をとつたこの傾向の中から、昭和三十年と昭和四十四年とのこの違いをどういふふうにか司法行政の立場からお読み取りになりますか、これは調査部長に伺います。

○影山政府委員 個々の支部の詳細にわたつて検討を加えておりませんが、裁判所当局としてはそういうことであらうと思つております……。

○中谷委員 要するに上限、下限について昭和三十年当時と昭和四十四年当時とはえらい食い違いがありますね。えらい変化がありますね。逆に言いますと、上限、下限とが非常に開いてきているということがわかりますね。これは一体どんな原因ですか。都市過密化というふうな講釈はけつてから、どういふことか。そのことと、昭和三十年度の状態に戻したいとおっしゃることとの間に矛盾はありませんか。

○矢口最高裁判所長官代理者 経済事情の変動によりまして個々の事件の価額が上がつてまいりましたために、このような事件差が縮まつてまいっているわけでございます。これを三十万円ということでも推算いたしますと結局三十年度の線に戻るというふうな形に相なるのではないかと思つております。

○中谷委員 私の聞いているのはそうではない。私はこういふふうに主張しているのです。三十年と四十四年の全国平均をとつたつて別に意味がないと思つております。問題は過密化したところの裁判所の状態と過疎化地帯における裁判所の状態をとつてみなければ、これは非常に問題がありますよ。あと二点だけ質問します。その一点に關連しますが、お金の値打ちだつて、たとえば農村地帯の十万円というのはいへんなお金だと思つて、そういう中で一律の平均をとつて三十年に戻したい、そうなりますといつたつて私はあまり意味のある説明になっていないだらうと思つて、いずれにしても、いまお話しをいただいたことによりまして、松江で四十四年は五〇・二％と四九・八％、簡易裁判所のほうは非常に多いわけですね。これはきょうはお答えいただけないだらうと思つて、以上三十万円以下、要するに本改正案が通つた場合、松江の裁判所の十万円から三十万円までの事件というのはどうなつて、率はどういふふうに変化してまいりますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 松江の場合では十萬から三十万円にいたしますと、二百五十件が移動をいたします。

○中谷委員 そりすると率としてはどういふことに相なりませうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 地方裁判所二八％、簡易裁判所七二％ということに相なります。

○中谷委員 東京の場合は……

○矢口最高裁判所長官代理者 東京の場合は推定移動件数四千九百件でございます。その結果地方裁判所六〇・四％、簡易裁判所三九・六％と相なります。

○中谷委員 総務局長にお尋ねいたしますが、お金の値打ちがあるということ、逆にいうと十万円から三十万円に上げるために、そのことを非常に合理的に説明しようとして御無理なさつて、経済関係統計をお出しになつても、これでも私はあまり意味のあるものとは思つていません。要するに昭和二十九年の一人当たり國民所得七万四千六百六十五円、そして四十三年は四十三万三千九百五十三円なんといふけれども、どの階層がどれだけの所得を持つておられるかという階層分析をしていかつて、その分析が一つ欠けておられるのです。だから、國民一人当たりの所得といふふうなものでぶつてつておられる、はい物価が上がりました、消費と所得が増大いたしましたと言われても、これは簡易裁判所というものとどこかでズレが出てくる、これが私が指摘したい点なんです。

そこで、局長にお尋ねしたいのは、松江が地方裁判所二八％、簡易裁判所が七二％、そりしたらこれはほとんど簡易裁判所がやることになりませぬ。要するに、地方裁判所のほうで昭和三十年に戻したいとおっしゃるけれども、ほとんど簡易裁判所がやるようになつてくる。しかも乙号支部のほうのほうは持つていませんよといふことですね。これは出していただきたいと言へば出していただけたらと思つて、しかし、乙号支部

の場合にはおそく地方裁判所が一〇%、簡易裁判所が九〇%ということになりかねないのじゃないかという、私は一つの独断ではありますけれども、そういう推定をします。そうすると、資料が出てくる松江の地方裁判所二八%、簡易裁判所七二%、本法の改正によってそういうふうな状態にパーセントがなってくる。そういうことはあるべき裁判所の姿として、ことにあるべき簡易裁判所の姿として、地方裁判所のあるべき姿として好ましいのかどうか、そういうふうな点についてはどういうふうな御検討をなされたのか、この点についてはいかがでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理者 いまお尋ねの点は、パーセントでまいりますと確かに七二%と二八%でございますが、それでもなお三十年よりはパーセントが若干下回っておるわけでございます。これを件数について見ますと、三十年当時簡易裁判所千三百三十二件でございますが、先ほど民事局長から御説明申し上げました推定移動件数二百五十件を考慮に入れましたも、今回の法案の結果、松江管内の簡易裁判所にまいります事件は八百件程度でございます。なおかなり三十年程度よりは下回っておるわけでございます。そういう点から申しまして、私も繰り返して申し上げております二十九年のパーセントの当時の状態に戻すという線は出ていない、かように考えておるわけでありませう。

○中谷委員 そうじゃないでしょう。昭和三十年の地方裁判所の件数が四二・五%、二十九年が五六・五%、こういう状態ですね。それが三十万円で上がってくる、結局地方裁判所の率が二八%になるんでしょ。それで簡易裁判所が七二%、えらいふえてくるということ。私は言っておるんですよ。ところが東京の場合、大体三十年程度あるいは二十九年のような状態にしたいということにはなるけれども、いわゆる過疎地帯における裁判所というのはそういうものを上回って、ずっとにか簡易裁判所ではほとんど事件がまかなわれるという状態になります。

ね。そのことが簡易裁判所のあるべき姿として、あるいは地方裁判所のあるべき姿として、こういうパーセントはいいんですかというのを聞いておるんですよ。

○寺田最高裁判所長官代理者 私もそのつもりで答えたつもりでございます。いま中谷委員は松江の四十四年のパーセントとそれから今度の推定のパーセントを御比較になりましたが、私が先ほど申し上げましたのは、三十年のパーセントと今度の新たな推定のパーセントを比較いたしますと、なお簡易裁判所のパーセントは三十年当時のパーセントよりは下回っておる。のみならず件数におきまして、三十年当時は簡易裁判所千三百三十二件でございますが、今度の推定新受事件数は約八百件でございますので、なお二百件程度三十年当時よりは下回っておる。したがって、昭和二十九年の法改正を前提とします限り、それよりも簡易裁判所が大きなウェイトを持つということにはならない、かように申し上げたわけでございませう。

○中谷委員 そうすると、基本問題に戻りまして、そういうふうな点にか過疎地帯における、四十四年当時における七〇%以上の事件が簡易裁判所に係属しておる、こういう状態は最初から予想されたわけで、いいことなんですか。そういうことがあって、しかもこの改正をしない、同じパーセントだ、これは同じだということになるんですか。そういうふうなパーセントだけで言うのはおかしいという意見もあるようですね。私も、そういう割り振りがあってはたして裁判所のあるべき姿としていいのかどうか、この点いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは事物管轄の範囲を金額できめ、それを全国一律できめず限りは、どういふ金額をとりまして、東京でのパーセントと地方におけるパーセントとは差が生ずる、これはやむを得ないことであると考えております。

○中谷委員 やむを得ないということですが、そのままでいいのかどうか疑義があります。第二点の質問は、簡易裁判所の本来的なあり方の問題として、いわゆる裁判所に對する信頼性の問題というのは繰り返して議論された。そこで私はお尋ねをいたしたいと思いますが、かりに本法案が生ずる、要するに成立をしたという場合に、たとえは控訴率というふうなものには変動があるかと推定をされますか、変動がないと推定をされますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 控訴率そのものにはたいした変動はないのではないかとはいふるに考えております。

○中谷委員 その理由を若干お話しをいたしたい点があるかと、それと、じゃ破棄率というふうなことはあるかどうか、そういうものについての変動はどのように推定をされるか。これはどうせ来年になれば統計の出ることです。控訴率について変動がないと推定すると言ったって、とにかく裁判所に対する信頼という、人間の、国民の主観的なものがずいぶん入っていますから、しかもお金が大事だという国民の気持ちも入っていますから。そういうふうな中で、私はむしろうんと控訴がふえてくる可能性があるんじゃないかというふうな見通しを立てて立ち得ると思ふ。これは統計で出てくることですが、いろいろなファクターもたくさんあると思ふますが、これは来年になればわかることですから、ひとつ理由だけ言っておいてください。そういう率が変わらないとあなたはおっしゃった。かりにそういうことが変わってくると思ふれば、それは好ましいことなんですか。本法案が結局よくなかったということにならないかどうか、この点いかがですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 前回二十九年に三万円から十万円内に訴訟物の価額が引き上げになりました、それが控訴率にどういふふうに影響したかという点が過去の実績的な問題として一番好ましいのではないかと存じます。控訴というところが問題になってまいると思われまます昭和三十一年の控訴率というものをとってみますと、簡

易裁判所におきましては一五・六%でございます。それが三十二年一五・一%、三十三年一四・七%、三十四年一五・七%というふうにごさいます。この数年をとって見ましても特段の変化がございませぬので、このたびも少々の変化はあるかと存じますが、その大きな変化にはならないのではないかと、このように考えておるわけでございませう。なお、その控訴率と申しますのは、地方裁判所の控訴率よりもはるかに低い数字になっておるわけでございませう。

破棄率の点でございますが、この破棄率と申しますのは、いろいろの見方がございませうが、これも三十一年というところからとってまいりますと、三十一年二〇・六%、三十二年二〇・四%、三十三年二二・六%というふうな相違はございませう。これも若干大きな変動がないのではないかと、このように考えておるわけでございませう。

○中谷委員 結局どうなんでしょう。控訴率に変更があるのかないのか、ないというお答えであつて、それほど大きなものはないという見通しだ、どうもその辺ちょっと気にかかります。

第三点の質問に移りますが、私が開きたいのは次の点です。十万円以上三十万円以下の事件で、要するにその事件については現在地方裁判所に係属しているわけですね。本人訴訟というのはどの程度あります。今後その間の金額の本人訴訟の率は、事物管轄が変わったことによつてふええると思われませうか、それともそれとも変わらないと推定されますか。——お調べになつておるようです。で、別の質問を続けます。

第四点の質問は次の点なんです。簡易裁判所の同じく一〇ページに戻ります。民事訴訟第一審の新しい受件数の累年比較では、昭和四十一年は、先ほど指摘をされましたように、六万八千九百六十七件をピークにして、四十二年が六万二千二百二十四件というふうな漸減の傾向にあるというふうなことでございませう。こういうふうな傾向、ことに昭和四十三年より四十四年の事件数が少なくなつておるという傾向、こういう傾向は漸減の傾

向をたどると見るのかどうか、それとも一体それは四十二年と四十四年との間のできごとであつて、四十五年ないし四十六年については、推定を立て方はあるけれども確言はできない、推定する材料は次のようなものだといふふうなお話になるのか、この点はいかがでしようか。

○矢口最高裁判所長官代理人 ます、先に御質問がございました訴訟物の価額による代理人の問題でございますが、この点についてお答え申し上げます。

地方裁判所の十万円までの事件がございませうが、これの当事者本人訴訟というものは四七・九％という率でございます。三十万円までの事件について見ますと四二・五％ということで、パーセントの上では特段の変化がございませう。これが五十万円までになりますと三〇・四％ということ、少し本人訴訟の割合は低くなつてゐる、これが先ほどのお尋ねに対するお答えでございます。

それから、四十三年度と比較して四十四年度は事件が減つておりますが、これがそのまま続くとかどうかという点でございますが、私も、経済事情が非常に好転しておりますので、いま直ちにふえらるゝとも考えられませんが、しかし、このまま減つていくといふふうにも考えていないわけでございます。まして、事件全体といたしますと、やはりもう少しふえることになつていくのではないかと、このように推測を立ててゐるわけでございます。

○中谷委員 ふえていくとすれば、一体簡易裁判所の新しい受件数がふえるのか、ことに本法案で改正になるとした場合の、十万円以上三十万円以下の事件がふえる可能性があるのか、そういう点についての推定のなにも出てこない、とにかくその年度の統計を締めてしまわなければわからぬといふふうなことでは、どうも雲をつかむような話といふことになるわけ、そういうふうなことの中で、このパーセントを三十二年に戻したいといふふうにおっしゃつて、二十九年、三十年とおっしゃるけれども、どうもそのあたりが——先ほど私参考人への質問のときに言いましたけれど

も、コンピューターを使つていない数少ない役所といふことで、どうもずいぶん力作といふことでは、参考資料をおつくりになつたけれども、とにかく経済がかなり勉強しておられる各委員の方から見られると、こういふふうなことで物価あるいは消費、所得の増大といふふうなことの説明になるのかどうか、もう少し当局としてはきめこまかい資料の出し方もあるのではないかと、いふふうな感じもするわけなんです。

そこで、総長においでいただきました、この点については同僚委員から何人も何人も質問が出たと思つて、最後に、特に質問の順序を変えていただいで質問をいたしておりますが、一点だけ私、次のような質問をして質問を終わりたいと思つて、この場合は、けさから参考人として日弁連関係の方に三人来ていただいて、非常に長い間参考人の意見陳述と質疑応答をやつた。その中で、裁判所と弁護士会、最高裁と日弁連との間に、この法案がこんなにかつて通るといふことになれば、残念ながら抜きがたいみぞができるだらうといふことで、司法を思ふ立場から三参考人も非常に苦慮しておられた。私はこの法案を審議をしてゐるわけなんです、この点についての最高裁の見解を承りたい。

○岸最高裁判所長官代理人 司法制度といふものは、裁判所、検察庁、弁護士会、この三つの柱によつてささえられてゐるものでありますから、制度の改善とかあるいは運用の改善とか問題にするときは、この三者の密接な協力が最も好ましくあり、また必要であると思つて、しかしながら、今回の場合は、先ほど来事務局のほうからいろいろ御説明申し上げましたような根拠で、十万円を三十万円に上げるという、それは主として物価スライド、経済事情の変更といふことがその原因となつてゐるわけでありませう。こういう問題についていろいろ付随問題が起きますけれども、従来十万円の借金、貸し金を処理してゐたのが、それが三十万円になつた場合、十万円の売買代金を請求したものを今度三十万円請求する場合に、現在の

の簡易裁判所判事ではできないかといふことになりませう、その点は、私は問題があらうと思つて、価額がふえたからといって、事件の性質が必ずしもむずかしいものではないわけ、そういうふうな問題は移送の手続で、地方裁判所で審理することができ、そういうふうな点で、いろいろ弁護士会との連絡協議で討議いたしたかつたわけでございますが、もう御承知と思つて、四十年にこの問題を取り上げようといふ約束をしまして以来、いつも弁護士会側の御事情によつて協議に入れなかつた。しかも現在としては物価の関係もありません。それから地裁と簡裁との事件のアンバランス、これを是正する必要もある。そういう点からどうしても急いでこの法案を成立させていただきたいというのが、裁判所の強い願望であります。

このために、決して私どもは弁護士会に對して、とかくの感じを持つわけでもなく、今後ともいろいろ司法制度の問題については、お互いに胸襟を開いて協議し合いたいと思つておりますが、弁護士会のほうにおかれまして、やはりそういう気持ちになつていただきたいと、そう存する次第でございます。

○中谷委員 そうじゃないのです。胸襟を開いてとおっしゃいますけれども、裁判所がさつぱり胸襟を開かれない。そのみぞができることについて非常に日弁連は憂慮し、その点を非常に憂えてゐるのです。緊急性があるとかないとか、物価上昇の点については、当委員会ではいろいろな角度からいろいろな方が質問したわけ、そして先ほどからも最高裁判所事務局は各委員の質問に對して、防戦これとめておられる。これもよくわかつておる。そんなことを言つたつて、幾らおっしゃつても片方の日弁連が納得してないわけ、ですからそういうふうな中で、まさにこのままの状態を推移してこの法案を成立させるとするならば、先ほど総長がおっしゃつたように、とにかく訴訟関係者、特に弁護士会の協力、理解がなければ

は円滑な裁判といふものは行なわれないといふ前提に立つたら、片肺飛行のような法案としてこの法案が成立するといふことできわめて不幸なことだ。しかも、同時にみぞが深まりますよと言つてゐる。あなたのほうはどうしても通したいといふ通したならば、それで胸襟を開いてこいと言つたつて、これは困るんだと言つてゐる。ひいてはそのことによつてみぞが深まりますよと言つてゐる。そのことについて、一体どうするのですかと聞いてゐるのです。

どうもその点についての答弁は、何かまた同じようなことの繰り返しになると思つて、これはひとつ十分——私は、最高裁としてはきよりの参考人のお話は、非常に切実であり深刻だと思つて、そんなことについてやはり耳をかきかきしては思はない、私は率直にいつて胸襟を開いてゐるとは思はない、このことだけを申し上げて、質問を終わりたいと思つてゐます。

○高橋委員長 松本善明君。○松本(善)委員 最高裁の事務総長にまずお伺いしたいのでありますが、臨時司法制度調査会の意見書によりますと、簡易裁判所の民事、刑事の事務管轄の拡張、それから名称を区裁判所に變更する、それから特任判事の増員といふようなことで提案をしてゐるわけでありませう。この民事の管轄を拡張すれば、それは刑事にも及んでくるだらうし、ひいては区裁判所と名前を變更するといふようなことにもなるんじゃないか、あるいは特任判事の増員をいふことにもなるのじゃないかといふことで、この法案が臨時の意見書のなかに、また裁判所も、この問題について非常にかたくなに、どうしてもこの今国会で成立させたい。その緊急性についてはまことに説得力がないのでありますけれども、弁護士会と対立してこれを成立させたい、こういうふうな言われたいことになると、これは臨時意見書をどうしても実施していきたくない、こういう気持ちからこたわつておられるのではないかと、いふふうにも思

るのであります。この臨司意見書の実施との関係についてお答えをいただきたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 事務的なことと申しますから、まず私から申し上げたいと思ひますが、いま松本委員のお話の中で、臨時司法制度調査会の意見書が何か特任簡裁判事の増員をうたつておられるようにおっしゃつたかと伺ひました。そつういふことはございませんで、臨司意見書は「簡易裁判所判事は、できる限り、判事定年退官者等法曹有資格者を充てること。」こつういふうにうたつておられるわけと申します。

それから、なお今回の法案と臨司意見との関係についての私どもの考え方は、今回の場合は、これは臨司意見とは全然関係がないといふうに言ひますと、あるいはその表現として妥当でない面があるかもしれないと思ひます。と申しますのは、臨司意見書にも「民事事件については、訴訟の目的の価額の上限をある程度引き上げること。」となつておられますが、その面で一一致する面はございませんで、しかし、そこであつたわけと申します。引上げは、経済変動を上回る引き上げでございませんで、今回の経済変動に伴うものでございませんで、今回は経済変動に伴うものでございませんで、全然そつういふ意味では関係がないわけと申します。

○松本(善)委員 實質上、この特任判事の問題については、その文章そのものではございませんで、けれども、全体の趣旨からすれば、また方向からすれば、私は必ずしも寺田総務局長の言われるようには受け取れないといふうに思ひます。この臨司との関係がまず最初に問題になるわけと申しますけれども、このことを最初に私申し上げるのは、この問題がわが国の司法制度をこれからどういふうにしようかといふことについての大きな考え方の違いにもなり得るし、また、その点についてこそ在野法曹との協議が必要なのではないかといふうに思ひます。この委員会で再び取り上げられておられます中に、第九十二帝國議會での木村篤太郎國務大臣の答弁がありませんで、要するに、簡易裁判所の制度といふのは、司

法の民衆化に貢献するところが少なくないといふうに期待をされている、この司法の民衆化といふことに位置づけて答弁がされておられるわけと申します。

事務総長に伺ひたいのであります。この簡易裁判所制度が司法の民衆化に役に立つといふのは、どういふ点でどういふ運用をすればそつういふことになると、どういふ趣旨に理解をしておられるか。

○岸最高裁判所長官代理者 国民がその費用と時間をかけないで手つとり早く紛争を解決してもらうことのできる制度、これが司法の民主化の一つであつてと思ひます。

○松本(善)委員 そつういふと、簡易裁判所が司法の民主化にプラスになるように運用されるといふためには、民事訴訟法三百五十二條以下の「簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特別」が、十分に簡易裁判所の運営の中で生かされるといふことが必要なのではないかと思ひますが、事務総長の見解を伺ひたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 手続的なことと申しますから、便宜私から申し上げたいと思ひますが、この民事訴訟法の規定が十分に活用されませんで、この民事訴訟法の規定が十分に活用されませんで、非常に重要でございませんで、それだけではございませんで、広く全般を通じて国民の身近な裁判所として運営されることが望ましいと考へておられるわけと申します。

○松本(善)委員 事務総長に伺ひたいのですが、いまの寺田総務局長のお話では、この特別も重要であるが、広く民衆に親しまれるようにといふことと申しますが、具体的にそれはやはり簡易裁判所の役立つようといふことは、やはり特別の生かされるということが制度的には中心に置かれて考へられておられるといふのは、これは疑うべくもないのではないかと考へるが、最高裁の事務総長として見解を伺ひたいと思ひます。

の念頭にあつたと思ひます。マジストコートにおきましては、全くそつういふ人、その土地の名望家の人が裁判官となつて、そつうして手続にあまり拘束されないで自由に審理をやる、それがほんとうに民衆に身近な裁判制度だと思ひます。ところが、この簡易裁判所の制度は、マジストコートに考へ方を念頭に置いておられるといふわけと申しますが、しかし、全くそれと同じものではない。これはこの制度の立法當時に関与をされた方々の意見もそつうであります。決して英米法流のマジストコートではないんだ。そつうなりませんで、それじゃ昔の区裁判所かといふと、昔の区裁判所のようにそんな広範な事件を扱う裁判所でもない、一種獨特の裁判所でありませんで、手続もそつういふ関係で簡略化されることが必要であり、またそれが望ましい。ある程度は簡略化されておられませんで、裁判の適正を保障するためには、一定限度の手續の厳守といふことが必要であり、したがつて、そつう手續を簡略化するばかりが民衆に身近な裁判所であるとは決して言へないと思ひます。ことに簡易裁判所の制度は、英米のマジストコートとは非常に性格が違つていふことは考へなければならぬと思ひます。

○松本(善)委員 この成立の経緯、そつうして簡易裁判所の性格については、何度も議論をされておられるわけでありませんで、この特別の実施について、裁判所においては現実にはほとんど行なわれていない、有名無実になつておられるといふこと、これもまた争うべくもない事実であります。裁判所がこの特別が実行されるように努力をされているという節もないと思ひます。

最高裁当局にお聞きしたいのであります。簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特別三百五十二條以下の、これの講習、これの実践に關する講習だとか実習だとか、そつういふことを裁判所はやつておられるか。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所判事につきましては、初任の當時に研修をいたしませんで、その後たびたび会同あるいは研修を実施しておられるわけと申します。そつういふ際には民事訴訟法、刑事訴訟法等についても十分に講習をいたしておられるわけと申します。

○松本(善)委員 私の聞きますのは、特にこの簡易裁判所の民主化のために、寺田総務局長も、この特別の実践は重要であるといふことを言われたわけと申します。そのほかの点もあるけれども、重要なことを言われた。だから、この点が実践されていふことではないかといふことは問題なんだといふことと申します。特にその点について力を入れた講習やそれから講習や実習をやつておられるかといふことと申します。私は、簡易裁判所の会同その他において、民事訴訟法や刑事訴訟法の講習をしておられること、これはわかつておられます。しかし、むしろこれは逆に、一番訴訟手續を厳格に実施するといふ方向での講習や講習がおもであつて、簡易裁判所の訴訟手續の特別の実践に關する講習や実習はほとんどされていふことではないか、こつういふうに思ひます。この点をお聞きするわけと申します。

○寺田最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の研修や講習の際に、会同の際に、民事訴訟法の講習等をいたすと申したものは、当然この部分も含んでおられるわけと申しますが、特に昨年度の高裁管内の簡易裁判所のブロック会同におきましては、この点をかなり重く取り上げてやつたわけと申します。ただししかしながら、先般民事局長から御説明申し上げましたように、この規定の中には、おのずから適用のしにくいものとしにくいものとあるといふことはやむを得ない次第と申します。

○松本(善)委員 司法の民主化といふものをほんとうにこの立法の趣旨に従つて追求をしていくとするならば、むしろこのことを実践するための隘路はどこにあるか、それを除くためにはどうしたらいふかといふことを真剣に考へなければならぬといふうに考へるわけと申します。私はどの法曹に聞いても、これはそつういふうに真剣な努力がされていふことと申します。これはそつういふうに考へる人は、ためにする者でなければおそらく一人もない、これが実情

なのではないか。最高裁判所がこの法案のために答弁をするというのではなく、率直に事態を国民の前に明らかにするという点で、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○寺田最高裁判所長官代理者 これらの規定に關する運用の状況及びそのよって来た理由等は、前回の委員会で民事局長から詳しく御報告申し上げております。

○松本(善)委員 それを聞いた上で聞いておるのです。この実践のために、裁判所はこのことをほんとうに完全に実行するといふような努力をいままではないのか。だからこそ、この間に簡易裁判所の性格といふものはずつと変わつてきておるのではないか。ほんとうに裁判所はこの特別全体を完全に実行するために、毎年毎年努力しておりますか。それを国民の前に言うことができませんか。この会議録は在野法曹も含めてすべての人が読みますよ。一体裁判所は、そういう努力をしていっていることを総務局長言われるかどうか。

○矢口最高裁判所長官代理者 前回の委員会の席上でも御説明申し上げましたとおり、本質的にやりがたい面を含んでおりますので、それらの点につきましても、現段階におきましては、むしろ積極的にそれを実施していくことができたのではないかというところでございします。しかし、事件によりまして、そのときに申し上げましたが、損害賠償事件でありますとか、交通の調停の問題でございしますとか、そういった最も一般の国民に親しみやすくして、しかも緊急の救済を要するような事件につきましても、私も訴状を定型化するなりあるいは調停申し立て書の定型化を行なうなり、または口頭による調停の申し立てを行なうなり、その点につきましても格段の努力をいたしておるわけにございします。即日調停ということを交通事件に始めまして非常な成果をあげておりますが、これらの事案も決して一般国民を無視してあるものではないと申して、司法の本質——公正、公平といふことの本質をそこなわない限度におきまして、できるだけこの規定に盛ら

れております特則等の手続につきましては、これを実施していきたいという考えを持っておるわけにございします。

○松本(善)委員 この特別の実施が困難ではないかというところは、これは司法の民主化本来の趣旨から私は逆行しておると思う。また裁判所が逆の努力をしておる、この特別が実際には実行されない方向の努力をしておる、それが事物管轄の拡張である。

これは最高裁の事務総局の出して昭和四十二年十二月の裁判所法逐条解説、ここにちゃんと書いてある。「數次にわたる本法改正の結果、簡易裁判所の裁判権の範囲は次第に拡張され、今日においては簡易裁判所は裁判所構成法上の区裁判所にや近い性格を持つに至っているものといわなければならぬ。これは最高裁が出している文書です。法務大臣もよくお聞きいただきたいと思ひます。裁判所はむしろこの事物管轄の拡張をすることによって實際上戦前の区裁判所に近づけていける。司法の民衆化ということで提案をされ、そうして法律になつておる特別の実行を、むしろできないうちにしておる、これが事物管轄の拡張の意味ではないか。この点については、事務総長がお考えですか。事物管轄の拡張ということが實際上簡易裁判所を区裁判所の性格に変えていくものだということ、裁判所の出した文書でも書いてあります。この点についてはお認めになるかどうか。

○寺田最高裁判所長官代理者 総務局でつくりました書類のことでございますから、私から便宜お答え申し上げたいと思ひます。

確かに御指摘のような記述があることは私も認めます。ただ、ここで申し上げておることは、簡易裁判所と区裁判所と比較しまして裁判権の範囲がどのくらい差があるかということについて、昭和二十九年の改正の結果、若干前よりは近づいた、こういうことをいっておるわけにございします。と申上げますのは、まず区裁判所当時になりました破産事件、和

議事件あるいは執行事件等を取り扱わないという点では全然変化がございせん。また、区裁判所のいわば專屬的な管轄とでも申しますか、価額のいかんにかかわらず取り扱っておりました土地境界確定事件とか、家屋の賃借に關する事件とか、あるいは占有訴訟といふものを簡易裁判所が取り扱わないという点でも、簡易裁判所は区裁判所とは全然違つておる、その点は終始一貫変わらないわけにございします。

ただ、普通の民事訴訟の事物管轄の上限に關しまして、これが単なる経済変動とパラレルかどうかという点では、昭和二十九年の場合におきましては若干の問題があると思ひます。ただ、経済変動を数字的にとらえることがむずかしいので、それがパラレルかどうかとを端的にはかかる尺度はございせんけれども、地裁と簡裁の配分比で見ますと、その配分比が改正前よりも改正後若干ある程度と申すのが一番正確かもしれませんが、簡易裁判所の範囲が広がつていっている点では、区裁判所に近づいたということになろうと思ひます。ただし、区裁判所当時は区裁判所が八五〇、地方裁判所が一五〇であつたわけにございしますから、これは二十九年の改正によりましてまだまだ区裁判所よりはるかに遠いわけにございします。前よりはや近づいたということにございします。

ことに今回の改正法案の実施の結果は、二十九年の改正の程度にも達しない比率でございしますから、そういう意味で、少なくとも今回の改正に關しましては、御指摘のような問題はない、かように考へるわけにございします。

○松本(善)委員 裁判所の資料によりまして、もしこの法律が実施されることになれば、民事事件の半分以上をさばく一審裁判所に簡易裁判所になるわけだ、これは明らかに区裁判所の傾向に近づいていくことになるのではないか。これはもう事物管轄の拡張がそういう結果になるといふことは、最高裁の資料だけでなく、學者もみな申しておられます。

一般的な点でお聞きしたいのですが、事物管轄の拡張がだんだんと簡易裁判所の性格を区裁判所に変えていく方向にいくのだというところは、お認めになっておるのかどうか、これは事務総長に責任者として伺いたいです。

○岸最高裁判所長官代理者 先ほど総務局長からお答えいたしました、二十九年当時の事物管轄の拡張についてはや御指摘のようになりがあらと思ひますが、今回は現在の時点における経済事情のもとにおける訴額の算定ということでありますので、今回の場合は前回の場合と事柄が違つていふふうに考へます。

○松本(善)委員 この最高裁のものによつても、數次の事物管轄の拡張が次第に拡張されておるなつていふことをいっているわけです。今回だけは違つたというわけにはいかない。むしろ管轄の範囲を縮小していき、これは簡易裁判所の本来の趣旨の方向に近づいていくものであるわけです。これは法務大臣にお聞きしたいのであります。これは専門的な話のように見えますけれども、簡易裁判所の司法の民主化のために必要だといふことは、これはほんとうに少額の二万、三万あるいは五万ぐらいの貸し借りでも首をくくらなければならぬという切実な問題として考へていられる人が、裁判所へいまして、来てないのです。その問題を解決しようといふのが簡易裁判所の特別であります。そういうほんとうにこの問題について紛争を解決してほしいという国民を裁判所からますます遊離をさしていき、そういう方向にいくのがこの事物管轄の拡張であります。そういう方向が佐藤内閣の政策でありますか。

○小林国務大臣 いろいろむずかしい議論がございしますが、私もどうもわかりにくい頭が単純なほうにございしますから、法務省あるいは最高裁判所の方々は非常に頭が緻密でございまして、私はやはり上で統轄する者はそういうふうなことに緻密であつては仕事が進まないといふふうなことに考へておるのであります。この問題を聞きましてした場合に、何しろ経済情勢の変動がある、いま十万円を三十

万円にするのはきわめて常識的じゃないかというふうに私は考えておるのであります。いろいろお聞きしてむずかしい問題のあることはわかりました。とにかくそういうふうな金額を限定する以上は、情勢の変化によって金額を直すというようなことはやはり当然あつてしかるべきだ、かように私は考えておるのでございます。

○松本(善)委員 法務大臣にお聞きしますが、私がいま申しました心配は、日弁連の正式の意見で、みなこの点を心配しておるのであります。物価にスライドするというだけの単純な問題でないというところで、在野法曹があつて心配をしておる。きよら長時間をかけたとしても、三人の多少立場の違う方々がおいでになつても、この法案がそのまま通ることについてはみなあつて反対なんだということを述べておられる。そういう日弁連からの意見というのは笑うべき意見だ、取り上げるにも足りない意見だ、こういうふうにお考えでいらつしやいますか。

○小林 國務大臣 いや、私はさうには考えませんが、最高裁のお話を承つても、もう昭和四十年からこの問題をお話し合いをなさろうということでありまして、何だか急にこういうふうな話が出てきたように私は思われぬのであります。十分も過去において討議をされる機会があつた、こういうわけでございますが、どうもそのお話し合いができませんでした。いま申すように、数年来の問題で待ちに待った、もういま出すことがすてにおそきに失しておる、こういうふうな考え方であります。それで、お話し合いができることを私どもは期待したのであります。またこの問題は、私が就任してからもいろいろお話しになったというが、やはり実質的になかなかいろいろな御意見を戦わせる機会が持てなかつた、こういうふうな事態であります。きよら参考人の述べられたようなことは、最高裁の方々もよくわかりたいとおることと思つたのであります、その上に立つてのこのたびの御

提案である、もういわば待ち切れなくなつて御提案なされた、こういう事情のように私は了解いたしておるのであります。

○松本(善)委員 この法案が単なる物価スライドなんだ、司法の根本的な問題に触れないのだ、こういうふうな説明を、いかに事務当局が何べん繰り返されましても、在野法曹のすべてはだれも信用しないと思つておる。

法務大臣に続けてお伺いしたのであります。この間、私は弁護士会と対立をいたしました。この法案を成立させるということについてどうかというところをお聞きしたのであります。その点、どうしてもこれを実行する、そうしたいという緊急性について伺つたときに、最高裁がさういふふうには、この法案を提出するにつきましては、最終的には私は政府の責任であるかと思つておる。最終的には政府の責任であるかと思つておる。政府は、この司法制度の根幹に関する問題であるというふうな在野法曹が言つておる問題について、意見が対立をいたしました。今後も日弁連と最高裁が対立をする、意見が対立をしておる。本来ならこれは十分に煮詰めて、まあ熟したような形になつてから出さるべきものであるかと思つておる。それがさういふ場合、最高裁の意見を一方的に聞いてやつていく、こういうお考え、それでかまわないというお考えなのかというところを最後に確かめておきたいと思つておる。

○小林 國務大臣 これは裁判の取り扱ひ事務の問題でございます。その是非というものを一番よく知つておるのは最高裁判所であるのでございまして、話し合いがつかないというふうなことは、私もこれは遺憾なことだと思つておる。しかし、この法案が出てからもう一カ月以上たちます。その間においても、私どもは実は弁護士会方面からいまださうな切実なお話をお聞きしてありません。正直、率直に申しまして、今度の会長さんにかつてから何かまた急に盛り

上がったと申すか反対が出てきた。この間の事情につきましても、私どもはかなり了解に苦しむものがあるのをごさいます。さういふわけで、これが出てからも十分最高裁とお話しなさる機会があつたと思つておる。私どももいたしましても、単純にただ最高裁がさういふ言ひからというわけではありませぬ。最高裁の意見が適当であるということをお政府当局として認められたらして、この案をお願いいたしておるのでございませぬ。

これはまあ松本委員も、弁護士会が絶対反対なのをこれをするのはどうか、こういう意見もあつておる。また一方から申せば、弁護士会が反対すれば何でも通るのか、こういうふうな議論も一方からあるのではありません。これもまた困る意見であると思つておる。いまのところ、私どもは両者のお話もお聞きの上で、最高裁当局がもう数年にわたつての懸案を、もういまおそきに失するからこの際ぜひやつてほしい、こういうことを言われれば、私もさういふことになる。さういふふうにお考えでおるのであります。さういふ場合において、われわれも両方考え、いまの事態はまことに遺憾な状態だと思つて、この状態は、いまの場合もさういふやむを得ない、何とかこれからは、いまの場合もさういふやむを得ないことを両者においてひとつせひ考えていただきたい、かように強く希望いたしておるのであります。

○松本(善)委員 法務大臣にお話ししておきますが、先ほど、きよらの参考人との質疑の中で、前阿部会長も、これに賛成をするというふうなことをもちろん言つたことではないとお話でありました。それから、伊藤前事務局長も、この法案がそのまま通ることについてはもちろん反対なんだという意見を述べられました。そのことを申し上げておきます。

それで、私は最高裁にお聞きしたのであります。今度の会長さんにかつてから何かまた急に盛り

が、どうしても具体的なお話は伺えなかつた。日弁連と協議をしたけれども、あとが、日弁連がよくない、そういうお話しは伺ひましたけれども、具体的な緊急性は伺えなかつた。これが通らなかつたら一体どういふことになつて、どう困ると思つておるのか、その点を事務局長からお話し伺ひたいと思つておる。

○岸 最高裁判所長官代理者 ただいまの御質問に對しては、前回お答えしたと同じことを申し上げることにいたします。要するに、事情の変化によつて、ことに民事訴訟の訴額をどう定めるかというところは、そのときの経済事情を基準として定められていくのが自然であらうと思つておる。で、今日この三十万円という案が出ましたけれども、先ほど総務局長が申しましたように、もつと数年前からやはりさういふものであつてもよかつたのであります。その上です。一番の民事事件の負担というものが簡裁と地裁との間にアンバランスを呈しておる、このまま放置していきますと、地裁の民事事件は一体どうなるかということがまず考えられなければならぬ問題であります。それなれば地裁を強化したらいけません。いか、地裁を充実したらいけません。かといふことが言われるわけでありませぬ。第一審の充実強化といふことにつきましては、これは最高裁判所のほうでも、民事、刑事を問わず数年来の課題としていろいろの方面から研究し、また実施すべきものは実施しておるのであります。何ぶんにもいま急に地裁の裁判官をふやしてさうして地裁を強化するといふことは、これはさういふことではございませぬ。さういふことからは考えまされません。やはり今回の措置が今日の情勢においては最も適したものであらう、かように考えるわけでありませぬ。

○松本(善)委員 やや真実に近いお話が出てきたわけでありませぬが、この上級裁判所の負担の軽減のために簡易裁判所の管轄を次第に擴張する傾向にある、そのために当初の性格、簡易裁判所の本

来の性格というのがぼやけてきたのです。これは兼子一さんなんかもその著書で指摘をされておられるけれども、まさに、いま事務総長がお答えになられたことはこの指摘の中に入ることである。上級裁判所の負担の軽減のために簡易裁判所の管轄を拡張する、そして簡裁が本来負っている特則などでやらなければならぬ司法の民主化の方向が阻害されておる、これがこの実態であります。いま事務総長の言われた方向でいきますならば、どうしても特任判事の増員という形でこの問題を解決するという方向に行かなければならないと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○岸最高裁判所長官代理者 この上級裁判所の負担軽減ということが直接の動機、目的ではございませんで、今回のように訴額の改正がありますと、そのアンバランスというものは正が反射的な効果として生ずるといふことであります。そういうわけでありまして、別に十万円が三十万円になったからといって、急に、前回二十九年のときのように、簡易裁判所の性格に大きな変革をもたらすものとは私どもは考えておりません。

○高橋委員長 松本君、約束の時間が過ぎたようですから……

○松本(善)委員 まだ過ぎていないです。

○高橋委員長 もう過ぎていますよ。だいぶ過ぎているので、あなたの明快な質問でだいぶ事態が明らかになった……

○松本(善)委員 もうちょっとであります。問題点を明快にする必要がありますので……

○高橋委員長 相当明快になったので——なかなかいい質問だけれども、だいぶ進んだんじゃないか。

○松本(善)委員 もうちょっとでございますので、もうしばらく……

その点について、事務総長、特任判事の増強ということになるのじゃないかということなので

○岸最高裁判所長官代理者 先ほどお答えするのを忘れましたが、これはもうすでに総務局長から

もお答えしたと思えますけれども、このために簡易裁判所の負担が急にふえるということはありませんし、また特任判事を増員するためにこういうことをしたわけでは決してありません。

○松本(善)委員 いま事務総長は、このままでいけば地裁が困るのだ、地裁を強化すれば一番いいけれども、地裁を強化するのは簡単にいかないからというふうに言われたじゃありませんか。先ほど来、弁護士会からお見えになった三人の参考人にそれぞれにお聞きしました。この問題は一体どうしたらいいのだ、地裁の判事を増員すれば解決するのと言いましたら、すべて三人とも、そのとおりだ、そういう方向ならば一挙に解決するといふことを言われたのであります。もしそういう方向で解決しなければ、特任判事の増強になることは明らかだと思えます。

私は、法務大臣にお伺いしたいと思うのであります。これは裁判所だけでは解決しない。やはり政府がこの問題について真剣に取組まなければ解決しない問題であると思えます。これは裁判所の職員定員法の審議のときに、法務大臣が、私のこれについての意見をお聞きになって、附帯決議が四十二年にできておるといふことを御存じだと思えますが、読み上げませんけれども、この要旨は、迅速適正な処理ができませんというのと、裁判所の職員の定員の不足と施設の不備にその原因がある、これを政府は真剣にやるべきだといふことを四十二年に決議しておる。法務大臣は今回だけでありますので、この経過を少しお話し申し上げておきます、これについては裁判所の職員の労働組合は、約三千名の人員がほし、もうでなければ労働強化で困ると言っておる。裁判所は政府に対してそこまでは要求していませんけれども、昭和四十二年に六百九十二名を求めている。四十三年は五百名以上といふことで要求して二百六十二名です。四十四年は五百七十三名を求めている。四十五年は七百九十八名

要求して百三十名です。そのうち百名は警備員です。いま事務総長が答えましたように、地方裁判所の強化ができるならばもちろんいいけれども、それは簡単にできない。というのは、再三再四にわたるこの問題が法務委員会でも論議をされ、裁判所からも言われ、財政法十九条の二重予算の権利行使すべきだといふことを言われても、実行されたくない。これを解決するならば、日弁連と最高裁との対立といふことも解消し、国民の司法に対してのいろいろな不満も解決するといふ方向が切り開けるわけがあります。そういう方向で解決するのは政府の責任ではないかと私は思っています。この点について、法務大臣の御意見を伺いたしたいと思います。

○小林国務大臣 お話のようなことは、そのとおりであらうと思えます。しかし、何といたしましても政府全体として人員増加を抑制するといふ強い方針をとっておるのであります。昭和四十五年の増員は、裁判所方面はむしろ他に比べて非常によくなっていると思えます。お話しのように、これでよろしいと思いません。お話しのような努力は十分これからもいたすつもりであります。そういう方向に進んでおるといふことは、ことしの裁判所関係の増員を見てもある程度おわかりいただけるのではないかと、かように思っています。

○高橋委員長 松本君にちょっと申し上げますが、ほかの委員会は共産党の質問については時間を非常に最小限度にしておるわけです。これは松本君のいつも精細なる議論を聞きたいものだから、われわれ無制限に許しているような形になっているのだが、七時半以上になりますので、ひとつ最後の……

○松本(善)委員 最後というわけにもいきませんが、もう少し……

○高橋委員長 そうでないかと、制限してなしますよ。

○松本(善)委員 もうしばらく。

○高橋委員長 どのくらい。

○松本(善)委員 あと十分もあれば終わります。大体審議というのは自由にやるのが本来なんです。その問題で法務大臣に伺いたいのは、裁判所をほかの各省と同じに考えてはならぬということなんです。その結果は弁護士会との対立にまで影響するし、この問題はほかの省と比べてみればいいじゃないかといふことでは解決しない問題です。そのところをもし一年、法務大臣が本格的に考えになって、解決の方向に進むならば、この対立は解消されるわけです。弁護士会の三人の方々も、一年待ってほしい、いろいろな意見はあるけれども、一年の間に何とか解決したい、これが弁護士会の正規の意見であると言われておる。そういう方向でものごとを解決するといふ方向にお考えになるわけにはまいりませんか。

○小林国務大臣 御案内のように、最高裁判所の予算等については、法務大臣としては主張ができない、あるいはこれを代弁することができない、表向きは私はいまだと思っておりますが、しかし、国務大臣といたしましては、ことしの裁判所の職員の増員等についても、裏からと申してはなんでもありますが、一般の職員と同レベルに見るべきでない、こういう主張を大蔵大臣等にもいたしておるのであります。今後とも私は、予算も人事も法務大臣は関与することではありませんが、しかし、裁判といふことの特質から考えて、そういうふうな法律の制度的なものとは別にしまして、私ども関係者として、お話しのような努力、お手伝いは統いてぜひしたい、かように考えております。

○松本(善)委員 法務大臣、私が先ほど四十二年からの数字をお話ししたのは、この間ほとんど変わっていないということをお話ししたわけなんです。附帯決議が出て全然変わっていない。だから事務総長が、これは地裁を強化するのはもちろん結構だけれども、できないというお話になる。そしてその解決の道を簡裁の事務管轄を拡

張するといふ方向に結果的に求めておる。これは表面の理由ではないといふふうに言われるけれども、明らかに隠された理由であります。だれもがわかっている理由であります。その一番の中心問題を解決すれば、これは何でもないことになる。こんなに長く、おそくまで法務委員会は審議をしなくても解決できる問題になるわけです。一番はつきりしているにもかかわらず、それをやらな

い。そして対立をますます拡大していくというの必要はない。来年度の予算、来年度の人員についてこうしよう、そしてそれを基礎に日弁連と裁判所が考えてほしいということでもできるわけでありませぬ。そういう方向はお考えになりませぬか、絶対に。

○小林國務大臣 この増員が非常に少ないとおっしゃいます、ほかの部局という行政官庁に比べて、とにかく過去において裁判所のふえ方が多い。百人もふえておる、こういうことを聞いておりますし、それからことしの予算、職員の数えただけは他に比べて多いということもおわかりいただけます。やはり判事の補充に非常な苦勞されておるのでございまして、この点も、たとえば簡裁のほうを要求するあるいは判事補を要求する

かという点も、いろいろお考えになつておるのでございまして、皆さんのほうは、弁護士からとればいいじゃないか、こういうことを言われますが、これもなかなか困難なことでありませぬし、ことしの判事補の任命もかく五十数名というところで、現在も裁判官自体が七、八十名の欠員がある、こういうことでもあります。これらの任命については、われわれが口を出してもどうにもならぬ問題でありまして、私も、裁判所の予算やなんかに口出すのはほんとうはいけないのであります。これはお手伝いを申し上げたいということをやつておるのであります。これからもそういう趣旨で十分努力をいたすつもりであります。

○松本(善)委員 法務大臣、先ほどの法案については最高裁の意見を尊重すると言われたけれども、裁判所職員の定員の場合に無条件に尊重しては解決すると私は思う。これはこれ以上言いませんけれども。

事務総長に伺いますが、私は、この問題が起りまして、いろいろな意見を聞きまして、日弁連会長は、弁護士から裁判官になる問題を考えてなければならぬといふことを言っておられる。ある裁判官にお聞きしましたら、あるいは速タイプをふやしてもらえればと事件は処理できるんだ、こういうお話もありました。私は前にある高裁長官にお聞きしたのですけれども、裁判所の人員の増加の問題については、これは弁護士会に理解してもらわなければ解決できない、こういう意見を

持つておられた方もあります。そういう大局的なことを考えて、そしてこの問題を解決すべきじゃないだろうか。私は毎年毎年財政法十九条の二重予算の権利を講ずべきじゃないかということをお話をすつぱくして申し上げているのはそういうことでありませぬ。そういう司法全体の観点から、この問題について再考をするというわけにはまいりませぬでしょうか。

○岸最高裁判所長官代理者 たいま御指摘のような諸点につきましては、裁判所といたしましては、毎年毎年予算請求の際に念頭に置いて努力してまいつてきております。弁護士から裁判官に任官希望される方が少しも多し、これは非常に希望いたしておりますけれども、これは事実上非常に実現困難なことでありまして、一つは経済的な待遇の問題ということもございまして、また弁護士会における互助年金制度が裁判官の年金制度にうまくつなげられれば弁護士から裁判官に希望される方もふえはしないかということも考えまして、この連絡協議会が発足したときにまずその問題を取り上げまして、日弁連のほうにも十分考えていただいたのですが、結局において結論が得られなかつた。そういうような事情で、たいま御指摘のような問題についてはもう十分

に十分とは申しませんが、毎年念頭に置いて考えてきております。また、今後も努力を続けなければならぬと思つてます。

先ほど二重予算のお話が出ましたが、この二重予算権というのは、裁判所に認められております。いわば最後の力といふべきか、これを行使すべきである場合には行使しなければならぬ。私もは予算要求の場合には常にこれを念頭に置いてやっております。過去においても三回ほどこの権限を行使しようとして、そして妥結したこともあ

るくらいで、決して伝家の宝刀というものはやたらに抜くべきものではなくて、ほんとうに必要なときに使わなければならないものであると考えております。

○松本(善)委員 私は、やはり法務大臣も事務総長も考え直すべきであると思つてます。裁判官の給源の問題について触れられたので、一言お聞きしておきますが、転任が問題だとか、それから給与が少ないとか、こういうことが裁判官の給源がないといふことの原因として考えられるおるとすれば、私は法曹と法曹にならうとしておる人間に対しての侮辱であらうと思つてます。それは裁判所の姿勢について真剣に考えなければならぬ。私は一つの例を申し上げますならば、たとえば死刑判決をしてそれがくつがえされても、それについて責任をとつたという裁判官を聞いた

ことがない。裁判官の中でのほんとうにそういうような正義を愛する、憲法の民主的な条項、平和の条項というものをほんとうに愛するといふ精神が充満してないのではないかと、そういう点が若い法曹から裁判官が魅力があるといふふう

に考へられてないといふ一つの原因ではないか。私はこれについても司法修習生の諸君からいろいろ意見を聞いております。裁判所の中の民主化を求める声も強いのです。詳しくは申しませんが、そういう裁判所のあり方にこの給源の問題が関係があるとお考えかどうか、この一点だけをお聞きしておきます。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま松本委員は転任の問題が弁護士と裁判官の志望を決定する動機としてウエイトを占めないようなお話もござい

ましたが、昭和四十二年の五月に、日弁連で十五期から十九期までの弁護士について御調査になりました資料によりますと、転任がないといふことが動機になつておる者が四三%あるという報告になつておるわけでございます。そういう点から申しまして、転任がないということは弁護士志望の動機になつておるといふことではございませぬ。そういう点から申しまして、この点は決して無視できない要素である、かように考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 終わらうと思つておりますけれども、昔も転任はあつたのであります。しかし、昔は裁判官の問題はなかつたのであります。転任の問題に逃げ込むといふことは、私は決して解決の道にならないといふことを申し上げておきますと同時に、法務大臣と事務総長には、いま質疑の中で明らかにしたような点をお考えになつて、あらためてこの法案について再考をされたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○高橋委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

法務行政及び檢察行政に関する件の調査のため、明十五日、プロフェッショナル・ベイスポート・コミッション事務局長井原宏君に参考人として出席を求め、意見を聴取することにいたしました。いと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明十五日午前十時二十分理事会、理事会散会后委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十七分散会

昭和四十五年五月四日印刷

昭和四十五年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局